

計画提案の整理について

(平成19年9月18日現在)

計画提案数 493件 (提案団体 57団体 (地方公共団体単独提案 52団体 共同提案 7件))

主な事項別内訳 (検討のため便宜的に整理)

地域整備 77件

産業 61件

文化・観光 31件

交通・情報通信体系 87件

防災 36件

国土資源・海域 24件

環境保全・景観形成 33件

新たな公 14件

その他 130件

団体	提案 No.	要素 No.	計画提案(案文)	第23回計画部会報告素案(該当箇所)
北海道	1		地球温暖化をはじめ地球規模の環境問題や食料・エネルギー・水資源などのひっ迫が懸念される今日、循環と共生の視点を重視し、深刻化する地球環境・資源エネルギー問題に対応・貢献する国土づくりを進める必要がある。	・第1部第1章第1節(2)、同第2節(1)、第1部第3章第4節、第2部第7章第1節(1)及び(2)に主旨を反映。
北海道	2		広域分散型の地域構造をもつ北海道においては、北海道総合開発計画や道州制特別区域計画と調和のとれた、北海道にふさわしい考え方により地域づくりを進めることが必要である。	・第3部第1章第4節 に主旨を反映。 ・地域の実情を踏まえた地域づくりについては、例えば都市構造に関しては第1部第3章第2節(1)、生活圏域については第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。
北海道	3		広域地方計画区域等の広域ブロックが自立的な圏域を形成し、国際競争力の強化等を図るためには、現状の広域ブロック間の格差を是正し、競争条件を整えることが前提になることから、国土の骨格を成す高速交通体系の整備水準や新幹線、イノベーションによる経済成長を目指した各地域に対する重点的な対策、産業立地基盤等、広域ブロックの国内的な条件整備を戦略的に進めながら、東アジアとの交流・連携に取り組む必要がある。	・広域ブロックの自立的発展に向けた支援については、第1部第2章第3節に主旨を反映。 ・国際競争力の強化を図るための高速交通体系等の機能強化については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中) ・イノベーションによる産業の競争力の強化については、第2部第2章第1節に主旨を反映。 ・産業立地基盤の整備については、第2部第2章第2節に主旨を反映。
北海道	4		経済連携協定交渉に当たっては、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、国民合意の下、関税撤廃の例外品目を設定するなど適切に対応する必要がある。	・第2部第2章第3節(1)に主旨を反映。
北海道	5		苫小牧東部地域については、優れた立地環境を生かし、自動車・リサイクル等の生産施設やエネルギー関連施設及び我が国にとって重要な施設である国家石油備蓄基地の立地が進んでいるが、近年の経済社会情勢の変化を踏まえて、同地域の優位性を生かした産業・プロジェクトの導入を行うなど、開発計画に基づき推進する。	・第2部第2章第2節(1)に主旨を反映。

北海道	6		<p>北方領土については、全国土の一環として利用、整備及び保全が進められるよう計画されなければならないが、現在、特殊な条件下におかれているので、条件が整った後、早急にこの計画に所要の改訂を加え、国土の利用等の基本的方向を示すこととする。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>	
東北	青森県	1	1	<p>地方においては、若者を中心とした人口流出が続いており、このことが急激な少子高齢化の進展、人口減少の大きな要因となっている。急激な少子高齢化、人口減少により、農山漁村などの地域では、過疎化が急速に進展しており、地域社会の維持が危惧される地域も見られるなど、農山漁村の多面的機能を維持していくことが困難となることが危惧される。</p> <p>また、人口流出がある程度抑制されたとしても、人口減少が全国的に進行する中で、各地域の人口減少に歯止めをかけることは困難であり、今後、産業・経済や社会生活など様々な分野に人口減少に伴う大きな影響が生じることが懸念される。</p> <p>そこで、地域の機能維持、活性化を促進するために、地域への人の誘致・移動を促進するとともに、地域産業の振興や雇用の拡大などを通じた定住対策を講じ、地域に住民が定着できる仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>・農山漁村の多面的機能については、第2部第1章第3節、第2部第6章第4節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域への人の誘致・移動については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(3)に主旨を反映。</p> <p>・地域産業の振興及び雇用機会の拡大については、第2部第2章第2節(2)、(4)に主旨を反映。</p>
東北	青森県	1	2	<p>また、併せて、人口の中心部への集中等による効率的な街づくりや、労働力の確保、変化する社会環境に対応した人材の育成等、人口減少社会への適応を促進し、持続可能な地域社会を形成していくことが必要である。</p> <p>このような、地方における地域への人の定着及び人口減少に対応した社会の構築について、全国的な取組を行うとともに、地域の取組に対し幅広い支援を行うことにより、持続可能な地域の形成を図ることが必要である。</p>	<p>・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・労働力の確保、人材の育成については、第2部第2章第2節(4)に主旨を反映。</p>

東北	青森県	2	<p>交通、情報通信体系の整備に関する施策 交通、情報通信体系は、国土構造及び地域構造を規定する主要な基盤であり、その整備は着実に進める。 交通、情報通信基盤の下で、地域間の人、物、情報の活発な交流が行われ、生活、産業、文化等の諸活動が日常生活圏域を越えて広域に営まれ、選択の可能性の高い暮らしが可能となる。また、地域間の連携により、諸機能の効率的配置及びその効果的な利用、観光を始め地域産業の振興等が行われ、活力ある地域が形成される。</p> <p>交通体系の整備 ・国内交通体系の整備 (道路) 道路は、国民生活や社会経済活動を支え、安全・安心で活力ある地域の実現のための最も根幹的な社会資本である。 「迅速・安全・安心・快適」を提供し、地震、台風等の災害時には、地域の孤立化を防ぎ、円滑な救命、復旧活動を支え、また地域の発展に寄与するため、全国の主要都市間を連結する14,000kmの高規格幹線道路網とこれを補完する地域高規格道路の整備を一体的かつ着実に進めることが重要である。 高規格幹線道路網については、21世紀初頭の概成を目指し、大都市圏においては、幹線交通のボトルネック解消の観点から大都市圏間を結ぶ道路、大都市圏の環状道路等に重点を置き、地方圏においては、広域的な連携の軸となる縦貫路線、横断路線に重点を置いて整備を推進する。 地域高規格道路については、地方中枢・中核都市圏の環状道路、農山漁村等と都市部を連絡する道路、地域発展の核となる都市相互を連結し、地域連携の基盤となる道路、空港、港湾等の広域的交通拠点や都市拠点、地域開発拠点と高規格幹線道路網とを連結する道路等を重点的に整備する。</p>	<p>(ブロック間の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第4章において検討中)</p> <p>・ブロック内の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
東北	青森県	3	<p>我が国経済の持続的成長や国民生活の安定を支えるエネルギーの安定的かつ効率的な供給を図るとともに、長期的な視点から、次世代エネルギーの研究開発を行うことは、資源小国である我が国の持続的発展を維持し、また、アジアのみならず、世界の資源・エネルギー問題を克服するために不可欠である。 このため、我が国のエネルギー政策上重要な施設である国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設が立地し、次世代核融合炉の実現に向けた核融合研究開発を行う国際研究拠点として国際核融合エネルギー研究センター等が立地する予定であるむつ小川原開発地区において、これらの施設を核とした技術開発や国際貢献も念頭に置きつつ、関連産業や研究施設等の集積を図る。</p>	<p>・第2部第2章第1節(2)及び第2部第2章第2節(1)に主旨を反映。</p>

東北	青森県	4		<p>資源に乏しい我が国においては、エネルギー高度利用やCO2排出削減を実現すると同時に、これらの技術開発等を通じた新たな高付加価値産業を創造し、経済的活力を維持、発展させ、経済(Economy)、エネルギー(Energy)、環境(Environment)のトリレンマを解決する持続型社会のすがたをいち早く示していくことが不可欠である。</p> <p>わが国における持続可能な社会形成を促進するため、エネルギー高度利用やエネルギー関連の先進的プロジェクトの具体化、ゼロエミッションシステムの高度化等を核とした、地域産業クラスターの形成を通じた地域産業の振興と、持続型社会の先進モデル地域の形成を図る。</p>	<p>・エネルギーの高度利用については、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(1)	1	<p>一方、地方分権改革推進法の制定に伴い、今後、国と地方の役割分担の抜本的な見直しが進展し、市町村合併、規制改革の進展等とも相まって地域の自主決定力の強化が進むことが予測されるとともに、前述のように、東アジア経済の成長による直接交流機会の増大、国民のライフスタイルの多様化、情報通信技術の発達等、地域の自立に向けた環境が整いつつある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(1)	2	<p>国の施策については、国家戦略上の見地から必要とされるものに限定し、広域ブロックの自立的な施策展開を実現する観点から、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策の実施などに必要な権限と税源の地方への移譲を進めることが求められる。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(1)	3	<p>以上の4つのねらいの実現に向けた戦略的取組を推進するに当たっては、横断的な視点として、国と地方の抜本的な役割分担の見直しを行い、地方の自己決定、自己責任による自立的な施策展開を実現することが重要であり、このために必要な権限と財源の地方への移譲を進めることが必要である。また、住民と密接な協働関係を築く主体となる地方のこのような主権強化を実現しつつ、国民の価値観の多様化やNPOの成長などを踏まえ、地縁型のコミュニティや企業も含めた多様な民間主体と行政との協働を図るという視点を持つ必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

東北	岩手県	(1)	4	<p>人口減少・高齢化の進展等から、地域によっては地域活力の低下が見られるとともに社会的サービスの継続的な提供の確保等が難しい状況にある。一方、国民の価値観が多様化する中で、社会への貢献を通じた満足度(充実感)の高さなど総合的な生活の質の高さが求められるようになっている。また、今後、国と地方の抜本的な役割分担の見直しが進展し、必要な権限と税源の移譲のもとで、地方の自己決定、自己責任による自立的な地域経営が実現し、行政と多様な民間主体との協働関係の構築が極めて重要な課題となっていく。このような中で、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手にとらえ、これら多様な民間主体と行政の協働によって、従来の公の領域に加え、公と私との中間的な領域にその活動を拡げることできめ細かなサービスを提供するという「新たな公」の概念を基軸とした地域づくりを行っていく必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(1)	5	<p>地域づくりにおける市町村は、住民など多様な民間主体との協働を活発化させつつ、地域経営の最も基礎的な主体として幅広い住民サービスを担う。一方、広域自治体としての都道府県は、広域的な産業振興や社会資本整備など市町村の圏域を超える広域的・専門的な業務を担う。国は、我が国の国土政策全般にとって必要な基本的事項の方向付けを行うほか、都道府県の圏域を越える広域的な交通・情報サービスの確保、さらには、地理的・自然的・社会的条件が非常に不利な地域に関する支援などを担当すべきである。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(1)	6	<p>一方、広域地方計画に位置付けられるなど広域ブロックにおける防災、資源・水循環の健全化等の課題等に対する取組や、都市内・都市間における持続的な公共交通体系の整備、地域の生産基盤強化等の単独の都道府県にかかる諸課題の解決のための複合的なプロジェクトへの投資に対しては、そのプロジェクトの必要性の判断と実施後の運用に関する責任を追う立場にある都道府県にその実施に要する権限及び税源を移譲していくことが必要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
東北	岩手県	(2)	1	<p>また、我が国は世界有数の地震火山国であり、宮城県沖地震、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震・津波の発生等も懸念されている。</p>	<p>・第1部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p>

東北	岩手県	(2)	2	また、街頭犯罪などの身近な犯罪が依然として発生している現状を踏まえ、犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場並びに駐輪場、住宅の構造及び設備等の整備を促進し、犯罪のない安全で安心な暮らしの実現に向け取り組んでいく必要がある。	<p>・防犯のうちコミュニティの主体的取組については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・犯罪防止に配慮した道路等の整備といったハード面については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p>
東北	福島県	1	1	東京圏を中心とした大都市圏への人口流入は、一方で地方圏の高齢化・過疎化の進展に拍車をかけ、産業の衰退による地域活力の低下を招くなど、大都市圏と地方圏の地域間格差の拡大をもたらしている。	<p>・第1部第1章第3節に主旨を反映。</p>
東北	福島県	1	2	また、過度の一極集中は、過密問題など様々な課題を生じさせるとともに、危機管理の面からも直下型地震や集中豪雨等の災害に対する国土全体の脆弱性を生む要因となっている。	<p>・国土全体の脆弱性の認識については、第1部第1章第3節(1)及び、第2部第5章第1節(4)に主旨を反映。</p>
東北	福島県	1	3	これらの課題を解決し、国民一人ひとりが生活の豊かさを実感でき、安全・安心に支えられた活力ある国土づくりを進めるためには、一極一軸型の国土構造を是正し、行政・経済政策の基礎である人口の適正な分布につながる国土政策を展開することが必要不可欠である。	<p>・第1部第1章第3節、第2章第1節に主旨を反映。</p> <p>・なお、計画では、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成を図り、一極一軸型国土構造を是正していくこととしており、バランスのとれた国土構造の形成を目指すものと捉えている。また、地域間の交流の促進等多様な人口の視点を持った地域づくりを進めることとしている。</p>

東北	福島県	1	4	<p>このため、地方の自主性・自立性を高めるための地方分権改革の一層の推進を図るとともに、都市と農山漁村の相互理解に基づく新たな互恵関係の構築や地域の自主性・自立的な連携を基本とした地域づくりを推進する。</p>	<p>・地方分権については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p> <p>・地域間の互恵の考え方及び地域間交流・連携の促進については、第1部第2章第1節、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(1)に主旨を反映。</p> <p>・都市と農山漁村間については、第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。</p>
東北	福島県	2		<p>地域の実情をよく知る地方が自らの知恵と工夫により実効ある取組みを推進できるよう、国と地方の役割分担を見直し、国から地方への権限と税財源の移譲を進めるなど、地方の自己決定・自己責任の原則に基づき地域の裁量性の高い真の分権型社会を構築することが必要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
東北	福島県	3		<p>地方圏は、食糧、水、エネルギーなどを大都市圏に供給しているとともに、大規模震災等の災害が発生した場合の被災者の受入先としての役割も担っており、人材育成の面においても大きく貢献している。 なかでも、農山漁村は、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止など多面的機能を有している。 このような地方圏の役割を再認識し、大都市圏と地方圏の互恵関係の構築を図ることは、人間と自然が共生する持続可能な国土づくりを進め、国民生活や国民経済の安定のため必要不可欠である。 このため、地方圏や農山漁村の重要性について、改めて国民共通の価値観を創出し、大都市圏と地方圏での人や資本、情報などの流動性を高めることや、都市と農山漁村の相互理解に基づく交流・連携の促進など、相互の補完・共生を重視する新たな互恵関係の構築を図る。</p>	<p>・都市と農山漁村の共生・対流については、第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・地域間の交流・連携の促進については、第1部第2章第1節、第2部第1章4節(1)に主旨を反映。</p>
東北	福島県	4	1	<p>国民の暮らしの安全・安心を確保し、地域の活力を維持していくため、深刻化する医師不足を解消するなど地域医療の確保に努めるとともに</p>	<p>・第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。</p>

東北	福島県	4	2	デジタル・ディバイドを解消するための情報通信基盤の整備を図る。	(デジタル・ディバイド解消のための情報基盤整備については、第2部第4章において検討中)
東北	福島県	5		社会圏、経済圏は複雑かつ重層的に存在しており、地域の実情に応じた課題に対応するため、各地域において多様な交流・連携を推進し、課題解決に向けて取り組んでいる。 広域ブロックを単位とする広域的な課題への対応にとどまることなく、各地域の主体的・自発的な交流・連携を重層的に推進する。	・第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(1)に主旨を反映。
東北	福島県	6		広域ブロックによる自立的圏域の形成が新たな一極集中を生み出すことのないよう地域の魅力を十分引き出す施策を推進するなど、投資のあり方を含め、バランスのとれた国土づくりを推進する。	・広域ブロック内における地域のあり方については、第1部第2章第1節及び第3部第2章第1節において記述。 ・なお、各広域ブロックが自立的に発展するため、各ブロックの独自の発想と戦略性のもと、各ブロックにおいてブロック内の都市・地域構造を踏まえた地域整備及び都市・地域間の連携方策を考える必要があるものと考えており、そのあり方については、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。
東北	福島県	7		国会等の移転(首都機能移転)については、「21世紀の国土のグランドデザイン」においても、国土政策上極めて大きな効果を有し、具体化に向け積極的に検討を進めるべきとされており、地方分権をはじめとする国政全般の改革の推進、東京一極集中の是正、大規模震災等の災害への対応力強化などの観点から、現在も必要性が指摘されている。このため、現在の国会における議論の動向を踏まえつつ、さらに積極的な検討を進めるべきである。	・第1部第2章第1節に主旨を反映。

東北	新潟県	1	<p>中国をはじめとする東アジアが急速に台頭する中で、環日本海地域を形成する東アジア諸国との交流・連携を強化していくことが、我が国の発展につながる。日本海側の港湾においてはコンテナ貨物等の物流量が大きく伸びており、空港においても国際定期路線が増加するなど、日本海沿岸地域と対岸諸国との交流基盤が整備されつつある。これらを踏まえ、これからの国土づくりにおいては、重要性の高まる日本海沿岸地域の振興に向けて広域的な取組みを推進していくことが必要であり、そのために、高速交通・通信体系等の国土基盤を整備し、広域ブロック内及びブロック間相互の交流・連携を強化していくとともに日本海国土軸の形成を進める。</p>	<p>(地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通・情報通信体系の構築については、第2部第4章において検討中)</p> <p>(地域交通・情報通信体系の構築については、第2部第4章において検討中)</p> <p>・ブロック内・ブロック間の交流・連携及び国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p> <p>・なお、地域の連携や国土軸実現のための個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
東北	新潟県	2	<p>集約型都市構造への転換を図るため、まちなか居住や都市機能の集積を促進するとともに、人にも環境にも優しい円滑な都市交通を実現する必要がある。</p> <p>具体的には、都心部の通過交通を排除し安全性・快適性を向上させる環状道路の整備、LRTなどの新交通システムの導入、TDM施策の実施など自動車交通と公共交通の適切な役割分担に配慮した総合的な都市交通計画の実現に向け、地方公共団体や交通事業者等の関係者が一体となって取り組む必要がある。</p>	<p>・集約型都市構造への転換を図るための円滑な都市交通の実現については、第1部第3章第2節及び第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・総合的な都市交通計画の実現については、第2部第1章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>

東北	新潟県	3	<p>多くの中山間地域では、急速な高齢化と過疎化の進行により、耕作放棄地や放置森林の増加、伝統的行事の衰退、棚田など美しい景観の荒廃、さらには集落の消滅も懸念される深刻な事態に陥っている。</p> <p>良好な自然環境や国土の保全、水資源のかん養など多面的な機能を有する中山間地域をグリーン・ツーリズムや二地域居住などの場として魅力のある地域に再生させるため、都市と中山間地域の交流・連携を支える交通基盤、土砂災害や雪害からくらしと命を守る生活基盤、遠隔地医療を支える情報基盤などの整備が必要である。</p>	<p>・中山間地域の振興については、第2部第1章第3節、第8章第1節及び第3節に趣旨を反映。</p> <p>(日常生活を営む上で不可欠な移動を確保するための道路整備や情報通信技術の医療等への利活用については、第2部第4章において検討中)</p> <p>・中山間地域での災害対策については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p>
首都	茨城県	1	<p>我が国が、少子高齢・人口減少社会を克服し、新成長経済を構築していくためには、これまでに培った都市や産業などの既存ストックを有効に活用していくことが必要となる。</p> <p>首都圏は、我が国最大のストックを抱える圏域であり、圏域内における各地域の連携強化と役割分担を通じて、日本の成長エンジンとして我が国全体を牽引していくことが期待されている</p>	<p>・首都圏を含む大都市圏の整備については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・成長エンジンについては、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
首都	茨城県	2(1)	<p>首都圏における高規格幹線道路網の充実は、人や物の流れの効率化につながり、既存の都市や産業の集積効果と相まって、首都圏全体の活力向上や、日本の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。</p> <p>このため、首都圏の高規格幹線道路の整備や未事業化区間の解消を推進し、高規格幹線道路網の早期完成を図る。</p> <p>また、高規格幹線道路のより一層の活用を図る観点から、料金引下げについても積極的に推進する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>

首都	茨城県	2(2)	<p>我が国産業の国際競争力の強化を図るため、国際物流の面においても、貨物を迅速かつ円滑に処理できる陸海空の重層的なネットワークの形成が求められており、輸出入貨物の東京湾への一極集中を是正し、物流効率化と環境負荷の軽減等を図るため、東京湾に依存しない新たな物流ルートの形成を推進する。</p> <p>このため首都圏内において、国際競争力の高い中核国際港湾等の整備を推進するとともに、CIQ機能の充実等、物流拠点機能の向上を図る。</p> <p>この際、ポートセールスや企業誘致等の需要集約の努力や国際物流拠点の形成のための諸施策等を地域が連携して進める。</p> <p>また、これら港湾が、世界との交流の玄関として機能するよう、連結する高規格幹線道路、地域高規格道路等のアクセス強化を進める。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	茨城県	2(3)	<p>我が国の顔である首都圏の国際ゲートウェイ機能を高め、アジア等との交流・連携の拡大を図ることが我が国の国際競争力向上のため重要である。</p> <p>しかしながら、首都圏の空港においては、中長期的な空港容量の不足が懸念され、増大する国際、国内線航空需要への対応と、「東アジアー日圏」や「日帰りビジネス圏」の形成を促進するための国際交通拠点機能の強化が課題となっている。</p> <p>このため、首都圏全体としての空港の容量を拡大するとともに、国際チャーター便、ビジネスジェット、国際貨物便など多様な空港需要に対応するための空港間の適切な機能分担を推進し、首都圏のゲートウェイ機能の強化を図る。</p> <p>併せて、空港間の連携の強化に必要となる道路網の整備を進める。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	茨城県	3	<p>科学技術の振興による絶えざるイノベーションの創出が重要な政策課題となっており、科学技術創造立国の実現に向け、筑波研究学園都市や大強度陽子加速器(J-PARC)(*), 東海地区の原子力研究施設等の世界最先端の研究拠点の機能強化と積極的な活用を通じて、より戦略的な産学官連携の深化を図る。</p> <p>また、科学技術力の最も重要な基盤となる優秀な人材の育成を進めるとともに、科学技術に親しむ機会の提供などを通じ国民の関心と理解を深め、国民が一体となって科学技術を支えていく社会づくりを推進する。</p> <p>* J - P A R C (Japan Proton Accelerator Research Complex) : 物質科学や生命科学等の様々な分野での研究を飛躍的に発展させることが期待される世界最高性能の中性子利用研究施設</p>	<p>・第2部第2章第1節(1)(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

首都	茨城県	4	<p>長期的には世界の食料需給が逼迫すると見込まれ、また国民の多くが将来の食料供給に不安を感じている中、我が国にとって、食料をいかに安定的に確保していくかは国民的な課題である。一方、多様化・高度化する消費者ニーズに的確に対応できる食料生産体制の充実・強化を図ることが求められている。</p> <p>このため、農業を支える担い手づくりを進めるとともに、高品質で商品価値の高い農産物づくりや安心して買ってもらえる仕組みづくりなどの食料供給力が高く、競争力の強い産地の育成に資する施策の充実に併せて、地産地消の推進など消費面の取組の拡大を通じ、国内農業の体質強化と食料自給率の向上を図る。</p> <p>また、林業・木材産業については、森林吸収源対策を強力に推進するとともに、間伐材などの広域流通の円滑化などにより、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」を構築し、産業の活性化を図る。</p> <p>さらに、水産業については、水産物の安定供給を図るため、つくり育て管理する栽培漁業・資源管理型漁業の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業については、第2部第2章第3節等に主旨を反映。 ・森林吸収源対策については、第2部7章第1節(1)に主旨を反映。 ・水産業については、第2部第2章第3節(4)に主旨を反映。
首都	茨城県	5(1)	<p>豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化などと触れ合うことのできる中山間地域において、団塊の世代の退職などに伴いニーズが高まる交流・二地域居住の一層の促進を図るとともに、地域の維持・存続に向けた取組も着実に進めていく必要がある。</p> <p>このため、関係主体が連携して、交流・二地域居住に関する更に積極的なPR活動の実施や交流・二地域居住希望者に対する支援内容の強化を図るとともに、中山間地域における各種施策や維持・存続が危ぶまれる集落の再構築に関する調査研究・支援の充実を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交流・二地域居住の促進については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節に主旨を反映。 ・中山間地域における施策については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。 ・維持・存続が危ぶまれる集落への対応については、第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。
首都	茨城県	5(2)	<p>国民の居住ニーズの多様化を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるようにする必要がある。</p> <p>このため、大都市圏近郊における、将来にわたって地域の資産となる豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれる地域において、緑・景観等にも配慮した安全でゆとりある住宅及び住宅地の供給を着実に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(1)及び同第2節(2)に主旨を反映。

首都	茨城県	6	<p>首都圏には、政治、経済等の中枢機能が高密度に集積しており、大規模地震等が発生した場合、甚大な人的・物的被害や経済的被害が予想される。</p> <p>被災時の影響を最小限に止め、早期の復興を図るためには、首都中枢機能の継続が極めて重要であることから、東京圏と同時被災せず、かつ、迅速な災害対応が可能な地域にバックアップ機能を確保するなど、危機管理体制の充実を図る。</p>	第2部5章第1節(3)に主旨を反映。
首都	茨城県	7	<p>公共交通は、通勤・通学等の用として、また、高齢者や児童、生徒などの移動手段として不可欠であるばかりでなく、人口減少時代におけるコンパクトで活力あるまちづくりや、地球温暖化の防止を始めとする環境対策などの点でも重要な位置付けを占めている。</p> <p>このため、国民の協力を得ながら、既存鉄道網の確保、DMVの導入促進等公共交通インフラの整備・充実に着実に進めていくとともに、公共交通を維持するためには国民の理解が不可欠であることから、公共交通に係る情報提供や理解促進、公共交通利用促進のためのキャンペーン等についても積極的に実施していく。</p>	<p>・第1部第3章第2節、第2部第1章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
首都	茨城県	8	<p>地域医療については、医師の地域的な偏在や、診療科目の偏在等により、救急、周産期、小児救急など必須医療機能の確保が困難な地域が増加するなど厳しい状況になっている。</p> <p>このため、救急・周産期・小児救急医療などに寄与するヘリコプターの活用や道路整備などによる交通アクセスの迅速化、全国的な医師派遣の仕組みづくりなどによる地域医療水準の均てん化、総合的な診療能力を持つ医師の養成などから成る地域医療全体のシステムづくりを進める。</p>	<p>(医療施設へのアクセス基盤については、第2部第4章において検討中)</p> <p>・地域医療の確保については、第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。</p>
首都	茨城県	9	<p>世界に向けて我が国の魅力を発信し、海外からの誘客の増加を図るとともに、今後の成長が期待されるコンテンツ産業など創造的産業の発展を図るためには、日本の文化力を更に高めていくことが必要であるが、文化力の源となる文化・芸術は全国各地に存在している。</p> <p>文化・芸術の持つ創造性は、地域の魅力や活力の向上にも大きく寄与することから、これを地域振興のために積極的に活用していくことが必要である。</p> <p>このため、映像制作支援等を通じた地域のブランド力の強化、地域の重要な知的資源である大学と連携した地域の活性化など、地域の文化力を積極的に活用した地域づくりの取組を推進する。</p>	第2部第3章第1節に主旨を反映。

首都	栃木県	1	<p>また、我が国の広域ブロックとアジアの近隣諸国を直接結ぶ国際交通拠点(広域ブロックゲートウェイ)の機能を拡大し、海空にわたる総合的で重層的なアジア交通ネットワークを戦略的に形成していく必要があり、我が国の国際交通・情報通信ネットワークの強化や近隣諸国との間のクロスボーダーイシュー(国境通過問題)の解決が喫緊の課題であると考えられる。その際、高度成長の過程を通じて発展してきた内陸型産業集積が我が国を牽引する“ものづくり産業”に果たす役割を踏まえ、内陸部もアジア交通ネットワークに円滑に組み込まれるよう、広域ブロックゲートウェイのあり方やアクセス、内陸型国際物流拠点の整備など十分配慮する必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
首都	栃木県	2	<p>このような国土構造の現状と課題の下、新たな時代の潮流を踏まえて、新時代の国土構造の構築に挑戦することにより、一極一軸型の国土構造を是正していくべきである。また、平成4年に「国会等の移転に関する法律」が制定され、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するため、現在、国会において国会等の移転(首都機能移転)について検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。</p> <p>その際、災害時においても救援・避難活動や情報伝達に途絶が生じない強靱な、かつユニバーサルデザインにも配慮した交通・情報通信ネットワークの確保も重要となる。また、災害対応力強化の観点から現在、国会において国会等の移転(首都機能移転)について検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。</p>	<p>・国会等の移転の検討については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
首都	栃木県	3	<p>また、それらの基盤として不可欠な、地域戦略を支える具体的な交通・情報サービスは、地域自らのニーズに基づく画一的でなく真に必要なサービスの選択を踏まえ、広域的な視点から、各種事業の選択的・集中的実施により確保される必要がある。同時に、来るべきユビキタスネットワーク社会の恩恵をすべての国民が享受できるような情報通信基盤の整備や、地域住民の生活の足となる地域に密着した公共交通機関の確保などに十分配慮すべきである。</p>	<p>・第1部第3章第2節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

首都	栃木県	4	<p>自立的な広域ブロックを形成するためには、その基盤として、広域ブロックを構成する地方公共団体が必要な事業を行うに足るだけの権限や財源を有していることが不可欠である。国は、地方分権を積極的に進め、諸権限の地方への移譲、必要な地方一般財源の確保等を行い、広域ブロックを構成する地方公共団体の基盤強化を図るとともに、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的な広域ブロックの形成を促進するため、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための支援、各地域の知恵と工夫の競い合いのための環境整備など、国としての支援の枠組みについて検討しその実現を図ることが求められる。</p>	<p>第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
首都	栃木県	5	<p>広域ブロックの将来ビジョンを描くためには、食料や水の供給、森林の公益的機能(水源かん養、二酸化炭素吸収等)など、ブロック内における従来の相互補完関係を明確にした上で、田舎暮らしや観光・交流、緑の保全など相互補完関係を今後深めていく方向性を示すべきである。そして、それぞれの地方公共団体が適切な役割分担のもと連携と交流を進め、相互補完関係をより深めていくことで、広域ブロック全体の機能強化を目指すべきである。</p>	<p>第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
首都	栃木県	6	<p>また、木材利用のニーズを拡大する観点から、ターゲットに応じた戦略的な普及、海外市場の積極的な拡大、木質バイオマスの総合的利用等を推進する必要がある。</p>	<p>第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。</p>

首都	群馬県	1	<p>(1)国土構造構築の方向性</p> <p>この計画においては、前述したような環境の変化を足がかりとして、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックが、東アジアの各地域との競争・連携も視野に入れつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、諸機能について自立的な圏域を形成する国土構造への転換を目指すべきである。また、大都市圏を有するブロックや豊かな自然を多く有するブロック、日本海に面するブロックや太平洋に面するブロックなど、多様な特色を持つこれらのブロックが相互に交流・連携し合うことで、その相乗効果により活力ある国土を形成していく。この際、前述したように、国土のひずみの解消や質の向上、環境負荷の低減を図り、安全で美しい国土へと再構築していくべきである。(多様な広域ブロックが自立的に発展する国土)</p> <p>なお、東京等の大都市とその他の地域には相互依存・補完の関係があり、大都市はその他の地域のバックアップによりその機能が維持されている点を考慮し、大都市の機能強化だけではなくその他の地域の活性化を図ることが重要である。</p> <p>こうした基本認識に立ち、各広域ブロックの内部では、ブロックの成長のエンジンとなりうる都市及び産業の強化を促していくとともに、ブロック内の各地域が、固有の文化・伝統・自然条件等に根ざした多様な地域特性を発揮し、安定した経済成長を図っていく必要がある。また、安心して住み続けられる生活圏域を形成し、地域の活力を維持する必要がある。</p>	第1部第2章第1節に主旨を反映。	
首都	群馬県	2	1	<p>東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化</p> <p>我が国には国際競争力が高い自動車や情報家電産業等を支える高度なものづくり技術を持つ幅広い部品産業や素材産業に加え、独創的かつ高度な技術を有し世界規模の市場において高いシェアを持つ中小企業が多数存在することも念頭に置き、我が国製造業の強みの源泉であるものづくり基盤技術を担う中小企業の強化とともに国際競争力展開を高めるための支援の強化を図るべきである。</p>	第2部第2章第2節(2)に主旨を反映。
首都	群馬県	2	2	<p>シームレスアジアを支える国土基盤の形成</p> <p>産業、エネルギー、環境等の技術力や文化等における強みを有する我が国が東アジアの一体的、持続的な経済発展を先導していくためには、アジア・ゲートウェイ構想の一環として、アジアと世界を結ぶ国際交通拠点の機能を我が国としても引き続き担っていく必要がある。また、我が国の広域ブロックとアジアの近隣諸国を直接結ぶ国際交通拠点(広域ブロックゲートウェイ)の機能を拡大するとともに、そこへのアクセス性を向上させ、海空にわたる総合的で重層的なアジア交通ネットワークを戦略的に形成していく必要があり、我が国の国際交通・情報通信ネットワークの強化や近隣諸国との間のクロスボーダーイシュー(国境通過問題)の解決が喫緊の課題であると考えられる。</p>	第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)

首都	群馬県	3	<p>(2)持続可能な地域の形成 人口が減少する局面において、持続可能な地域を形成し産業を活性化していくためには、人口増加に伴う都市の拡大に合わせて基盤整備を行う考え方から、拡散型都市構造を是正しつつ既存ストックの状況に合わせて都市の連携や構造転換を図る発想に変える必要がある。また、地域を多様な働き方、住まい方、学び方等を可能とし、多世代及び多民族が共に安心して暮らせる生活圏域として整えつつ、地域独自の資源を活かした産業の活性化、農山漁村の各種機能の再評価等、それぞれの地域が、そこにしかない価値に目を向けた取組を進め、また、地域への人の誘致・移動を通じた人材の蓄積や地域間の交流・連携を促進することが重要である。</p> <p>多文化共生社会の実現 我が国には、就労を主目的に来日した南米日系人をはじめとして、200万人を超える外国人登録者がいる。アジア諸国等とのEPA(経済連携協定)の推進などとも絡んで、今後、更に外国人が増加していくことが予想されている。</p> <p>このような中、外国人の増加に伴って言語や文化の差異に起因する近隣居住者とのトラブルなどの問題のほか、労働、社会保障、医療、教育等の面で様々な問題が浮かび上がってきている。</p> <p>これらのことから、外国人住民と日本人住民とがお互いにそれぞれの文化、個性を理解し、共に安心して快適に暮らせる社会「多文化共生社会」を実現していく必要があり、外国人労働者の適正雇用推進、外国人児童生徒等に対する教育の充実、外国人登録制度の改正等の外国人受入体制を整備する必要がある。</p>	<p>第1部第3章第2節(2)及び第2部第1章第1節(3)に主旨を反映。</p>
首都	群馬県	4	<p>減災の観点も重視した災害対策の推進 防災施設については、これまでの被災状況や整備効果等を踏まえ、引き続き着実に整備していくとともに、今後の投資力等を考慮し、既存ストックの有効活用、自然条件や社会条件等の地域の持つ特性やその地域で起こり得る自然災害の形態を想定した対策の推進、センサーネットワーク技術等の情報通信技術を活用した施設管理の高度化等により効率的・効果的な防災対策を推進する。その際、老朽化等により機能が低下している施設や、耐震設計等の設計手法が高度化する前の古い基準で整備されている施設が多く存在する現状に鑑み、国民の災害に対する意識がさらに高まるなど近年の環境の変化も踏まえつつ、既存の防災施設が国民の期待する機能を適切に発揮しているかについて適切に検証し、整備手法と手順のあり方を改めて検討していくべきである。大規模災害の発生に伴う深刻な被害によって、行政・企業等の活動が停滞し、社会に混乱を招くことのないよう、比較的安全性の高い地域にバックアップ機能を持たせ、広域的視点からリダンダンシーを確保する必要がある。</p>	<p>第2部第5章第1節(1)及び(3)に主旨を反映。</p>

首都	群馬県	5	<p>流域圏における国土利用と水循環系の管理 利水や治水、水質保全、土砂移動、物質移動、生態系などは、森林、農地、都市、河川、海洋・沿岸域をつなぐ水循環系を介して、流域圏における国土利用と密接に関係している。そして、今日までの都市への人口や産業の集中、産業構造の変化等の中で水循環系の姿は大きく変貌し、流域内での水と土砂の円滑な移動・変動の障害、水質汚濁、海岸侵食、生息・生育域の縮小等の問題に加え、近年の異常気象による洪水・渇水の頻発や海面上昇等の新たな課題も生じている。また、気象条件の中長期的な動向は少雨傾向となっており、利水安全度も懸念されるところである。このため、これら課題を的確に捉えて対処することが重要である。</p>	<p>・水利用の安定性確保については、第1部第3章第4節(2)に主旨を反映。</p> <p>・利水安全度については、第2部第6章第2節に主旨を反映。</p>
首都	埼玉県	1	<p>子育てや介護のようにこれまで主に家庭において対応していた機能についても、公共サービスとして提供されることが期待されるなど、「公共」の守備範囲は次第に拡大する傾向にある。また、社会情勢の変化や住民の価値観の多様化などに伴い、行政に対するニーズも高度化・多様化している。</p> <p>一方、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、従来のように行政のみが公共サービスを提供していくことには限界がある。厳しい財政制約のもとで、今後は行政が対応するサービスの一層の重点化が求められるようになる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、公共的サービスの担い手となりうる意欲と能力を備えた住民団体、NPO、企業等の多様な主体と行政が的確な役割分担のもとに連携・協働し、地域の多様なニーズに対応しながら、地域社会を支える仕組みを構築していくことが期待されている。</p> <p>本計画における戦略的取組の推進に当たっては、このような地域力を結集し、協働して取り組む視点を導入していくことが必要である。</p> <p>多様な主体の参画に向けた環境の整備 今後の地域づくりにおいては、自治会やPTA、商店会といった地縁型のコミュニティに加え、地域内外の個人、NPO、企業、行政など様々な主体が、目的を共有しながら連携・協働して取組を進めていくことが必要となる。</p> <p>協働の推進に当たっては、行政の担っていた業務を単に民間に委託するという発想にとどめることなく、民間主体の持つノウハウ等の活用によるサービスの高度化や効率化、地域経済の活性化、雇用の創出といった様々な効果に着目し、民間主体が十分に創意工夫を生かすことができる環境の整備に努めることが必要である。</p> <p>行政は各主体の活動を調整するつなぎ役として、地域活動の基礎となる情報の公開や共有を進めるとともに、地域づくりに貢献したいという住民やNPO等のニーズを吸い上げ、各主体の能力や意欲を最大限に発揮できる業務とのマッチングや主体間の連携を促す取組が求められる。また、NPO等の様々な団体が資金調達や組織運営などの能力を高め、有為な人材を得て自立した活動を持続的に展開することができるよう側面的な支援を行うとともに諸規制の緩和を進めていくことも重要である。</p> <p>さらに、世代・性別・職業に関係なく、個人が地域社会に対して積極的な関わりをもつ社会への転換を図るため、地域活動参画に対する意識の醸成、参画を容易にするための休暇・兼業制度の検討、住民等による資金支援の仕組みなどの検討が必要である。</p> <p>一方、地縁型のコミュニティの中には、生活様式の変化や高齢化、人口減少等を背景に、活動が停滞しているものも見られるため、コミュニティの再生に向けた支援を行っていくことが重要となる。また、住民一人一人が地域社会の担い手になるという認識を次世代に継承していくために、社会教育の充実等を通じて、子どもたちが様々な地域活動に参画する機会を創出していく視点も必要である。</p> <p>地域づくりの推進に当たった役割分担 地方分権が進展する中で、今後、各地域は固有の文化、歴史、自然環境、産業、多様な人材といった様々な資源を活用しながら、他の地域とは異なる独自の価値や魅力を創造し、活力を高めていくことが求められている。</p> <p>このため、地域づくりの取組の推進に当たっては、地域資源の活用方法や地域の実情に精通した住民、住民団体、NPO、企業等の発意や主体性を尊重し、行政はこれらの団体で対応できない取組を引き受けるといった役割分担とすることが効果的である。</p> <p>一方、行政相互の関係においては、地域に密着したサービスを提供する市町村が中心的な役割を果たし、市町村では対応できない広域的な課題については都道府県や国が支えるといった優先順位を確立することが必要である。</p> <p>こうした役割分担を明確にし、それぞれの主体が活動するために必要となる資源や権限を付与していくことにより、サービス提供の多様化に伴う責任の所在のあいまいさや非効率化を防止することが可能になると考えられる。</p>	<p>・わかりやすく記述することについては、第1部第3章第5節及び第2部第8章に主旨を反映。</p> <p>・なお、「新たな公」という言葉については、新しいコンセプトを一言で示すことが大きなインパクトを与えるという観点から、引き続き使っていきたい。</p> <p>また、各地域においては、「新たな公」の考え方について、それぞれの地域に即した展開が進められることが期待される。</p> <p>・規制緩和や、国、地方公共団体の役割分担については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p>

首都	埼玉県	2	1	<p>我が国の経済活動や交流を活性化し、国際競争力を高めていくためには、人的交流や物流の効率性を高めていくことがきわめて重要となる。中でも東京圏の自動車交通の大半を占める通過交通を排除し、渋滞の緩和を図ることは、円滑な人流・物流を実現する上で最も重要な課題の一つとなっている。首都圏中央連絡自動車道をはじめとする首都圏三環状道路の整備率は諸外国と比べても極端に低い水準に留まっていることから、これら環状方向の道路の早急な整備を図ることが必要である。</p>	<p>・第1部第3章第1節・第2節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
首都	埼玉県	2	2	<p>こうした環状道路の整備により物流が飛躍的に向上することが見込まれ、高速道路インターチェンジ周辺など交通便利性の高い地域においては、今後、企業立地の需要が一層高まると考えられる。しかし、このようなポテンシャルの高い地域は、市街化を抑制すべき市街化調整区域となっていることが多く、土地利用転換等の調整に長期間を要することが多い。企業の立地需要に迅速に対応するとともに、周辺の良好な環境と調和した開発を計画的に進めるためには、都市的土地利用を適切に誘導する方策が必要である。</p> <p>このため、民間企業の求めるスピードに合わせた手続きの迅速化、計画的な産業基盤づくりを進めるための土地利用調整のルール化、環境・景観の保全と産業振興を両立させるような仕組みづくりに向けて、関係機関の緊密な連携による取組を進めていくことが重要である。</p> <p>これらの取組により、首都圏の国際競争力を高め、経済活動や交流を活性化し、その効果を我が国全体に波及させ、活力に満ちた魅力的な国土の形成と安定的な経済成長を実現していくことが強く求められている。</p>	<p>・魅力ある産業立地環境の整備については、第1部第3章第2節(2)及び第2部第2章第2節(1)に記述。</p> <p>・良好な環境と調和した都市的土地利用については、第2部第1章第2節(1)に記述。</p>
首都	埼玉県	3		<p>多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を実現するには、それぞれの地域が多様な資源を生かしながら、地域経済の活性化や雇用の確保、住民生活の質の向上等に主体的に取り組むことができる環境の整備が必要である。その際には、人口や産業、社会基盤などが集積し、地域の拠点的功能を担う都市の役割に着目し、その機能を高めるとともに、各都市間の連携を図るネットワークを形成していくことが重要である。</p> <p>大都市圏においては、これまで主に人口・諸機能の集中抑制・分散を図る視点から都市整備政策を進めてきたが、近年、都心回帰等に伴い人口が減少し、市街地の縮退等の動きが現れ始めた地域も見受けられる。こうした状況を踏まえ、今後の都市整備に当たっては、既存の諸機能を活用しつつ、地域の拠点としての役割を果たすために必要な機能を高める戦略的な取組を進めていく必要がある。</p> <p>地方圏においても、地域の中核的功能を果たしている都市について、それぞれの規模や特性、既存の集積等を踏まえながら、今後、地域の自立性を高めるために必要な機能を拡充していくための措置を講じていくことが必要である。</p>	<p>・地域経済の活性化、雇用の確保については、第1部第3章第2節(2)、第2部第2章第2節(1)(4)に主旨を反映。</p> <p>・住民生活の質の向上については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・過度な集中防止からの転換については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・都市の拠点性向上については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>

首都	埼玉県	4	<p>人口減少・高齢化が進む中で、多様性に富み、活力に満ちた地域社会を形成していくためには、住民に身近な地方公共団体が中心となり、地域の実情や住民のニーズを踏まえた地域づくりに取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このため、各地域が自らの判断と責任において課題解決に取り組むことができるように、国は権限の移譲、財源の確保、補助金等の整理合理化、国の関与の整理縮小等を一体的に進め、地方分権をさらに推進していくことが求められる。</p> <p>一方、地方公共団体は、多様な主体がそれぞれの能力を生かし、創意と工夫を重ねながら魅力ある地域づくりに取り組むことができる環境の整備を進めていくことが重要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
首都	埼玉県	5	<p>我が国は、豊かな水と緑、四季折々の変化に富む自然景観に恵まれている。また、地域ごとに異なる多様な気候・風土のもと、農林漁業等の営みを通じて形成された農山漁村等の歴史的景観も数多く残されている。</p> <p>地域固有の歴史・文化に根ざしたまちなみや集落の風景、伝統的な建造物といった良好な景観は、美しく風格のある国土を形成し、うるおいのある豊かな生活環境を創造していく上で欠かせないものであり、国民共通の財産として将来世代に引き継いでいかななくてはならない。</p> <p>一方、都市においては、経済性や機能性を重視するあまり、無個性で画一的な景観が形成されたり、屋外広告物等により美観が損なわれている例も見受けられる。</p> <p>歴史的価値のある伝統的景観を保全するとともに、美観にすぐれ、ゆとりある都市空間を形成していくことは、住民の生活を豊かにするとともに、地域の魅力を高め、国内外からの観光等の交流の活性化や地域活力の向上にもつながるものである。</p> <p>景観法に基づき、道路、河川、公園等の公共施設のうち景観上重要なものについても、景観計画の対象とすることが可能になっている。こうした状況を踏まえ、今後は、住民、NPO、事業者など地域に密着した活動を行う多様な主体が景観計画の策定に積極的に参画し、行政と連携しながら、公共施設も含む地域一帯の良好な景観・風景の保全・創造に取り組んでいくことが期待される。</p>	<p>・第2部第3章第1節(1)及び第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>

首都	埼玉県	6	<p>我が国ではすでに総人口の減少が始まり、世帯数は当面増加するものの、一部地域を除き、今後、人口減少は加速する。特に拠点性の高い都市から遠く離れた地域においてその傾向が強い。一方、急速な高齢化の進行に伴い、今後、大都市圏を中心に高齢者数が急増することが予想される。中でも、高度成長期に大規模宅地開発が進んだ郊外地域においては、同世代の入居者が多いことから、高齢化が一挙に進行すると考えられる。</p> <p>このため、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい生活空間の形成に向けて、それぞれの地域が様々な資源や民間の活力を活かし、創意工夫を用いて、ユニバーサルデザインの普及、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり、にぎわいのある中心市街地の形成、景観に配慮した潤いのある環境整備などに主体的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>・ユニバーサルデザインの普及については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・歩いて暮らせるまちづくり、中心市街地活性化については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・景観への配慮については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	千葉県	1	<p>国や地方公共団体は、住民、NPOをはじめとする多様な民間主体との連携・協働により、「新たな公」による地域づくりを実現していく。</p> <p>そのために、地域・住民ニーズに即した政策課題の発掘や、政策の立案段階からの連携・協働を推進するとともに、住民、NPO等による自発的な地域の課題解決力が強化されるよう支援を行う。</p>	<p>・第1部第3章第5節(1)、第2部第8章第1節、第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	千葉県	2	<p>国際拠点空港について、国際級の規模と機能を有した滑走路等の整備や都市中心部等とのアクセス強化のための交通基盤の整備を推進する。</p> <p>また、トランジット旅客の迅速な入出国に向けた手続・設備面の環境整備を行う。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
首都	千葉県	3	<p>大都市圏の環状道路をはじめとする高速道路ネットワークの整備を推進するとともに、その有効活用に資する利用しやすい料金体系を導入する。</p> <p>また、これらに必要な財源を確保する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
首都	千葉県	4	<p>我が国の産業競争力の維持・強化、経済と環境との調和に向けて、コンビナートを形成する石油化学、鉄鋼、エネルギー産業等による企業間相互の業種横断的な取組や地域との連携による環境調和型地域づくりを促進する。</p>	<p>・産業競争力強化のための生産性・効率性向上については、第1部第3章第1節(1)、同第2節(2)、第2部第2章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・環境との調和のための省エネルギーの推進、新エネルギーの活用については、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p>

首都	千葉県	5	<p>行政と産業界の連携により、循環型社会の実現、廃棄物の適正処理の推進に向け、処理費用が確実に負担される制度を構築する。</p> <p>また、建設系廃棄物、建設汚泥及び建設発生土について、処理費用が確実に負担される制度、発生から処分までの総合的な管理及び有効利用を促進するシステムを構築する。</p>	<p>・第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p>
首都	東京都	1	<p>無し((首都機能の移転に関する)記述を盛り込まないこととする提案であるため)</p>	<p>・首都機能移転については、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところである。このため、新たな国土形成計画において、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を記述している。</p>
首都	東京都	2	<p>経済のグローバル化や東アジア諸国の経済発展に伴い、国境を越えた競争が激化するなか、大都市が人口・諸機能が集積するメリットを活かして経済発展をリードする時代を迎えている。こうしたことを勘案すると、国家全体の利益につながる新規投資の選択と集中という視点に立ち、日本を牽引する首都圏及びその中核である東京の再生を効果的に推進していくことが極めて重要となっている。</p> <p>その際には、世界に対する日本の顔である首都東京において、民間の資金、ノウハウを活用した都市再生の起爆剤となる拠点整備や公共施設の整備促進、災害対策などを図り、環境や景観にも十分配慮した、魅力的で安全・快適な都市空間を創造することで、大都市における都市再生を積極的にリードしていくべきである。</p>	<p>・首都圏を含む大都市圏の整備については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・経済発展の牽引力については、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
首都	東京都	3	<p>急成長を遂げるアジア諸都市との競争に勝ち抜くなど、日本の国際競争力を強化するためには、国家全体の視点から、日本の顔である首都圏の交通インフラの整備が必要である。そのためには、広域的な高速道路ネットワークを構成する三環状道路の整備を図り、首都圏の最大の弱点である渋滞を解消するとともに、空港・港湾機能等を強化することにより、国際競争力を一層強化し、快適で利便性の高い都市を実現すべきである。</p>	<p>・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

首都	東京都	4	我が国は過去10年間で、マグニチュード6以上の地震発生回数が世界の約2割を占める世界有数の地震国であるとともに、都市型水害が度々発生するなど、大都市において震災・水害対策は極めて重要な課題であり、建物の耐震化や河川整備等に集中的に取り組んでいく。さらに、最先端技術を活用したテロ対策を進め、首都東京をはじめとする大都市の国際的な評価や信用力を大幅に向上させ、より安全で危機に強い都市を将来に継承していく。	<p>・建物の耐震化や河川整備等の震災・水害対策については、第2部第5章第2節(1)及び(2)に主旨を反映。</p> <p>・安全で危機に強い都市に関する基本的施策については、第2部第5章第1節(3)に記述。</p>
首都	東京都	5	屋上や壁面の緑化、校庭芝生化、街路樹の充実などあらゆる都市空間を緑化し、国民や企業の協力を得ながら、緑あふれる大都市を再生するとともに、賑わいあふれる魅力的な水辺空間を形成する。あわせて、無電柱化の推進や、市街地の更新や公共施設整備等の機会を捉えた美しく風格のある景観の創出などの取組により、大都市の価値を更に高めていく。	<p>・都市空間の緑化については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第1節(1)及び(3)に主旨を反映。</p> <p>・景観の創出については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	東京都	6	地球温暖化に代表される世界的な環境危機を回避するためには、今後急激なエネルギー需要増大が見込まれるアジア地域を中心に、緊急の対策が不可欠である。都市づくりと連動し、最先端の省エネルギー技術などを駆使しながら、温室効果ガス排出削減の取組や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用などを推進することにより、世界で最も環境負荷の少ない大都市を実現するとともに、その成果をアジアなど世界に発信していく。	<p>・環境負荷の小さな大都市については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)、同第7章第1節(1)、同第7章第2節(1)及び(3)に主旨を反映。</p> <p>・アジアへの情報発信については、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p>
首都	東京都	7	都市農地は、食料生産機能はもとより、ヒートアイランド現象の緩和や災害時の緊急避難場所、身近な農業体験や食育の場など多くの機能を発揮し、豊かな都市住民の暮らしや、安全で快適な都市環境の形成に極めて重要な役割を果たしている。このため、都市における農業の一層の振興を図り、豊かで潤いのあるまちづくりをめざして、今ある農地を積極的に保全していく必要がある。	<p>・都市農業の振興については、第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・市街化区域内農地については、第6章第4節(1)に主旨を反映。</p>

首都	神奈川県	1	1	<p>我が国の持続的な経済成長と、国際社会における競争力や相対的な地位を確保していくためには、首都圏に集積する既存の機能や資源を最大限に活用・再生するとともに、新たな産業や企業の立地を戦略的に推進していくことが重要である。</p> <p>そこで、圏域内外の主要都市間における人やモノ、情報などを迅速・円滑に流すため第二東海自動車道や首都圏中央連絡自動車道など自動車専用道路網やリニア中央新幹線などの整備促進を図るほか、既存の交通網を生かした公共交通の整備など広域交通ネットワークの充実・強化に向けた戦略的な投資を進めていく必要がある。</p> <p>また、羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の実現を図るとともに、世界とのゲート機能の強化に向け、羽田空港と成田空港及び主要都市の一体性を高める高速交通基盤の整備を図るほか、スーパー中核港湾などの整備を促進することが必要と考える。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	神奈川県	1	2	<p>さらに、我が国経済を持続的に発展させていくうえで、科学技術の振興が重要であることから、首都圏においては、産学公連携による研究活動や新産業の創出、情報通信技術の活用などにより、国際競争力のある産業クラスターが形成されるよう戦略的に取り組む必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	神奈川県	2	1	<p>(地域が持つ資源の活用)</p> <p>人口減少・高齢化の進展などを見据え、首都圏の持つ機能や内在する地域資源を最大限に活用し、地域の個性を伸ばす土地利用政策や産業、防災、環境等の視点にたった選択と集中による社会資本整備、また、蓄積された既存ストックを活用し、住む人や訪れる人の多様な選択が可能となるような利便性の高い交通ネットワークの形成などの取組を進める必要がある。</p>	<p>・地域の状況を踏まえた土地利用政策については、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・選択と集中による社会資本整備については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p> <p>・利便性の高い交通ネットワークの形成については、第1部第3章第2節、第2部第1章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

首都	神奈川県	2	2	<p>定住人口の減少が進む地域における施策としての二地域居住が、一方で大都市圏において偏った人口移動による新たな財政負担や、地域の一体性を阻害することのないよう、適正な土地利用の観点から十分な検討を行う。</p>	<p>・二地域居住の検討について、第2部第1章第4節(2)、(3)に趣旨を反映。</p> <p>・市街地の縮退への対応等について、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	2	3	<p>富士箱根伊豆地域のように地域資源を活用した観光振興は、当該地域の活性化や国際観光客の誘致に向けた重要な施策の一つであることから、観光情報の発信や地域の魅力づくりといったソフト施策に加え、空港や自動車専用道路網などの社会資本の整備、防災対策、景観形成など幅広い観点から戦略的に取り組む必要がある。</p>	<p>・第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	2	4	<p>人口減少・高齢化の進展などを契機に、これまで画一的に拡大してきた土地利用のあり方を見直し、地域の個性を活かしつつ、低・未利用地の活用なども視野に入れた都市的な機能の集約化を図ることなどで、快適でゆとりある都市環境の創出をめざした広域的な土地利用の再構築が必要である。</p> <p>その際、都市施策等との調和を図りながら、良好な景観の形成、防災、自然環境の保全などの多面的機能を提供している都市部の農地や緑地の保全を図り、その貴重な役割を活用する。</p>	<p>・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・良好な景観の形成については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・都市部の農地や緑地の保全については、第2部第1章第1節(2)、第2部第6章第4節(1)、同第7章第2節(1)及び(3)に主旨を反映。</p>

首都	神奈川県	2	5	<p>(暮らしやすいまちづくり)</p> <p>障害の有無、年齢、国籍などにかかわらず、健康で、一人ひとりが尊重され、その人らしく生き生きとした生活を送ることのできる環境を形成する。そのため、都市圏の暮らしやすさの確保に当たって、ユニバーサルなまちづくり、地域コミュニティの再生、形成の視点が必要であり、若年層の人口が相対的に多い首都圏においては、子育て支援のための環境整備も充実させるべきである。</p> <p>地域の生活環境の改善と地域活性化の観点から、周辺に多大な影響を与える施設、基地等の配置や周辺対策、広域的な土地利用の再構築を行うなど、時代の潮流を踏まえた持続可能な地域の形成に向けた取組を推進する。</p>	<p>・ユニバーサルデザインの普及については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域コミュニティの再生については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・子育て支援については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・広域的な土地利用の再構築については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	2	6	<p>地方分権改革を推進することにより、各ブロックの特性や地域住民のニーズを反映した都市づくりを行う。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	3	1	<p>(広域連携体制の充実と災害に強い都市構造の形成)</p> <p>首都圏は、政治、経済、行政など、首都中枢機能が集積し、かつ、人口や建築物が密集している地域であり、ひとたび災害が発生した場合には、日本経済全体に与える影響は大きい。</p> <p>首都直下地震の発生の切迫性が指摘されている現在、被害の軽減と、いち早い首都中枢機能及び都市機能の回復のため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進と首都圏の特性を踏まえた防災の広域連携体制の充実を図るべきである。</p>	<p>・第1部第3章第3節、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p>

首都	神奈川県	3	2	<p>(犯罪のない安全・安心な地域社会の実現)</p> <p>防犯への配慮が十分になされた住宅や道路、公園などの整備の促進をはじめ、防災や交通安全への配慮も十分になされたまちづくりや社会資本の整備を促進する。</p>	<p>・防犯のうちコミュニティの主体的取組については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・犯罪防止に配慮した道路等の整備といったハード面については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	4	1	<p>(環境共生と循環型社会の実現)</p> <p>広域循環システムを構築して環境負荷を低減し、首都圏全体を持続可能な環境と共生する圏域とするための先導的な取組を推進する必要がある。</p> <p>また、首都圏に残された丹沢大山や三浦半島などのまとまりのあるみどりの保全と活用、水源環境の保全・再生、都市におけるみどりの創出、山・川・海の連続性をとらえた土砂管理等による美しい海岸(なぎさ)の保全など、自然環境の保全・再生・創出を進めるとともに、景観に配慮した都市づくりを進める必要がある。</p> <p>人口が集中し都市機能が集積している首都圏ブロックでは、地球温暖化など地球環境問題に対応するため、交通の流れの円滑化を図る広域的な道路網の整備促進を図るとともに、高齢社会への対応も踏まえた公共交通網の機能強化、また、電気自動車(EV)など環境性能に優れた自動車の普及促進や新エネルギーの積極的な導入などにより、環境負荷の低い省CO2型の都市づくりを進めるために戦略的な取組を進める必要がある。</p>	<p>・環境負荷の低減等については、第2部第7章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・自然環境の保全・再生については、第2部第1章第1節(2)及び同部7章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・景観に配慮した都市づくりについては、第2部第1章第1節(2)及び同部第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	4	2	<p>首都圏における都市農業は、住民に新鮮で安全・安心な食料を提供するとともに、良好な景観の形成や防災など多面的機能をもっており、都市農業を守り育てることが、住民の健康や環境の保全には必要である。</p>	<p>・市街化区域内農地については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・都市農業の振興については、第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	5	1	<p>(地域主権の実現に向けた地方分権改革)</p> <p>地域主権の実現に向けた地方分権改革を推進することにより、各ブロックの特性や地域住民のニーズを反映した都市づくりを行うことが必要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

首都	神奈川県	5	2	<p>(新たな地域づくりのシステム)</p> <p>障害の有無、年齢、国籍などにかかわらず、健康で、一人ひとりが尊重され、その人らしく生き生きとした生活を送ることのできる環境を形成する。そのため、都市圏の暮らしやすさの確保に当たって、ユニバーサルなまちづくり、地域コミュニティの再生・形成の視点が必要であり、若年層の人口が相対的に多い首都圏においては、子育て支援のための環境整備も充実させるべきである。</p>	<p>・ユニバーサルデザインの普及については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域コミュニティの再生については、第1部第3章第5節(1)、第2部第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・子育て支援については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	5	3	<p>ユビキタスネット社会の実現に向け、高速無線通信ネットワークの整備等、適切な対応が必要であると考えられる。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
首都	神奈川県	5	4	<p>(多様な担い手の育成)</p> <p>新しい公共を担う多様な担い手への支援を行い、担い手の発意・活動による地域づくりを推進する。</p>	<p>・第2部第8章第1節、第3節(2)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	6	1	<p>(1)首都機能の充実</p> <p>我が国の中枢機能を担う首都圏の整備については、国土全体の中でとらえていく必要があり、これまで蓄積されてきた様々な都市機能や産業の集積などを活かし、国の経済成長を支える活力エンジンとしての役割を果たすため、選択と集中による社会資本整備と既存ストックの有効活用といった視点から、産業、防災、環境などの広域的な課題に対する戦略的な投資を進めていくことが不可欠である。</p>	<p>・首都圏を含む大都市圏の整備については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・成長エンジンについては、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>

首都	神奈川県	6	2	<p>(2)国際社会へのゲート機能の強化</p> <p>首都圏ブロックには、首都機能を担う日本の顔、世界に向けた窓口(ゲート)という特性を活かして、羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の実現、羽田空港と成田空港及び主要都市の一体性を高める高速交通基盤の整備、並びにリニア中央新幹線や第二東海自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備など、国内・外の相互の交流・連携を強化し、我が国全体をバランスある発展へと導いていくことが必要である。</p>	<p>・第1部第3章第1節に記述。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトや構想の進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	神奈川県	6	3	<p>日本の顔でもある首都圏において、潤いを失いがちな大都市の環境インフラとして、大規模緑地については引き続き対策を講じる必要がある。また、中核的で重要な緑地についても同様に、広域的観点から積極的に保全するべきである。</p>	<p>・第2部第1章第1節(2)及び同部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	7	1	<p>(近隣ブロックとの諸機能の相互連携・補完)</p> <p>地震などの自然災害は、その発生場所によって被害の態様も様々であり、特に切迫性が指摘されている東海地震の防災対策や富士山火山対策などにおいては、首都圏という枠組みを越えた広域連携体制の充実に図るべきである。</p>	<p>・第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	7	2	<p>国際化や情報化の進展、価値観や生活様式の多様化等の変化を受け止め、活力に満ちた社会・経済の場を首都圏に築くためには、相互に高密度で水平的な分散型ネットワークを形成して、全国各地との連携・相互補完を進めていくべきである。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p>
首都	神奈川県	7	3	<p>(圏境に跨る資源の活用)</p> <p>富士箱根伊豆地域をはじめとする、圏境に跨る有力な資源を活用した観光振興は、当該地域の活性化に向け、また、国際観光客の誘致に向けた重要な施策の一つであることから、観光情報の発信や地域の観光魅力づくりといったソフト施策に加え、空港や高速道路網などの社会資本の整備、防災対策、景観形成など幅広い観点から戦略的に取り組む必要がある。</p>	<p>・第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p>

首都	山梨県	1	地域における産学官の連携に基づく科学技術クラスターの形成、産学官で研究開発から事業化まで切れ目なくつなぐ仕組みの構築、地域におけるニーズとシーズのマッチングやコーディネート活動の展開などへの支援を行い、科学技術による地域イノベーション・システムを構築することにより、国際競争力のある産業を育成し、地域経済の発展を図る。	第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。
首都	山梨県	2	我が国を代表する観光拠点を中心に一定の広がりを持つ広域観光圏域を、ブロックを跨いで設定し、個性的で魅力的な観光ルートの提供、観光関連施設の整備、宣伝活動の展開など、各圏域が自主的に取り組む観光振興策を積極的に支援することにより、国際競争力のある観光地づくりを推進し、外国人観光客の一層の誘致を図る。	第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。
首都	山梨県	3	中央新幹線について調査を進めるほか、実用化の基盤技術が確立した超電導磁気浮上式鉄道の技術開発を一層推進し、革新的超高速大量輸送システムの早期実用化を目指す。	(第2部第4章において検討中)
首都	山梨県	4	国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連結する高規格幹線道路網とこれを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路が一体となった規格の高い自動車交通網の整備を進め、国土の骨格となる基幹的な高速交通網を形成する。	(第2部第4章において検討中)
首都	山梨県	5	地域が独自に行う農畜産物のオリジナル品種の開発等を支援することにより、多様化する消費者ニーズに対応した国際競争力のある産地形成を図る。	第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。
首都	山梨県	6	人財の流通に向けて、移動したい人と人財を求めている地域等との間の橋渡しを、就業、居住、宿泊、交通手段、自然環境、伝統文化などの情報を総合的にコーディネートして行う、人財・地域ブリッジ機関(情報プラットフォーム)を都道府県単位で整備するとともに、この機関相互の連携により、全国規模での人や企業の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進を図る。	・情報プラットフォームの整備について、第2部第1章第4節(3)に主旨を反映 ・地域外部の人材の活用について、第2部第1章第4節(3)、第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。
首都	山梨県	7	台風などの異常気象や大規模地震及び火山噴火などに起因する自然災害から国民の生命・財産を守るため、災害の未然防止とともに、被害を最小限に抑える減災という観点に立ち、情報通信基盤等の防災施設の整備から、防災訓練の実施・ハザードマップの作成・住民の意識啓発まで、ハード・ソフト一体となった災害対策を広域的・一体的に推進する。 特にハード面では、山岳部を通過する緊急輸送道路を有する関係都道府県が連携し防災工事や橋梁耐震補強等を実施する。	第2部第5章に主旨を反映。

首都	山梨県	8	火山噴火を事前に察知し、それに伴う災害を予防するため、国を中心とした火山観測体制を整備する。 また、火山噴火に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、人家、耕地、公共施設等を守るため、砂防施設の整備を進める。	第2部第5章第2節(3)に主旨を反映。
首都	山梨県	9	災害発生時に傷病者が迅速に適切な医療を受けられるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)の整備、広域医療搬送拠点への仮設救護所の設置、広域救急患者搬送を行うドクターヘリの配備等の広域的な医療提供体制を整備する。	医療提供体制も含む広域的な防災体制のあり方については第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。
首都	山梨県	10	我が国が有する優れた文化遺産や自然遺産の価値を世界に向けて発信するとともに、その保護・保全に対する強い意志を示すため、国際条約に基づく世界遺産登録に向けた取り組みを支援する仕組みを構築する。 また、世界遺産登録の推進に向け、行政、地域住民、NPOなどが一体となった「世界遺産コミュニティ」の形成を図り、文化遺産等の適切な保全管理を進めるとともに、次世代への確実な継承を図る。	世界遺産を活用した観光振興については、第2部第3章第2節(1)に記述。
首都	山梨県	11	循環型社会の形成に向けて3Rを更に推進するとともに、産業廃棄物最終処分場の整備を支援する施策を拡充することにより、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進し、廃棄物地域内処理体制を構築する。	第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。
首都	山梨県	12	イノシシ、シカ、サル、クマ、カワウ等、生息数や分布が全国的に見て拡大増加傾向にある野生鳥獣の生息実態を明らかにするため、地域個体群ごとの調査などを実施するとともに、地方自治体の枠を越えた広域的な保護管理対策を適切に実施し、農山漁村の自然環境、生産基盤及び生活環境の保全を図る。	第2部第7章第2節に主旨を反映。
首都	山梨県	13	都道府県が連携して取り組む廃棄物の不法投棄防止体制を構築することにより、県境や広域ブロックに跨る地域に存する豊かで美しい自然を環境破壊から守り、美しい国土の管理を図る。	第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。
首都	山梨県	14	「水資源かん養」や「二酸化炭素の吸収源」といった森林の有する公益的機能を高めるため、上下流域地域が連携し、適切な役割分担、費用負担のもと、流域全体で森林の保全・整備に取り組むシステムを構築することにより、上流地域の森林整備を積極的に進め、将来世代に健全で豊かな森林を継承する。	第2部第6章第3節(2)に主旨を反映。

首都	さいたま市	1	首都圏は日本の活力の源泉であり、経済、文化等の活力を創出する中核的役割を果たす必要がある。	・第1部第3章第2節(1)及び第3部第1章第2節(2)に主旨を反映。
首都	さいたま市	2	大規模災害時に首都機能をバックアップするため、広域防災拠点の一層の機能の集積強化を図るとともに、広域防災拠点間のネットワークを形成する。	・第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。
首都	さいたま市	3	大都市圏における広域連携拠点を環状に結ぶ高規格幹線道路等の整備を進め、また、併せて環境への負荷を低減した新たな交通手段について検討する。	・大都市圏における交通網については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中) ・環境負荷低減のための新たな交通手段については、第2部第7章第1節に主旨を反映。
首都	さいたま市	4	国は、自立的な広域ブロックの形成を促進するため、財源の確保、権限の移譲等を含め、地域が主体となった地方分権を積極的に推進していく。	・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。
首都	さいたま市	5	広域地方計画と道州制とは、目的や時間的視野など制度を異にするものであるが、今後、道州制の検討状況に合わせ、計画の策定上必要であれば広域地方計画区域等の見直しを行う。	・道州制については、現在議論が始まったところであることから、現段階で本文に広域地方計画区域の見直しについてまでの記載は要しないものとする。なお、国土審議会圏域部会報告(平成18年6月)においては、「道州制が導入された場合においては、計画の策定上必要であれば広域地方計画区域も適切に見直されるべきものとする。」とされているところ。
首都	千葉市	1	多様な広域ブロックが自立的に発展する国土構造の実現に向け、地域が自らの選択と責任で地域づくりを行うためには、その基礎として、地方が担うべき事務と責任に見合った財源や権限を地方が有している必要がある。 このため、地方分権改革をさらに積極的に進めていく。	・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。

首都	千葉市	2	東京都区部への人口、業務機能をはじめとした諸機能の集中等による諸問題への対応については、引き続き、首都圏域内における業務核都市等の拠点都市による適切な業務機能等の分担や拠点都市間の連携を推進していく。	・都市圏の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に記述。
首都	千葉市	3	「美(うるわ)しさ」の視点を重視した国土の管理を進めるため、臨海部・海岸を活かし、公園、道路や景観に配慮した施設等の整備を推進することにより、魅力あふれる水辺空間を創出する。	・第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(1)に主旨を反映。
首都	千葉市	4	国民の安全を確保する上で、防災対策を強化する視点に加え、災害に対して的確に対応し、生じる被害を最小化するという視点に立った減災対策や災害時の支援機能を強化するため、都市開発等の機会を捉えるなど有効な土地利用を図りつつ、防災公園等の広域的な防災拠点の整備を推進する。	・第2部第5章第1節(1)に主旨を反映。
首都	千葉市	5	大都市における農業の担い手の減少による生産性の高い都市型農業の衰退に歯止めをかけるため、公的支援の充実を図ることなどにより、新規就農者を含めた都市型農業の担い手の育成・確保を図る。	・第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。
首都	千葉市	6	都市における公共交通体系については、少子高齢化の進展、地球環境への負荷の増大、集約型都市構造への転換等に対応していくため、ユニバーサルデザインの視点を踏まえつつ、都市の規模や特性に応じ、都市モノレール、LRTなどの基幹的な公共交通機関の整備を進めるとともに、交通機関の連携や結節機能の強化を図るなど、シームレスな公共交通体系の構築を図る。	・公共交通体系の整備及び機能強化については、第1部第3章第2節、第2部第1章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)
首都	千葉市	7	シームレスアジアを見据えた人流、物流、情報の流れを円滑化し、我が国のポテンシャルの向上を図るため、国内・国際拠点としての空港、港湾などの物流拠点・交通結節点の整備に併せ、これらと広域連携拠点を相互に結ぶ首都圏の国際競争力確保のための広域的道路ネットワークの整備を推進する。	・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)

首都	千葉市	8	<p>自立的な広域ブロックの形成を促進するため、地域の特性に応じ、旅客船ふ頭や港湾緑地等をはじめとした港湾環境整備やコンテナ埠頭等国際港湾物流拠点整備を推進するなど、臨海部ウォーターフロントの利活用を図る。</p>	<p>・臨海部ウォーターフロントの利活用については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(1)に主旨を反映。</p> <p>・国際港湾物流拠点整備に関する基本的施策については、第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
首都	千葉市	9	<p>資源循環型社会の形成や環境負荷の低減のため、大都市圏等の臨海工業地帯において産業構造の転換等により発生する遊休地、低未利用地の利活用等により、リサイクル施設等環境関連産業の整備・集積、新エネルギー関連施設など都市型環境拠点の整備を推進する。</p>	<p>・有効な土地利用については、第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・リサイクルについては、第2部第7章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・沿岸域の低未利用地の利活用については、第2部第6章第5節(1)に主旨を反映。</p>
首都	千葉市	10	<p>大都市域等の都市部における水害に対する防災体制や減災体制の強化のため、下水道施設の整備及び河川の改修を推進する。</p>	<p>・第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。</p>
首都	千葉市	11	<p>大都市圏域の自然環境を美しく健全な状態で次世代に引き継ぐため、谷津田・里山など自然環境の保全・活用のための環境整備を進めるとともに、保全活動に係る支援の充実を図る。</p>	<p>・第2部第7章第2節(2)に主旨を反映。</p>
首都	千葉市	12	<p>我が国の国際競争力の維持や安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、大都市における下水道施設や橋梁、学校などの公共施設をはじめとした都市基盤の更新について、計画的かつ重点的な投資を図り、的確に推進する。</p>	<p>・第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>

首都	千葉市	13		<p>持続可能で暮らしやすい都市圏の形成のため、首都圏においては、引き続き、大気・水質環境の保全対策等に取り組むことにより、良好な居住環境の保全を推進するとともに、大都市郊外部の大規模団地やニュータウンにおいては、人口減少等の変化に伴う居住環境の悪化等を招かないよう適切な対応を図る。</p>	<p>・大都市における大気・水質環境の保全については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)、同第7章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・ニュータウンの再生については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
首都	千葉市	14		<p>首都圏は、4,200万人の人口と高度な機能集積を擁する世界でも類のない一大都市圏であり、これまでに形成されてきた巨大かつ高度なストックを有効に活用しつつ、引き続き、我が国の経済成長や国際競争力強化等を支えるための活力エンジンとしての役割を担う。</p>	<p>・首都圏を含む大都市圏の整備については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・成長エンジンについては、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
首都	横浜市	1		<p>首都圏が引き続き我が国の活力エンジンの役割を果たしていくため、首都圏特有の課題については特段の取組が必要である。</p>	<p>・首都圏を含む大都市圏の整備については、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・成長エンジンについては、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
首都	横浜市	2		<p>ASEAN諸国を含むアジアの主要都市とのビジネス交流の促進を図るため、羽田空港の再国際化を推進し、これらの都市との間で、国際旅客定期便の就航を図る。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
首都	横浜市	3		<p>スーパー中枢港湾プロジェクトを推進し、国内港湾の国際競争力を強化する。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
首都	横浜市	4		<p>国際経済戦略としての都市の魅力づくりを進め、各圏域と諸外国、特に東アジアの各地域との関係強化を図る。</p>	<p>・第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>

首都	横浜市	5		米軍施設の返還跡地については、得難い貴重な空間資源であることから、地球環境や緑環境及び、広域防災など大規模用地ならではの利活用策を総合的に検討する。	・低未利用地の有効活用については、第1部第3章第2節(1)及び第2部第1章第2節(1)に記述。
首都	横浜市	6		大都市圏における緑地・農地の減少を抑制するとともに、良好な自然環境の維持・創造を図るため、国と関係地方公共団体が協働して、広域的な緑地・農地の保全・活用に向けた取組を推進する。	・第2部第1章第1節及び第2節、同部第7章第2節に主旨を反映。
首都	横浜市	7		中心市街地においては、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めるとともに、環境面、財政面においても持続可能な、新たな交通施策の検討を推進する。	・コンパクトなまちづくりについては、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。 ・交通施策については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(3)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)
首都	横浜市	8		計画の目的を達成するために、社会資本整備のみならず、ソフト施策や制度改正など新たなしくみを積極的に導入し、バランスの取れた国土づくりを進める。	・第1部第2章第3節に主旨を反映。
首都	横浜市	9		広域地方計画策定に向け、協議・検討の基本となるデータの標準規格化・共有化を図る。	・第3部第2章第1節に主旨を反映。

首都	川崎市	1	<p>首都圏をはじめとする国際的な大都市圏域においては、さらに進展する国際化に対応し、基盤整備を進めるとともに、安全面や危機管理体制の充実に努め、物流・人流の安定化、活性化を促進する必要がある。</p> <p>首都圏においては成田空港の滑走路延伸や羽田空港の再拡張・国際化を控えていることから、今後、経済・産業をはじめとした国際交流の促進、特に我が国の国土形成を東アジアネットワーク型の産業構造に位置付けつつ、産業競争力の強化を図る観点から、東アジアとの連携を強化することが必要である。</p> <p>こうした取組を進める上で、都市としての安全性の確保は不可欠の要件であるため、空港及びその周辺における入管、検疫、防疫などの監視体制・救護体制の強化や、NBC攻撃などによるテロ対策など、危機管理体制の充実は、国際社会における大都市圏域としての責務である。</p> <p>特に羽田空港の国際化はアジアを中心とすることから、成長著しいアジアとの産業・経済連携の強化とともに、安全で安心な首都圏の形成に向けてテロ対策や感染症対策などの危機管理体制の整備が必要である。</p> <p>また、空港において確認された感染症患者は、空港等から近接したエリアで国内感染拡散防止策を可能とする体制整備や、即座に近傍の高度医療機関に患者を搬送できるような環境を整えるなど、バックアップ体制の構築が必要である。</p>	<p>・産業競争力の強化の観点からの東アジアとの連携強化については、第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>(空港の危機管理体制の充実にについては、第2部第4章において検討中)</p>
首都	川崎市	2	<p>地球温暖化防止に向け、人口、産業、国土基盤の集積が著しい大都市圏域において、社会経済活動における「循環」の仕組みづくりに向け、企業間連携の促進などに積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>また、地球規模の観点から、我が国の優れた環境技術等の国際標準化を目指すとともに、国連など国際機関との連携を進めながら、高度な環境技術などをアジアにおける環境施策に結びつける取組や、環境技術に関する情報の収集、発信と、企業間連携による先端的研究フィールドとしての機能を有する国際的な環境技術の拠点形成など、国際社会に貢献する取組を進めることが重要である。</p> <p>また、エネルギー消費がもたらす環境負荷の軽減に向けて、バイオマスをはじめとする新エネルギーの利用促進や、産業活動による排熱の再利用システムの構築、次世代自動車用電池等の開発など、産学官連携によるエネルギー施策の展開を推進する必要がある。</p> <p>良好な都市空間の形成やヒートアイランド対策の観点から、海風・山風を生かした「風の道」の創出や、緑地空間の維持、形成への取組が必要であり、既存のまとまった丘陵緑地等を維持、活用するため都市間連携に取り組むとともに、都市基盤整備においては、環境性能を高めた建築の推進や保水性舗装等の活用など、様々な環境技術の導入による地球環境に配慮した都市空間の創出を推進する必要がある。</p>	<p>・第2部第7章第1節(1)及び(2)に主旨を反映。</p>

首都	川崎市	3	<p>我が国の国際競争力強化のためには、国際的・広域的な結節点である空港、港湾等と都市圏を円滑に結ぶ交通基盤の整備が不可欠であり、特に我が国の中枢機能を担う首都圏においては、羽田空港再拡張・国際化や成田空港の滑走路延伸による効果を最大限に活用するため、国際的なゲート機能の強化や、道路、鉄道などの交通ネットワークの整備を進めることが必要である。</p> <p>また、急速な国際水平分業化が進む東アジア物流に対応するため、ロジスティクス機能の高度化に広域的、戦略的に取り組み、我が国の国際競争力の源泉である首都圏の機能強化を促進する必要がある。</p> <p>首都圏の広域的な都市機能を支える観点から、既存の交通施設を有効活用しつつ、都市鉄道ネットワークの高度化を促進し、経済活動を支えるとともに、安全で快適な都市生活の実現を図る必要がある。</p> <p>また、国際競争力や産業立地環境の高度化に向け、支援制度の創出や、物流コスト削減・サービス水準の向上に向けて、広域的に都市間が連携した取組を促進することが必要である。</p> <p>また、高齢者等の都市機能へのアクセシビリティ確保など、暮らしやすい都市の構築が必要であり、地方自治体や公共、民間交通事業者等の関係者が一体となってハード、ソフト両面からの交通戦略を推進することが必要である。</p>	<p>・国際競争力強化のための空港、港湾の機能強化及び物流の高度化については、第1部第3章第1節・第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・鉄道ネットワークの高度化については、第1部第3章第1節・第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・暮らしやすい都市の構築のための交通戦略の推進については、第2部第1章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
首都	川崎市	4	<p>我が国の産業経済の牽引役を果たしてきた京浜臨海部においては、高度な技術力や集積を活かしたものづくり産業に加え、科学技術によるイノベーションを可能とする研究開発機能の集積が進むとともに、インキュベーション機能の強化や、21世紀型産業としての医療、健康、福祉産業などの新産業の創出支援によって、国際競争力を強化することが重要である。</p> <p>そうした観点から空港周辺などの基盤整備を進め、研究開発機能やインキュベーション機能、シームレスアジアを実現するための高度な物流拠点機能、国内外へのアクセスに優れたエリアでの高度先端医療拠点機能など、新たに国際社会へ発信・貢献が可能な集積拠点の形成が必要である。</p>	<p>・科学技術によるイノベーション・新産業創出については、第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・国際社会へ発信・貢献が可能な集積拠点の形成については、第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)及び同第2節(1)に主旨を反映。</p>

首都	川崎市	4	<p>また、大規模地震等これまでにない多様で甚大な災害のリスクが懸念されるため、首都圏における大規模地震発生時における避難者や緊急物資の確保に向け、基幹的広域防災拠点の整備など、防災拠点機能を強化するとともに、陸上交通のリダンダンシー(代替性、余裕性)の確保も含めた輸送ネットワークの確保と、自動車交通による環境負荷の軽減に向けた基盤整備の促進が必要である。</p> <p>さらに、京浜臨海部の機能強化に向け、老朽化した護岸や岸壁などの港湾施設や民間施設の耐震対策と施設更新を積極的に推進し、物流機能や生産機能、都市機能を強化することにより、経済活動の活性化に取り組むとともに、防災機能である基幹的広域防災拠点を、平常時には親水性豊かな緑地空間として利用するなど、臨海部における水と緑のネットワークの形成などに取組み、アメニティ豊かで市民に開かれた空間を創出することが必要である。</p>	<p>・防災拠点の機能強化及び緊急時における海上交通も含めた輸送ネットワーク確保に関する基本的施策については、第2部第5章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・物流機能、生産機能、都市機能の強化による経済活動の活性化については、第1部第3章第2節(2)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・臨海部における市民に開かれた空間の創出については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(1)において主旨を反映。</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
首都	川崎市	5	<p>経済立国である日本の戦後の成功例である産業政策の実例を、世界に広く紹介・発信するため、産業観光を推進する取組が必要である。</p> <p>また、点在する重要文化財などを活かし、文化財、博物館、アミューズメント、文化遺産などをつなぐ一体的で魅力ある観光ルートの形成に向けて都市間において連携し、戦略的な観光振興を促進することが必要である。</p> <p>さらには、公営事業などを新たな観光資源として捉えるなど、幅広い視点から観光資源を発掘し、海外からの新たな集客に向けた取組の推進が必要である。</p> <p>また、我が国発の映画、アニメ、ゲーム、漫画などのコンテンツを、海外からの集客を呼び込むことが可能な観光資源として捉え、こうしたコンテンツを活かした拠点形成と情報発信に取り組むことが必要である。</p>	<p>・コンテンツの活用については、第2部第3章第1節(5)、同第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・観光ルートの形成、観光資源の発掘については、第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・産業観光については、第2部第3章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p>

北陸	富山県	1	<p>・多軸型国土構造の形成</p> <p>東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や中枢管理機能等が集中することにより、大規模災害時の問題や地域間格差の拡大などの様々な課題が生じている。この一極一軸型の国土構造を是正するため、広域ブロックの形成とその自立促進と併せて、自然、文化条件等の共通性を有し、人、物、情報の密度の高い交流が行われる新たな国土軸を形成することにより、多軸型、多極型の国土構造への転換を目指す。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
北陸	富山県	2	<p>中国をはじめとする東アジアが急速に台頭する中で、環日本海地域を形成する東アジア諸国との交流・連携を強化していくことが、我が国の発展につながる。例えば、東アジア諸国の経済発展に伴い、日本海沿岸諸港の外貨コンテナ取扱量は、過去10年の平均伸び率で全国平均の約3倍、日本海側諸県の国際航空旅客数の伸びは約2倍に達するなど、大きな変化が見られる。</p> <p>これらの情勢に対応し、我が国と東アジア諸国との交流・連携を支えていくためにも、日本海沿岸地域を日本海国土軸と位置付け、環日本海交流を推進する地域として、高速交通、物流、情報通信等の基盤整備を進める。</p>	<p>・日本海側の振興も含む国土基盤の整備については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p> <p>・国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
北陸	富山県	3	<p>東アジア諸国との交流・連携を強化する上で重要性の高まる日本海沿岸地域において、日本海沿岸地域相互間及び日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域を結ぶ新幹線の建設や幹線鉄道的高速化、高規格幹線道路未整備区間の整備促進など、高速交通体系の形成を図る。また、今後ますます日本海物流が拡大することが見込まれることから、東アジアとの交流・連携の基盤となる日本海側の港湾、空港等の整備を進めるとともに、航路や航空路線の拡充などにより活用を促進する。</p>	<p>・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>(第2部第4章においても検討中)</p>
北陸	富山県	4	<p>東アジアの急速な経済成長やシームレスアジアの実現などにより環日本海地域の環境への負荷の一層の増大が見込まれ、酸性雨、黄砂等の環境問題が深刻化するおそれがある。</p> <p>このため、酸性雨、黄砂、漂流・漂着ごみや流出油等の海洋汚染などの環日本海地域の環境汚染に対する調査研究及び環境保全対策を沿岸諸国・地域の連携のもとに一層推進する。</p>	<p>・酸性雨、黄砂については、第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・海洋汚染の調査研究については、第1部第3章第1節(2)及び第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p>

北陸	富山県	5	<p>整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、既着工区間の整備を進めるとともに、それ以外の区間について順次整備に着手し、全国的なネットワークを形成する。</p> <p>また、新幹線の整備に伴い経営がJRから分離される並行在来線について、地域住民の日常生活に必要不可欠な交通手段であることから、その路線維持のため安定的に経営が行われるよう支援するとともに、利用促進と利便性の向上を図る。</p>	<p>(高速鉄道網の形成については、第2部第4章において検討中)</p> <p>(地域の鉄道網の利用促進等のあり方については、第2部第4章において検討中)</p>
北陸	富山県	6	<p>高齢化の進展や地球環境問題への対応、過度に自動車交通に依存した地方の交通体系の是正を図るため、公共交通を維持・活性化していくことが必要であることから、鉄道、路面電車、LRT、バス等の公共交通機関について、まちづくりと一体的に整備を進めるとともに、公共交通の利用促進とICカードの導入等による利便性の向上を図る。</p> <p>また、交通円滑化のため、連続立体交差事業、交通結節点である駅及びその周辺地区の整備等を推進するとともに、IT技術を活用した高度道路交通システムの全国展開を推進し、交通管理の最適化を図る。</p>	<p>・公共交通機関のまちづくりと一体的な整備、及び公共交通の利用促進と利便性向上については、第1部第3章第2節、第2部第1章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>(交通管理の最適化等による交通円滑化のための施策については、第2部第4章において検討中)</p>
北陸	富山県	7	<p>地方の中核都市をはじめ比較的小さなまちにおいても、その地域の活力や個性を代表する「まちの顔」とも言うべき中心市街地の活性化を図るため、各種土地利用制度の適切な運用や市街地再開発事業、商業活動等の活性化、まちなか居住の促進、都市基盤の整備など、少子高齢化社会にも対応した中心市街地に多様な都市機能の集積を図る取組みや、地域の歴史、文化、資産を活かした個性的で賑わいあるまちづくりへの取組みを進める。</p>	<p>・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・地域の文化等を活かした賑わいあるまちづくりについては、第2部第1章第1節(2)、同第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
北陸	富山県	8	<p>地方への企業立地は、地域振興のみならず、経済がグローバル化する中で、日本全体として企業の海外進出・空洞化を防止するという意味で重要である。</p> <p>IT関連製造業など先端産業の分野で見られる国内で設備投資する動きを加速するため、地方に立地する企業への優遇措置や地方圏における自治体の主体的な誘致活動への支援を行う。</p> <p>また、我が国のイノベーションを加速化し、国際競争力を強化していくためには、中央だけでなく地域における取組みが重要であり、知的・産業クラスター形成の促進やロボットやバイオ関連分野等の特徴ある産業の成長・活性化戦略を進める。</p>	<p>・企業立地の促進については、第2部第2章第2節(1)に記述。</p> <p>・知的・産業クラスター形成については、第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)、同第2節(1)に記述。</p>

北陸	富山県	9	観光産業は、21世紀における成長産業として大きく期待されており、外国人観光客の一層の増加が重要である。このため、外国人観光客は長期の滞在とともに広域観光の志向が強いことから、日本の各地域に豊富に存在する地域独自の魅力的な観光資源を活用し、地域間・ブロック間の連携の視点を持ち、国・地域別の観光ニーズに応じた広域的な旅行商品の開発や海外でのPR等各種施策を積極的に行い、国際観光の振興を図る。	・第2部第3章第2節(1)(3)に主旨を反映。
北陸	富山県	10	小児科、産科など特定の診療科の医師をはじめ、地方での医師不足の問題を解消するため、地方における臨床研修に対する支援や女性医師が就業しやすい環境整備などの医師確保対策を推進する。また、看護職員についても、職域の拡大や病院における離職の増加による不足問題を解消するため、新卒者の職場定着や出産等による退職者の職務復帰を進める施策を推進し、国民が等しく高度医療等サービスが受けられる医療体制を整備する。	・第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。
北陸	富山県	11	子育て支援について、高齢者、障害者、児童などに対する既存の施策の枠組を超えた横断的な取組みを推進するとともに、NPOやボランティアなど地域の様々な資源や人材を活用し、地域全体で子育て支援サービスを提供できる仕組みづくりを進める。 また、子育て家庭の経済的負担の軽減や企業、地域等社会全体で子育て家庭を支援していく気運の醸成などにより、安心して子どもを産み育てられる社会を実現する。	・総合的な少子化対策については、第1部第1章第1節(1)に主旨を反映。 ・子育て支援については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。
北陸	富山県	12	外国人住民の増加、定住化の進展を踏まえ、行政情報の多言語化などによる外国人住民への情報提供の充実や外国人住民の地域参加を促進することにより、在住外国人と地域住民との相互理解を増進し、多文化共生社会(国籍や民族などの異なる人が互いの文化的な違いを乗り越えて共に生きていく社会)の実現を図る。	・第1部第3章第1節(1)、第2部第1章第1節(3)、第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。
北陸	富山県	13	豪雪地帯である日本海沿岸地域において、雪によって産業経済活動や住民生活に支障が生じることのないよう冬期道路交通の確保のため、道路管理者間で連携した除排雪を実施するほか、雪崩予防柵やなだれ防止林等を効果的・効率的に整備するなど、総合的な雪対策を進める。	・第2部第1章第5節及び第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。

北陸	富山県	14	<p>森林の有する多面的機能に鑑み、林業の振興を図り森林所有者による適切な管理を促すほか、都市住民の森林整備活動への参加、里山林の再生、針広混交林への誘導など国民全体で森づくりを支える体制を充実する。</p> <p>また、公益上重要な森林のうち、林業の採算性の悪化等から森林所有者による整備が進まない森林については、国や都道府県、市町村など、公的機関が所有者に代わって整備を行う新たな仕組みによる森づくりを推進する。</p>	<p>・林業の振興については、第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・国民全体で支える森づくり、公的機関が行う新たな仕組みについては、第2部第6章第3節に主旨を反映。</p>
北陸	石川県	1	<p>・整備新幹線の整備促進</p> <p>新幹線は、全国高速交通体系の根幹を成し、国土の骨格を形成する大量・高速交通機関であり、その整備により、移動時間が大幅に短縮され、地域の産業・経済の発展に大きく寄与するものである。</p> <p>そのため、整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合わせ「整備新幹線の取扱い」に基づき、既着工区間の工期短縮等を図るとともに、それ以外の区間について所要の事業を進める。</p>	(第2部第4章において検討中)
北陸	石川県	2	<p>・地方空港の国際化</p> <p>地方空港が地方と世界との交流の玄関として機能し、特に外国人観光客の地方圏への誘客を図るため、地方空港の運用時間内に運行されるあらゆる国際旅客便に対応可能なCIQ体制の整備・拡充を進める。</p>	(地方空港におけるCIQ体制のあり方については、第2部第4章において検討中)
北陸	石川県	3	<p>・日本海側における港湾の整備・振興</p> <p>急速に発展する東アジア地域との経済交流を活発化させるため、東アジア地域に開かれている金沢港などの日本海側における港湾の整備及び振興を図る。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
北陸	石川県	4	<p>・子育て支援の充実</p> <p>だれもが安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が健やかに成長できるよう、子育て支援を充実する。このため、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援することが重要であり、特に企業に対し、子育て支援への積極的な取組の働きかけを進める。</p>	<p>・総合的な少子化対策については、第1部第1章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・子育て支援については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p>

北陸	石川県	5		・世界遺産登録の推進 地方公共団体と連携し、文化遺産の世界遺産登録を進めるとともに、登録を視野に入れた文化遺産の適切な保存・活用を図る。	・世界遺産の活用については、第2部第3章第2節(1)に記述。
北陸	福井県	1	1	「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (国土形成計画の意義) 国土形成計画は、わが国の国土構造における未解決の諸課題を完結・完了するという強い使命を持って、国および地方が協力・連携して作成するものである。	・第1部第1章第3章に主旨を反映。
北陸	福井県	1	2	「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (「自立・連携型」国土構造への転換) 国土形成計画では、東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口、諸機能が集中することにより、様々な課題を抱えている一極一軸型の国土構造を抜本的に是正するため、広域ブロックを核とした多様な地域が自立的に発展し、また、有機的な連携の下でヒトやモノの好循環を生み出す「自立・連携型」国土構造への転換を目指す。	・第1部第2章第1節に主旨を反映。
北陸	福井県	1	3	「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (「自立・連携型」国土の実現に向けた国の責務) 「自立・連携型」国土の実現に向けて、国においては、広域ブロックとの連携を強化し、ハード・ソフト両面にわたる国土政策を集中的・重点的に実施する。 ハード対策については、高速交通・通信基盤ネットワークなど、広域ブロックの形成と自立促進のために真に必要な社会基盤を選択し、国が責任を持って重点的な整備を促進する。(ソフト対策は枝番4)	・多様な特色をもつ広域ブロックが相互に交流・連携することの重要性については、第1部第2章第1節に主旨を反映。 ・広域ブロックの自立的発展に向けた国の支援については、第1部第4章第1節に主旨を反映。
北陸	福井県	1	4	「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (「自立・連携型」国土の実現に向けた国の責務) 「自立・連携型」国土の実現に向けて、国においては、広域ブロックとの連携を強化し、ハード・ソフト両面にわたる国土政策を集中的・重点的に実施する。(ハード対策は枝番3) また、ソフト対策については、子育てや雇用、定住促進政策など、大都市圏から地方への人口還流、地域人材の蓄積につなげるための広域ブロックの特性を活かした自主・自立的な地域戦略を最大限尊重し、国において重点的に支援する。	・広域ブロックとの連携強化について、第1部第2章第3節に主旨を反映。 ・地域への人材蓄積等について、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(3)に主旨を反映。

北陸	福井県	2		<p>「第1部 計画の基本的考え方(国土基盤投資に対する国の戦略)」および「第2部 事項別施策の基本的方向」に追加して記載 (「自立・連携型」国土の実現に向けた高速交通ネットワークの重点整備) 整備新幹線や高規格幹線道路等の高速交通ネットワークは、「自立・連携型」国土の実現に向けて、広域ブロックの自立と広域ブロック相互の交流・連携を促進するとともに、わが国の国際競争力の確保、大規模災害時における既存交通網の代替補完機能の確保等を図る上でも欠かすことのできない基礎的な社会資本であり、引き続き、国家的見地から最優先で整備を促進し、計画期間中における完成を目指す。</p>	<p>・高速交通ネットワークの整備促進については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・災害時におけるリダンダンシーに優れた交通、情報通信網の整備については、第2部5章第1節(1)に主旨を反映。</p>
北陸	福井県	3	1	<p>「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (エネルギー供給のベストミックスの推進) エネルギー資源が乏しいわが国において、国民生活を安定的なものとするためには、省エネルギーを進め、化石エネルギーの効率的な利用に努めるとともに、新エネルギーと原子力それぞれの特徴を活かしながら、最大限活用していく必要がある。</p>	<p>・第2部第2章第4節に主旨を反映。</p>
北陸	福井県	3	2	<p>「第1部 計画の基本的考え方」に追加して記載 (エネルギーの国際貢献の推進) アジア諸国においては、経済成長に伴うエネルギー需要の急速な伸びが予想されるなど、環境問題、資源・エネルギー問題等の東アジア共通の問題が顕在化しつつある。わが国は、これまで蓄積した技術や経験を通じて関与・貢献することで、これらの問題を解決し、わが国の国民生活の安全や豊かな自然環境を守るとともに、アジアの繁栄に寄与する必要がある。</p>	<p>・第1部第1章第1節に主旨を反映。</p>
北陸	福井県	3	3	<p>「第2部 事項別施策の基本的方向」に記載 (電源立地地域と原子力の自立的な連携等) 原子力発電は、長期にわたるエネルギー安定供給と地球温暖化対策の双方に貢献する有力な手段であり、国において安全性の確保に最大限努め、引き続き計画的に推進する。 原子力の研究開発および利用を進めるためには、国民と地域社会の理解・信頼が不可欠である。原子力・エネルギー教育を充実するとともに、発電にとどまらず、研究開発機能の強化、国際的な人材の育成・交流、新産業の創出など、電力事業者、産業界、研究機関等が一体となった立地地域の継続的な発展と自立につながる活動を推進する。 また、原子力利用の急激な拡大が見込まれる中国などアジア諸国を中心に、原子力関連の研究者や技術者の人的交流を進め、安全管理など原子力技術面での国際貢献を推進する。</p>	<p>・原子力発電の安定供給については、第2部第2章第4節に記述。</p>

北陸	福井県	4	1	<p>「第2部 事項別施策の基本的方向」に追加して記載 (国民保護と原子力防災・テロ対策の充実強化) 外部からの武力攻撃に対し、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、実動訓練を共同実施するなど、国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行う国民保護対策に万全を期すとともに、原子力発電所の立地地域における事故等に備え、緊急被爆医療体制の充実や搬送体制の整備等を促進する。</p>	<p>・原子力防災を含む危機管理体制については、第2部第5章第1節(3)に記述。</p>
北陸	福井県	4	2	<p>「第2部 事項別施策の基本的方向」に追加して記載 (雪害対策の充実強化) 今後、人口減少や高齢化が急速に進行する中で、家庭や地域コミュニティの「自助」、「共助」の力では対応できない除雪や屋根雪下ろしをはじめ、鉄道・高速道路・地方主要道路・歩道の除雪など、豪雪地帯の地域実情に応じた雪害対策を充実強化し、雪に強い国土基盤の形成を目指す。</p>	<p>・第2部第1章第5節に主旨を反映。</p>
中部	長野県	1		<p>我が国の国土構造を一極一軸型から自立的な圏域が相互に連携・交流するものに転換し、各圏域内部で都市や産業の強化を図る中で、それぞれの地域が有する特色ある産業や自然、観光などの地域特性を活かした自立的なまちづくり、地域づくりを進めることが重要である。 このため、圏域内はもとより圏域外、さらには海外との交流・連携を一層促進するための交通・通信ネットワークの整備、これらを有機的に結び付ける物流体系の整備などを進め、地域の独自性や価値への認識を高めるとともに、人や物、経済、技術などの新たな出会いや創出を生み出すことにつなげていく必要がある。 地震や噴火、豪雨、豪雪などの大規模な自然災害がどこに住んでいても起こりうる現状の中で、交通・通信基盤の整備は、災害に備えた河川の改修や砂防・治山事業などの着実な推進とともに、災害に強い国土の形成に資するものであり、発災時における避難・救援活動、その後の復旧活動などに十分対応していくためのネットワークの多重化に役立つものである。</p>	<p>・広域ブロックを越えた連携・交流の促進については、第1部第2章第1節に主旨を反映。 (広域ブロック間の交流・連携を促進する交通・通信ネットワークについては、第2部第4章において検討中) (海外との交流・連携を促進する交通・通信ネットワークについては、第2部第4章において検討中) ・防災施設及びネットワークの多重化等に資する交通・情報通信網の整備については、第2部第5章第1節に主旨を反映。</p>

中部	長野県	2	<p>心の豊かさを求める国民意識の高まりに伴い、美しい国土の形成、次世代への継承に向けて、景観の維持、形成は、地域づくりの重要な要素となっている。また、我が国の地形的・気象的特徴から、特に上流域における森林、農地の適切な維持管理は国土保全上極めて重要である。</p> <p>しかしながら、こうした国土保全、地域の景観の維持管理を担ってきた中山間地域や地方中小都市は、いち早く進む人口減少や高齢化によりその機能の低下が懸念されている。</p> <p>今後とも持続可能な国土を形成していくためには、多様な特色を持つ地域がそれぞれ自立的に存在することができることが重要であることから、各圏域のエンジンとなる中枢都市の強化を進めるとともに、都市と農村、上下流域などが相互に機能を分担し、補完し合いながら自立していけるよう、地方中小都市や中山間地域における地域に密着した産業の維持・活性化、医師等の人材確保による生活支援体制の充実、地域交通の確保などの生活基盤の確立を図る。</p>	<p>・多自然居住地域については、第2部第1章第3節に主旨を反映。</p> <p>・各圏域のエンジンとなる中枢都市の強化については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節、同(1)に主旨を反映。</p> <p>・医師等の人材確保による生活支援体制の充実については、第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。</p>
中部	岐阜県	1	<p>中央新幹線について調査を進めるほか、実用化段階に至った超電導磁気浮上式鉄道の技術開発を一層推進し、革新的高速鉄道システムの早期実現を目指す。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
中部	静岡県	1	<p>・豊富な流水を擁する大河川の流域には、農業、工業、生活用水などの様々な利水の恵みを受けて、多種多様な産業が発展し、国民生活を支えてきた。</p> <p>・産業規模の拡大や生活様式の高度化に伴って、水利用も多様化しており、また、近年の少雨傾向により夏季や冬季に発生する渇水への対策に苦慮する中で、国民の水需要への的確な対応が求められている。</p> <p>・年間を通して安定した用水の確保のためには、河川の流水に依存した利水者間の相互調整が必要である。</p> <p>・特に、河川の流域が複数の都府県に跨る場合は、河川管理者および都府県等の関係機関、各利水者が連携して、新たな公による総合的な利水調整が求められている。</p>	<p>・第2部第6章第2節(1)に主旨を反映。</p>
中部	静岡県	2	<p>・河川上流域からの土砂の供給が不足し、大河川の河口周辺では海岸の汀線後退が進み、海岸の有する国土保全や生態系維持機能の発揮を阻害している。</p> <p>・今後、海岸侵食がさらに進行し、汀線後退が海岸の背後に広がる住宅用地や農用地、防風林地に及んだ場合、かけがえのない国土を失うとともに甚大な被害を受けることとなり、その復元には膨大な費用を要することとなる。</p> <p>・海岸汀線を維持しているのは河川上流域の森林地域からの水と土砂であり、一方、その供給を阻害しているのが河川中下流域のダム等の河川工作物であることを鑑みると、国土資源に関わる関係府省が連携して対策を講じていく必要がある。</p>	<p>・流域圏については、第2部第6章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・海岸侵食対策については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p>

中部	静岡県	3	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が高まっていることから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた平常時の予防対策を推進する。 ・国民の生命を守るため、木造住宅等の耐震診断及び耐震補強を積極的に促進するとともに、公共施設、病院、学校等の防災上重要な建物や道路、鉄道、港湾、河川堤防、砂防設備、ライフライン施設等の構造物の耐震化を促進する。 ・さらに、人的・物的被害を軽減するため、地震の予知を目指す監視・観測体制の充実を進めるとともに、内陸の活断層の将来の活動に対する対策方針の確立が必要である。また、地震情報の的確な発表に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化については、第2部第1章第1節(1)に主旨を反映。 ・構造物等の耐震化も含む大規模地震対策については、第2部第5章第2節(1)に主旨を反映。 ・観測体制の充実など平常時における災害予防対策に関する基本的施策については、第2部第5章第1節(2)に主旨を反映。
中部	静岡県	4	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、多くの火山帯で構成される火山国であり、噴火等の活発な火山活動による広域的かつ大規模な災害に対する常日頃からの備えが必要である。 ・火山の観測研究及び過去の被害研究が進み、予防対策の有効性が増していることから、観測・監視体制の充実・強化を図るとともに、火山ハザードマップに基づく避難施設の整備と避難体制の確立により、住民避難の円滑な実現を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部第5章第2節(3)に主旨を反映。
中部	静岡県	5	<ul style="list-style-type: none"> ・脆弱な地質のため、大規模な土砂崩壊や地すべり、土砂流出などの土砂災害の発生が懸念される地域に対する災害防止対策が必要である。 ・地震や集中豪雨等による大規模な土砂災害は、下流域に居住する国民の生活に甚大な被害を与えることから、防止対策として有効な治山治水ダム等の施設整備とともに警戒避難体制の整備等のソフト対策が急務となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。

中部	静岡県	6	<p>・広域ブロック内の地域構造は、核となる人口300万人超の大都市圏とは別に、人々の日常生活に必要な基本的な生活サービスが提供される複数市町村からなる地域(生活圏域)が複数存在する構造となっている。</p> <p>・このような状況において、各地域は、広域ブロック内外の大都市圏との様々な交流成果を活かしつつ、自然条件や歴史的経緯に加え、交通体系整備の進捗により、多様な交流と連携を深めることで、相互に機能を分担・補完しあい、自立的に発展する地域ブロックを形成していく必要がある。</p> <p>・そこで、地域を構成する市町村は、都市と農山漁村が一体となった生活圏域の形成に向けて、既存の集積やそれぞれの個性と特色を活かした連携を進め、生活サービスの充実を目指す機能分担と補完を発揮するための調整を図らなければならない。</p> <p>・また、国及び都府県は、複数の地域による地域ブロックの形成に向けて、市町村の連携と補完だけでは実現が難しい産業経済政策や観光振興、高度医療、高等教育・文化、災害対策や自然環境問題等について、それぞれの役割分担の下、連携した取組を進めていくことが求められている。</p> <p>・県境を越えて地域ブロックが形成される場合には、この地域ブロックが目指す将来像を関係者が共有し、施策の方向性を一致させることが必要である。</p>	<p>・生活圏域の形成については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・ブロック内外の交流と連携については、第2部第1章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p> <p>・ブロック内外の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・産業政策、観光振興等については、第1部第3章第2節(2)、第2部第2章、第2部第3章第2節に主旨を反映。</p> <p>・高度医療については第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・災害対策については、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・自然環境問題については第1部第3章第4節、第2部第7章第2節に主旨を反映。</p>
中部	静岡県	7	<p>・各地域には、原材料確保や取引先との関係などの歴史的背景や新たな企業進出等により、受発注取引や情報交換、連携等の企業間関係を構築している多くの企業からなる産業集積が成立している。</p> <p>・従来の港湾を中心とした臨海型工業から転換し、陸・空・情報を中心とした内陸型産業の育成をしていく必要がある。</p> <p>・各地域の活性化のためには、特色のある産業集積を最大限活用するための基盤整備を進めるとともに、新たな事業や産業のシーズとなる技術を提供する大学や公設試験研究機関等と企業との連携を進展させていくことが重要となっている。</p>	<p>・産学官連携、地域の魅力を生かした産業展開については、第2部第2章第1節(1)、同第2節(1)に記述。</p>

中部	静岡県	8	<ul style="list-style-type: none"> ・各広域ブロックが自立的な圏域を実現するためには、既存ストックやポテンシャルを最大限に活かした特色ある地域戦略を独自に進めるとともに、ブロック内の各地域に加え、隣接する広域ブロック間の連携と補完を図る必要がある。 ・ブロック内外の各地域間の交流強化やゲート機能を担う空港・港湾へのアクセス機能強化を図るため、複数の東西方向・南北方向の幹線道路が梯子型に整備された幹線道路ネットワークの形成を図る。 	<p>(地域間の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第4章において検討中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港・港湾へのアクセス機能強化等を図る幹線道路ネットワークの形成については、第2部第1章第2節等主旨を反映。
中部	静岡県	9	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な地域間の交流・連携と補完を強化し、地域の活性化を図るためには、環境負荷の少ない鉄道の利便性の向上が必要となっている。 ・複数の地域を結ぶ在来幹線鉄道の利便性の向上については、高い運行頻度と定時性の確保及び高速化の実現、さらに、鉄道相互や他公共交通機関との乗り継ぎの改善などが求められている。 ・また、地方の人の交流結節点であるJR駅を中心として、自治体とJRの協働により、住民の利便性の向上を図る必要がある。 ・中小民営鉄道を中心に、高齢化の進行により、自家用自動車から公共交通機関へのシフトが進むと考えられるので、地域交通における軌道系の交通機関として、DMV(デュアル・モード・ビークル)やLRT(ライト・レール・トランジット)などの新交通システムの導入を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第2節、第2部第1章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)
中部	静岡県	10	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア諸国の生産量の拡大とともに、北米・欧州との基幹航路等からなる国際海上輸送ネットワークの中核を目指す主要港湾間の競争が激しさを増しており、我が国の港湾の機能強化やサービス水準の向上が課題となっている。 ・広域ブロックにおいては、国内外の船主や荷主のニーズへの対応、さらにニーズの創出を目指し、基盤整備等のハード面の施策と港湾利用のソフト面での施策を組み合わせ、中枢国際港湾及び中核国際港湾の国際競争力の強化を図る必要がある。 ・また、港湾管理者は、国際海上輸送ネットワークの充実・強化に向けた取組を積極的に実施していることから、この取組への支援が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)

中部	静岡県	11	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の国際競争力の維持・強化を図るため、世界各国との航空ネットワークの中心に位置付けられる国際拠点空港の整備を進める。 ・また、地方空港については、広域ブロック内の各地域と東アジア諸国の特定の地域との結びつきが、企業による取引先や子会社・工場とのビジネス交流の飛躍的な増大とともに深まっていることから、アジアに向けた国際航空ネットワークの充実・強化への要求に応える形での機能強化に取り組む。 ・国は、地方空港における航空路線の開設・開拓や増便を図る取組を支援するとともに、CIQ業務体制を拡充する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)
中部	静岡県	12	<ul style="list-style-type: none"> ・広域ブロックの自立に向け、東アジア諸国との交流と連携を強化するためには、人流・物流の円滑化と時間短縮が欠かせないことから、空と海のゲートウェイの機能強化と道路・鉄道等の陸の交通手段の有機的な結合を図り、陸・海・空が一体となった総合交通ネットワークを実現する必要がある。 ・広域ブロックの各地域と東アジア諸国との間の人流では、定期便を持つ空港と高速鉄道である新幹線との結節やアクセスの向上が重要であり、同様に物流では、港湾と幹線道路網の連結が求められている。 ・また、企業の最適化戦略にこたえるためにも、交流の特性に応じて空と海の選択を可能とする陸の交通体系の充実が不可欠となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)
中部	静岡県	13	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信は、住民生活の利便性向上、従来型産業の再活性や新たな産業の振興などによる地域の活性化、行政サービスの向上など、様々な活用による多くの効果が見込まれることから、「いつでも、どこでも、何にでも、誰でも」簡単に使えるユビキタス・ネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護に十分留意しつつ実現する。 ・国民全てがユビキタス・ネットワーク社会の恩恵を享受すべきであることから、IT基盤を新たな社会資本と位置づけ、民間通信事業者の活力を生かしつつ、整備を進める。 ・特に、安定的な大容量通信を可能とするネットワークインフラの根幹となる光ファイバ網の整備が急務となっている。 ・この際、都市及びその周辺地域は、民間通信事業者による整備を促すとともに、採算性の観点から整備の立ち遅れが懸念される中山間地域などの条件不利地域については、行政の支援制度を活用した整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第2部第4章において検討中)

中部	静岡県	14	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行客は、近年増加傾向にあるものの、日本人海外旅行者数の4割の水準にあり、より一層の増加が望まれている。 ・また、訪問先が、いわゆる日本旅行のゴールデンルートと呼ばれる首都圏と近畿圏及び中京圏の都道府県に集中していることから、その他地域への来訪を促すことが必要となっている。 ・そのため、政府は、地方公共団体等と連携して、積極的な広報宣伝活動を進めるとともに、各地域において、外国人が魅力を感じるような自然、歴史・文化及び産業(匠の技や技術)等の優れた観光資源を磨くことや、様々な手法を活用した多言語での観光情報提供等を促進することが求められている。 ・また、国際観光の特色である広域性を鑑み、外国人が快適に日本国内を周遊できるよう、国際観光テーマ地区内及び複数の地区間を結ぶ観光ルートの整備を進めるとともに、国際拠点空港と地方空港の組み合わせによる魅力的なインアウトルートの形成を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部第3章第2節(1)(3)に主旨を反映。
中部	静岡県	15	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ二酸化炭素固定、土砂災害防止、水源かん養等の多面的機能は、広く国民の認知を得ているところであり、特に、その恩恵は国民全体が享受するものであることから、国及び地方公共団体、林業・木材産業関係者に加え、流域住民や多様な主体の参画・連携により、森林の整備・保全を図るとともに、森林で生産された地域材の利用を進めることで、森林整備活動を促進し、次世代に健全で豊かな森林を継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備・保全については、第2部第6章第3節に主旨を反映。 ・地域材利用の推進については、第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。
中部	静岡県	16	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不法投棄は、全国的に不法投棄の撲滅を目指す対策を進めているものの、県境や広域ブロックを跨る地域での不法投棄は、依然として厳しい状況にある。 ・不法投棄により、有害物質による土壌汚染や地下水汚染が一度発生すると、廃棄物の撤去及び原状回復に莫大な費用が必要となる。 ・不法投棄の早期発見、拡大防止のため、国及び都道府県が連携した広域的な監視・通報体制の強化を図る必要がある。 ・また、排出事業者の責任を明確にするとともに、不適正処理が行われた場合の都道府県の指導権限の強化と行政代執行への支援の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。

中部	静岡県	17	1	<p>・首都圏、近畿圏及び中部圏は、その広域ブロック内に、それぞれ東京圏、関西圏、名古屋圏の大都市圏を持つとともに、地理的条件や歴史的経緯等から多様で特色ある都市が分散的に展開し、それらの都市が核となって周囲の市町村と一体となった地域(生活圏域)が複数存在する構造となっている。</p> <p>・これらの地域は、核都市が地域の特性を活かした中枢管理、研究開発、情報、国際交流等の高次都市機能の充実を図るとともに、地域間を結ぶ高規格幹線道路網等の交通体系整備の進捗により、多様な交流と連携を深めることで、相互に機能を分担・補完しあい、自立的に発展する地域ブロックを形成している。</p> <p>・広域ブロックの発展には、大都市圏とそれを取り巻く、地域ブロック内の各地域とが連携を図る必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p> <p>・なお、広域ブロックにおける都市の機能については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
中部	静岡県	17	2	<p>・このため、地域ブロックを構成する各地域について、知的・産業クラスターの形成や都市エリア産学官連携による新事業の創出や研究開発型の地域産業の育成を積極的に進めるとともに、イノベーションの力による既存産業の生産性の向上を図ることが課題となっている。</p>	<p>・知的・産業クラスター形成、イノベーション創出については、第3部第2章第2節、第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p>
中部	静岡県	17	3	<p>・また、各地域ブロックから広域ブロックのゲートウェイである国際拠点空港・中枢国際港湾へのアクセス機能の向上を図るとともに、地域ブロック自前のゲートとして地方空港・特定重要港湾等の機能向上及び地域ゲートと各地域を有機的に結ぶ高規格幹線道路・地域高規格道路等による幹線道路ネットワークの充実・強化が課題となっている。</p>	<p>・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
中部	静岡県	18	1	<p>・県境や広域ブロックに跨る地域は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、自然を上手に活用した農林水産業・地場産業・観光を生業とする人々が暮らす地域であるものの、過疎化や高齢化の進展により、活力の低下など様々な課題が発生している。</p> <p>・本地域の活性化のためには、美しい景観、歴史と伝統に培われた生活文化、温泉などの地域資源を活用した観光の振興を図るとともに、農林水産業の体質強化と再生、地場産業の技術向上と商品開発が必要となっている。</p>	<p>・広域ブロック内の連携の必要性については、第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p> <p>・観光の振興については、第1部第3章第2節(2)、第2部第3章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p> <p>・地場産業の強化については、第2部第2章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・農林水産業の体質強化については、第1部第3章第2節(2)、第2部第1章第3節(2)、第2部第2章第3節に主旨を反映。</p>

中部	静岡県	18	2	<p>・特に、地域経済への波及効果の大きい観光の振興については、本地域が一体となる広域観光ルートを設定し、国内外から観光客の誘致に連携して取り組むことが求められている。</p>	<p>・観光面での広域連携の必要性については、第3部第1章第2節(3)、同第2章第2節、第2部第3章第2節(1)(3)に主旨を反映。</p>
中部	静岡県	18	3	<p>・また、本地域へ多大な被害を及ぼすことが懸念される地震や火山噴火等の災害対策や、森林・農地の多面的機能発揮に向けた環境対策なども、共通する課題となっている。</p> <p>・さらに、本地域間の交流を円滑にし、災害発生時の代替ルートを形成するとともに、幹線道路の混雑の著しい区間の解消に資する、交通体系の整備を連携の下に進めることが望まれている。</p>	<p>・広域ブロック間の連携の必要性については、第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p> <p>・地震や火山等の災害対策に関しては、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・森林や農業等の多面的機能発揮に向けた環境対策については、第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・災害発生時の迂回ルートの形成については、第2部第5章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>(幹線道路等交通体系の整備については、第2部第4章において検討中)</p>
中部	愛知県			<p>グローバルな産業競争が激しさを増す中、我が国の産業発展をリードしていくためには、不断のイノベーションを促進するための一層の取組が不可欠である。</p> <p>そのため、地域における産学行政の連携を一層強化するとともに、ナノテクなど次世代モノづくり技術の創出・活用を図るための拠点づくりを進め、既存産業の高度化や健康長寿、環境・エネルギーといった次代を担う産業の創出を図っていく。</p>	<p>・第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p>
中部	愛知県			<p>我が国には、南米日系人を始め多くの外国人が生活しており、都市や産業の活力を維持するための力として期待されている。今後、人口減少・少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する一方、社会経済活動がグローバル化し、とりわけアジアと各広域ブロックとが連携を深めていく中で、国のEPA(経済連携協定)推進等により、アジアを中心とした外国人住民がさらに増加することも予想される。</p> <p>このような外国人住民の増加に合わせ、受入れのための条件整備を進めることにより、労働・社会保障・医療・教育・治安等の面で顕在化している様々な課題を解決して、外国人住民と日本人が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる多文化共生社会の形成を目指していく。</p>	<p>・第1部第3章第2節(2)及び第2部第1章第1節(3)に主旨を反映。</p>

中部	愛知県		<p>集中豪雨、台風そして竜巻など自然災害に対しての備えとして、道路、河川、海岸、港湾などの社会基盤を強化するとともに、地域において多様な主体がみんなで支えあうコミュニティづくりが重要であるが、少子高齢化、核家族化、過疎化などにより、地域のつながりも希薄になりつつある今日、それを実現する取組が必要である。</p> <p>地震などの大規模な災害においては、発生直後の初期消火や救出救援活動など地域住民がお互いに協力し合う迅速な対応が被害の軽減につながることから、機能の低下が危ぶまれる地域コミュニティの再生を図り、地域の防災力を強化していく。</p> <p>特に、東海、東南海地震についてはその発生が切迫しており、予想される被害は甚大かつ深刻であることから、減災に向けた意識の醸成や住宅等の建築物及び公共構築物の耐震化を推進するとともに、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会を形成し、地域ぐるみで災害に強いまちづくりの実現をめざす。</p> <p>さらに、大規模な災害は広範囲にわたって被害を及ぼすことから、広域的な避難・支援活動を効果的に機能させる必要があるため、空港、港湾、大規模な公園等を結ぶ広域防災拠点ネットワークを構築していく。</p>	<p>・広域的な防災ネットワークの構築などの広域体制の形成及び地域コミュニティを中心とした地域防災力の強化に向けた取組については、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・大規模地震対策については、第2部第5章第2節(1)に主旨を反映。</p>
中部	愛知県	1	<p>人々の生活・産業・文化の礎である健全な水循環を再生するためには、人間社会の営みとの適切なバランスを確保しつつ、水循環の持つ、水質の浄化、水量の確保、多様な生態系の維持及び水辺の保全といった機能の改善を図ることが必要である。</p> <p>とりわけ、伊勢湾等の閉鎖性海域においては流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の改善が困難となっており、広域的な体制により国民や事業者、民間団体などと協働して、水源の森づくり、農地やため池の保全、洪水や濁水に強く水が身近に感じられる都市づくり、下水道などの生活排水対策、多自然型川づくり、干潟や浅場の保全・再生など、森林から海に至る流域全体を視野に入れた幅広い取組を総合的に実施することにより、水循環の再生を図る。</p>	<p>・健全な水循環系については、第2部第6章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・閉鎖性海域の保全・再生については、第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p>

中部	愛知県	2	<p>自然災害防止や水源かん養機能など森林の持つ多面的機能の発揮のため、これまでの森林整備に加えて、新たな公的負担による森林整備や都市住民ボランティアや定年退職者などのマンパワーによる間伐など、機能の高い健全な森林づくりを進める。</p> <p>こうした山間地域外からのマンパワーの受け入れを図るためには、山間地域における定住者の確保やそのための働く場をつくっていくことが必要である。そのため、都会にはない豊かな自然や食文化、スローライフ、伝統文化といった地域資源を最大限に活用しながら観光産業と密接に結びついた新たな取組を強力に展開する。</p> <p>こうした取組の中で、地域外から年間を通して、季節単位で、通勤で、あるいは、週末で、山の暮らしを求め人達を積極的に受け入れてサポートしていく体制を、町村の範囲を越えて整備し、それらの人達のアイデアを活かしながら山間部ならではの産物の生産直売、特産品開発、グリーン・ツーリズム、森林整備など、一人ひとりが様々な仕事に携わりながら山の暮らしを実現する仕組みづくりを支援する。</p>	<p>・都市住民ボランティア等による森林整備については、第2部第6章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域資源を活用した取組については、第2部第8章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・地域外からの受け入れ体制の整備等については、第2部第1章第4節に主旨を反映。</p>
中部	愛知県	3	<p>社会全体で廃棄物の最終処分量を限りなくゼロに近づけるためには、資源循環を地域や産業、経済のシステムとして組み込み、資源循環がビジネスとして成り立ち、環境負荷の低減にもつながる仕組みを構築することが重要である。</p> <p>そのため、愛知万博会場内や中部国際空港の対岸部(中部臨空都市)での新エネルギー実証研究など、地域における環境関連の先進的な研究と先導的なリサイクル技術を融合し、廃棄物を資源として有効利用する過程でエネルギーを取り出すシステムを、技術面でも採算面でも確立できるよう、先進的な研究に対する集中的な投資や公的支援、新技術に応じた規制緩和や社会的な波及のための制度化などを図りながら、地域分散型エネルギー供給と資源循環を結びつけた「ゼロエミッション型まちづくり」を推進する。</p>	<p>・ゼロエミッション型まちづくりについては、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・エネルギー効率向上については、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p> <p>・環境負荷低減については、第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
中部	愛知県	4	<p>我が国は、かつて公害を克服した経験・知見や優れた環境技術・ノウハウ等を活かして、東アジア圏を始めとする開発途上諸国の環境問題解決など、地球環境の保全に向け、環境分野における国際貢献・協力を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>そうした取組の一環として、2010年に開催される「第10回 生物多様性条約締約国会議(COP10)」の愛知・名古屋での開催など、「自然の叡智」をテーマに2005年日本国際博覧会(愛知万博)が開催され、その理念・成果を継承する様々な事業を進めている中部・愛知において、「環境」をテーマとした国際会議の誘致を図る。</p>	<p>・第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

中部	愛知県	1	<p>アジアと直結した交通基盤の整備は、地域の国際競争力を高めるだけでなく、我が国の成長力・国際競争力強化のためにも必要となる。</p> <p>グローバル物流の拠点となる港湾については、産業の国際分業化の進展を背景としたコンテナ貨物量の増大や基幹航路に就航するコンテナ船の大型化に対応した、コンテナターミナルの高質化、寄港利便性の向上など、伊勢湾スーパー中枢港湾で展開されている取組をさらに加速して推進していく。</p> <p>中部国際空港については、モノづくりが旺盛な周辺地域の特徴を背景に、地域経済の発展や国際化の進展を支えるだけでなく、人流、物流など多様な面から世界とアジアの架け橋となる日本の実現に貢献し、我が国の産業、経済の発展に寄与する社会基盤として真に24時間運用が可能となるよう、その機能強化を図り、2本目の滑走路の実現を図る。</p> <p>陸上交通網については、国際交通拠点と産業・技術の集積拠点、農林水産物の流通拠点、中枢拠点都市の有機的な結節を強化するため、港湾・空港から高規格幹線道路へのアクセス整備、中山間地域と都市圏との地域間交流・連携を促進する道路の整備、名古屋圏を中心とした放射・環状道路ネットワーク整備の促進や、日本海側などの広域ブロックとの交流・連携を促進する広域的アクセスの強化を図る。</p> <p>新たな鉄道の大動脈として期待される中央新幹線については、調査を進めるほか、平成18年12月の超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会からの提言を踏まえ、実験線の全線建設と長期耐久性など実用化に必要な技術の確立に取り組み、その早期実現を目指す。</p> <p>さらに、自立しながら複数の広域ブロック相互が交流・連携を促進しあい、地域の持つ特色を相乗的に高めあう、複数広域ブロックを貫く陸上交通網の充実を図る必要がある。このため、中部地域では、東西の大動脈となる高規格幹線道路を強化するとともに、新たな交流軸として、伊勢湾口部を連絡するプロジェクトの実現に向けた取組を進め、太平洋沿岸の複数の広域ブロックを貫く新たな国土構造形成の一翼を担う。</p>	<p>(国際競争力強化のための空港・港湾及び物流拠点の機能強化については、第2部第4章において検討中)</p> <p>・ブロック内外の交流・連携を促進する高速交通体系の形成については、第2部第1章第2節に記述。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
中部	愛知県	2	<p>また、国会等の移転(首都機能移転)については、国政全般の改革、東京圏一極集中の是正、危機管理を含めた災害対応力の強化の観点から、引き続き取り組んでいく必要があり、今後も国会における検討の方向等を踏まえ、国土構造の構築を図っていく。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>

中部	三重県	1	<p>わが国においては、成熟社会を迎えるとともに、国土をめぐる諸情勢が大きく変化している。「物の豊かさ」のみならず、「心の豊かさ」を大切にすることをはじめ、国民の価値観は多様化し、豊かさを実感することやより豊かな人生を送ることが求められる時代になっている。一方、本格的な人口減少社会が到来するとともに、急速に高齢化が進展し、国土のひずみの解消と質の向上が求められている。</p> <p>このような中で、国土形成計画の策定にあたっては、これまでの全国総合開発計画が経済的な豊かさや利便性を高めることに重点を置きすぎてきたことを反省し、経済と文化とがバランスのとれた国土計画へと転換し、「地域主権の社会」を構築していくことが必要である。</p> <p>地域主権の社会は、自分たちの地域のことは自分たちで決めることのできる社会である。このためには、税財政制度や国と地方との役割分担の見直しなどに踏み込んだ真の地方分権改革が必要となる。</p> <p>また、地域主権の社会は、国民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業、国、県、市町村など多様な主体が対等なパートナーとして、共に「公」を担う社会である。このような多様な主体が共に築く社会において、それにふさわしい「公」のあり方を考え、実現していくことが必要となる。国民一人ひとりが「個」を確立し、社会の中で「公」を担っていくためには、人と人との連帯や思いやりなどの絆が大切になる。</p> <p>このことから本計画では、「地域主権の社会」の構築に向けて、地方分権改革を進める一方、経済的な豊かさなどを追求した競争の社会だけではなく、絆を大切にしながら共生の社会を築くこととし、「新たな公」の概念を基軸とした社会システムの実現を目指すものとする。</p>	<p>・「新たな公」については、第1部第3章第5節に主旨を反映。</p> <p>・地方分権については、第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
中部	三重県	2	<p>現在の我が国の国土を見ると、東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中する一極一軸型の国土構造が依然として続き、東京への一極集中はむしろ加速している。</p> <p>過去の全国総合開発計画で、このような国土構造を是正する方針や理念が提唱されながら改善されてこなかった要因の一つとして、税財源と権限の大部分が国に帰属する社会経済システムが挙げられる。</p> <p>東京一極集中の国土構造を是正していくためにはこのようなシステムを改める必要があり、税財源と権限の分担方法を議論することに加えて、国民一人ひとり、NPO、企業といった行政以外の多様な主体が参画する中で、自分たちの地域のことは自分たちで決めることのできる「地域主権の社会」を実現していく必要がある。新しい国土の形成に向けて、これを可能とする真の地方分権改革を進めなくてはならない。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>

中部	三重県	3	<p>グローバルに展開される経済競争をはじめ、世界中で人・モノ・情報が国境を越えて動くようになってきている。我が国においても、従来から国土を形成する中心となってきた太平洋ベルト地帯をはじめとして、行政区域あるいは国境にとらわれない人・モノ・情報の動きが活発になっており、国内における交流・連携の軸にとどまらず、東アジアをはじめとする海外へとつながる軸として形成されつつある。そのような巨大な軸における交流・連携が進む一方で、中山間地域と都市あるいは中山間地域同士といった、国内各地域における人・モノ・情報の動きも活発さを増しており、行政区域にとらわれずに従来から生活・文化圏を形成してきた地域も含めて、潜在的な軸が形成されつつある。</p> <p>このように、従来にも増して活発な交流・連携が進む既存の軸と、新たに形成されつつある潜在的な軸が重なることで、全国の各地を人・モノ・情報が動きまわる交流・連携のネットワークが形成される。さらに、その軸を国内で閉じたものではなく、世界へと開かれた交流・連携の軸として形成していくことが、経済や文化などあらゆる面で我が国と東アジアを密接に結びつけ、シームレスアジアを実現することにつながっていく。</p> <p>一方、我が国の国土構造は依然として東京一極集中が続いており、そのことが地域特性を活かした国土の均衡ある発展を実現する妨げとなっている。都道府県境を越えた行政課題が増加していることや、複数都道府県を一体とした経済規模が相当程度になっていることも踏まえると、中心となる都市や産業と、多様な特性を活かして発展する地域を有する広域ブロックが、東京へ過度に依存せず自立していくことが求められている。</p> <p>以上のような現状を踏まえ、国境や行政上の区域にとらわれない交流・連携軸の形成を促進するとともに、複数の広域ブロックがその特色を活かしつつ自立した圏域として発展することで、地域特性を活かした国土の均衡ある発展を可能とする、「多軸交流ブロック型」の国土を目指していく。</p> <p>なお、各地で展開されている国土軸の構想については、区域にとらわれない交流・連携のネットワークを形成するために極めて重要であり、その実現に向け引き続き検討を進める。</p>	<p>・広域ブロックを超えた連携・交流については、第1部第2章第1節及び第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p> <p>・国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
中部	三重県	4	<p>広域ブロックが有する特色は、広域ブロック内の各地域が有している固有の文化・伝統・自然条件といった地域特性の上に成り立っている。しかし、本格的な人口減少社会を迎える中で存続の危ぶまれる農山漁村集落をはじめ、ブロック内や都道府県内における地域間格差の広がり、生活圏域の中心となるべき地方中小都市の活力低下など、地域特性が保持できない状況が発生している。</p> <p>多様なブロック相互の交流・連携によって活力ある国土を形成していくためには、ブロック内で中心となる都市及び産業を強化してだけでなく、多様な地域特性をできる限り保持することが必要であり、それが実現しなくては、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展も実現できない。</p> <p>農山漁村集落や中山間地域を例にとれば、基幹産業であった一次産業が厳しい状況になってきている一方で、農村景観を活かしたコミュニティビジネスや一次産業の高付加価値化によって、地域活性化に取り組んでいる地域が存在する。多様な地域特性を保持しつつ住み続けられる活力ある地域とするために、このような地域特性を活かした地域密着型の取組について、それを支える基盤整備も含めて積極的な支援を講じる。</p>	<p>・第1部第3章第5節(2)、第2部第8章第3節(1)に主旨を反映。</p>

中部	三重県	5	<p>国会等の移転(首都機能移転)については、現在、国会においてその検討が進められているところであり、首都機能移転の実現により、地方分権をはじめとする国政全般の改革の推進、今なお加速し続ける東京一極集中の是正、大規模地震等の災害への対応力強化等が期待される。こうした移転の意義や必要性を踏まえ、国会における議論の動向を見守りつつ、首都機能移転の具体化に向けたより積極的な検討を進める。</p>	・第1部第2章第1節に主旨を反映。
中部	三重県	6-1	<p>少子高齢化が進むなか、交流を通じた地域の活性化は重要なテーマであり、多様な地域資源を生かして交流機会を増大させる観光の振興は各地域にとって大きな可能性を引き出す手段となる。</p> <p>また、海外からの訪日客の増大は、日本への理解と国際交流を進め、世界に開かれた観光大国を目指す契機ともなることから、国では2010年における訪日客数の目標を1000万人と掲げ、多様な主体と協働して諸施策を展開している。</p> <p>今後、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、国内外からの観光旅行の促進に向けた環境整備等を進めていくためには、テーマ性やストーリー性を持った広域ルートの設定・充実、景観の統一、旅行プロセスにおける利便性・快適性向上、国民休暇制度や流通システムなど、観光立国を踏まえた社会基盤及び社会システムの整備を一体的に進める必要がある。</p>	・第2部第3章第2節(1)(2)(3)に主旨を反映。
中部	三重県	6-2	<p>広域ブロックが自立するためには、その中に含まれる離島・半島等においても、持続可能な美しい地域が形成されなくてはならない。このような地域は、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きな地域であることから、国は当該地域の実情に応じた支援策を講じるものとする。</p>	・第2部第1章第5節に主旨を反映。
中部	三重県	6-3	<p>少子高齢が進む中、我が国経済の成長を図るには、自動車や情報家電、さらにはそれらを支える高度部材産業など国際競争力のある先端産業の国内立地を促進することが必要である。このためには、企業ニーズを踏まえたうえで、周辺環境との調和や特定地域への過度の集中に留意しつつ、現在の市街化区域内のみならず、それ以外の地域において産業用地の確保を図る必要がある。</p>	・魅力ある産業立地環境の整備については、第1部第3章第2節(2)、第2部第2章第2節(1)に記述。

中部	三重県	6-4	<p>優れた景観が豊かな心や感性を育み、地域の絆と誇りをより深めるものであって、そこに暮らしたくなる魅力を創出するものであることから、風格ある美しい景観を形成し、次世代に継承していくことが重要である。そのような景観形成に取り組むことで、それぞれの地域がそこにしかない価値に目を向けた取組を促進し、持続可能な美しい地域の形成につながっていく。</p> <p>地域の自主性・主体性を尊重しつつ、優れた景観を良好に保全・継承することはもとより、より美しく個性的な景観を形成するため、例えば、地域の自然や歴史、風土等を生かし、景観に配慮した社会資本整備の推進に向けた補助制度(パッケージ)の創設や国直轄事業における景観への一層の配慮といった施策を展開する。</p>	<p>・第2部第1章第1節(2)及び同第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	6-5	<p>歴史に育まれたストックである中心市街地の多くで空洞化が深刻化している一方で、集約型都市構造の実現に向けた動きが進みつつある。これを進めるに当たっては、中心市街地へ単に効率性の観点から都市機能を集積させるだけでなく、中心市街地にある既存の機能も充実、活用することも含めた再生を目指していく。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	7-1	<p>多様な特色を有する広域ブロックからなる活力ある国土を形成するためには、広域ブロック間の交流・連携を促進することが重要となる。そのためには、高規格幹線道路や高速交通網などが重要な役割を果たすことから、広域ブロックを結ぶ社会資本については、国が国土の全体像を描く中で責任をもって整備していく。</p>	<p>・広域ブロックを結ぶ基盤整備に対する国の戦略については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>
中部	三重県	7-2	<p>広域ブロックの中心となる都市や産業が発展する一方で、ブロック内の地域間格差の拡大は、持続可能な美しい地域を形成するにあたって大きな課題となっている。条件不利地域を含む各地域が、地域特性を活かした取組により持続可能な地域となるため、交流・連携を進める基盤となる、幹線道路等の交通網を整備する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
中部	三重県	7-3	<p>既存の国土基盤ストックについては、維持更新投資の増加およびその確保が今後ますます大きな課題となってくると予想されることから、国と地方の果たすべき役割をはじめ、適切な維持更新が行われるための手法について議論を進める。</p>	<p>・第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>
中部	三重県	8-1	<p>大規模地震の発生に備えて、防災訓練の実施、食料等の備蓄、防災意識の啓発や防災教育といった事前システムの充実が求められている。とりわけ、減災に大きく寄与する大規模地震の予知体制の確立につながる調査・観測体制を一層強化する。</p> <p>また山間部が多い我が国においては、大規模地震が発生した際、孤立地域が多数発生することが予想される。緊急輸送道路の整備などによる緊急輸送ネットワークの多重化・多元化など孤立しないための対策と併せて、孤立したときに備えて、情報伝達体制の整備や必要物資の備蓄や物資輸送手段の確保といった対策を講じていく。</p>	<p>・事前システムの充実については、第2部第5章第1節(2)、(3)に主旨を反映。</p>

中部	三重県	8-2	<p>減災に大きく寄与する地震対策として、住宅や建築物の耐震化が挙げられる。耐震性が不十分な住宅や建築物は、大規模地震等により大きな被害を受ける可能性が高く、人的被害を軽減するためには耐震化を促進しなくてはならない。</p> <p>しかしながら、現状では耐震化が進んでいるとは言えない状況であり、個人や事業者に対してより一層の啓発を行うとともに、住宅・建築物の耐震改修等事業制度における対象地区の拡大など制度面を拡充する。</p>	<p>・耐震化の促進については、第2部第1章第1節(1)、同第5章第2節(1)に記述。</p>
中部	三重県	8-3	<p>自然環境の変化に伴って、過去に例のない集中豪雨や高潮が発生する中、全国的にこれまでにない多様で激甚な災害へのリスクがますます高まっている。そのため、ハード・ソフト一体となった災害対策の取組を進めるとともに、特に海拔ゼロメートル地帯については、大規模な高潮・洪水の発生に備え、緊急的な対策が必要な治水・海岸保全施設の整備等を推進する。</p>	<p>・第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	9-1	<p>国土保全などの森林の公益的機能を発揮させるためにも、国民の木材利用のニーズを拡大していくことが求められる。また、間伐をはじめとする森林の適正な管理が必要であるが、木材価格の低迷等から伐期が長期化しており、高齢級の人工林における間伐が課題となっていることから、対策を講じていく。</p>	<p>・木材利用のニーズ拡大については、第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・高齢級の人工林の間伐については、第2部第6章第3節(1)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	9-2	<p>人と自然の共生を確保していくためには、自然の保全・再生を図ることが重要であり、生態系のネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成等を通じて、生物多様性に配慮した野生生物の生息・生育空間の確保を図ることが必要である。また、そうすることで人と自然の触れあいの場の提供、地球温暖化防止等の多面的な機能の発揮も期待できる。</p>	<p>・第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	9-3	<p>循環型社会の実現を目指すには、まず、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動を定着させることが重要である。ごみの発生・排出をできるだけ抑制した上で、出てきたごみについては、循環資源の性質に則した望ましい方法・規模でリユースやリサイクルを進める。</p>	<p>・第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p>

中部	三重県	9-4	<p>閉鎖性海域では近年、水環境の悪化や干潟・藻場・浅場の減少によって、自然浄化能力の低下、親水空間の減少、地域を支えてきた沿岸漁業の低迷といった多くの課題を抱えている。</p> <p>このため、東京湾、大阪湾、伊勢湾においては、都市再生プロジェクトに位置づけ、水質汚濁が慢性化している「海」の再生を図るための取組を進めており、高度経済成長期の負の遺産解消への挑戦として推進していく。</p> <p>また、これらの取組には、漁業者、企業、行政、大学等の研究機関、国民一人ひとりといった多様な主体が、共通認識を持つとともに長期的な視野に立って、連携・協力して取り組む必要がある。</p>	<p>・第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p>
中部	三重県	10	<p>国土利用に関しては、国土利用計画が策定される一方で、農業や都市計画など各分野の個別法によって規制されており、国土利用計画で全体を積極的に調整できる法体系となっていない。こうした現状を踏まえ、適切で持続可能な国土管理を進めるためには、国土の利用に関する基本計画、利用目的に応じた区分ごとの目標及び地域別概要、およびその事項を達成するために必要な措置等に関する基本的事項を定める国土利用計画を基本として、関係各法令における各施策が相互に調整・実施される法体系へと整理する必要がある。</p>	<p>・国土利用計画との連携については、第1部第4章第4節に記述。</p> <p>・なお、国土利用計画法等の適切な運用については、国土利用計画(全国計画)によるものとする。</p>
中部	三重県	11	<p>中央新幹線について調査を進めるほか、実用化段階に至った超電導磁気浮上式鉄道の技術開発を一層推進し、革新的高速鉄道システムの早期実現を目指す。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>

中部	名古屋市	1	<p>既成市街地等への過度な集中防止という従来の政策課題を転換し、大都市圏における中心都市に中枢管理機能や文化・交流機能などの都市機能を強化・拡充することにより、大都市圏、さらには広域ブロックの自立的発展を推進する必要がある。</p> <p>また、地方分権改革を推進し、多岐にわたる行財政需要に的確に対応することができるよう、更なる権限と税財源の移譲を強力に推進していく。</p>	<p>・大都市圏の課題については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・従来の政策課題の転換については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地方分権については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
中部	名古屋市	2(1)	<p>繊維、自動車、陶磁器、工作機械、航空機など、ものづくり産業が盛んな名古屋圏を『世界的なものづくりの産業技術首都圏』として位置づけ、国内外を対象に産学官の連携・交流を進めるとともに、先端産業の集積を促進し、わが国の次世代の産業を牽引する都市圏とする。</p>	<p>・地域特性を生かした産業展開については、第2部第2章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域の役割については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
中部	名古屋市	2(2)	<p>森林、河川をはじめとした豊かな自然環境に恵まれるとともに、干潟の保全やごみ減量活動など、環境保全活動、循環型社会の形成に先進的な取り組みを行う名古屋圏をわが国の『環境首都圏』に位置づけ、地球環境の保全をはじめ、環境にも人にもやさしい都市形成の先駆的な役割を担う都市圏とする。</p>	<p>・第2部第7章第1節及び第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域の役割については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

中部	名古屋市	2(3)	わが国の地理的中央に位置し、高速道路や鉄道などの国土幹線交通網の整備が進む名古屋圏では、空港、港湾、高規格幹線道路をはじめとする都市基盤の一層の充実を図るとともに、その立地特性を生かし、名古屋駅周辺地域などにおいて国際的なビジネス拠点の形成を図るなど、さまざまな国際交流拠点の形成を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 ・なお、個別地域の役割については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。
中部	名古屋市	2(4)	武家文化やものづくり文化など、この地域独自の文化を生かしつつ、新たな文化芸術の創造・集積を進め、多様な人、モノ、情報が集まる文化的深みのある都市圏の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部第3章第1節に主旨を反映。
中部	名古屋市	2(5)	産業が集積する名古屋圏は、大規模地震などにより甚大な被害を受けた場合、日本経済全体に大きな影響を及ぼすこととなる。こうした観点から、名古屋圏における都市の防災性を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第2節(1)及び第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 ・なお、地域の都市の防災強化のあり方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。
近畿	滋賀県	1	景気の回復により税収が増加しつつあるものの、国と地方を合わせた長期債務残高は平成18年度末で775兆円程度と見込まれ、我が国全体の財政状況は未だ厳しい状況にある。また、今後も社会保障関係費等の増嵩が見込まれ、国と地方が一体的に財政健全化を進めていくことが喫緊の課題である。その際、社会資本については、整備だけではなく維持や更新という先を見通したライフサイクルコスト、生涯コストという視点で考えることや、ストックマネジメントの活用により、将来的なコストを抑えることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第4章第1節に主旨を反映。
近畿	滋賀県	2	物流に対するニーズは、高度化・多様化の傾向が強まり、内陸生産基地に対応した物流・通関機能の充実強化が望まれている。 そのためには、国際空港や国際港湾と大規模物流拠点を積み替えなく走行できる高規格道路を整備するとともに、鉄道輸送、内航海運等と連携した複合輸送を推進し、広域物流ネットワークを形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)

近畿	滋賀県	3	<p>地球温暖化や酸性雨などの環境問題は国境を越えて影響を及ぼすことから、次の世代までも見通した上での国際的な連携が必要であり、我が国がこれまで蓄積してきた環境分野の技術により、東アジア地域などが抱える課題の解決に積極的に貢献していくことが重要である。</p> <p>そのために国は、地方自治体、民間事業者、NGOなどの様々な主体と連携しながら東アジア地域などの環境分野の協力に取り組むべきである。</p>	<p>・第2部第7章第1節(3)に主旨を反映。</p>
近畿	滋賀県	4	<p>人口の減少と急激な高齢化の進行は、地域社会のありように深刻な変化をもたらす恐れがある。国土の健全な形成のためには、地域社会が暮らしの場として持続可能な姿で維持されていくことが必要であり、各地域が、地域資源(人材・資本・文化等)を結集し創意工夫と多様な主体の協働により、自立した地域づくりを進めることが重要である。特に、地域において人口減少に歯止めをかける対策が総合的に展開され、子育てに夢を持てる地域づくり・まちづくりを進める必要がある。そのためには、国は、総合的な少子化対策を進める中で、地域を舞台とする多様な子育てに対する地方自治体やNPO等の支援の取組を、財政面も含め全面的に支援していく必要がある。</p>	<p>・地域資源を活用した地域づくりについては、第2部第8章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・総合的な少子化対策については、第1部第1章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・子育て支援については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	滋賀県	5	<p>国会等の移転(首都機能移転)については、現在、国会においてその検討が進められているところであり、首都機能移転の実現により、地方分権をはじめとする国政全般の改革の推進、今なお加速し続ける東京一極集中の是正、大規模地震等の災害への対応力強化などが期待される。この移転の意義や必要性に鑑み、国会における議論の動向を踏まえつつ、首都機能移転の具体化に向けたより積極的な検討を進める。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	滋賀県	6	<p>災害に強いしなやかな国土の形成に向け、特に水害対策については、従来の河川を中心とした線的な対策に加えて、流域として面的に降雨や洪水を受け持ち、支え合うことが、減災の観点からも効果のある取組と考えられる。このため、それぞれの流域の特性に応じた多様な対策を組み合わせる実施できる仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>・第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	滋賀県	7	<p>環境、経済、社会がともに継続的に発展するためには、地球の環境容量内に全ての人間活動をおさめることが前提となる。このため、自然環境の限界を超えない範囲で、人的資本や人と人とのつながり、社会資本整備を最大化するという、環境と共に生きる国民の豊かな生活を実現する社会の構築が必要である。</p>	<p>・第2部第7章第1節(1)及び(2)に主旨を反映。</p>

近畿	滋賀県	8	<p>流域圏は、水や物質の循環系と生態系のまとまりであるとともに、社会経済活動を支える運命共同体ともいべきまとまりであり、美しい国土づくりのための基礎となるべき単位である。</p> <p>自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏を一体的に再生する方向を明確にし、河川・森林・農用地等を含めた流域圏における施策の総合化、治水・利水をはじめとした水の安全安心の確保、上下流連携による健全な水循環系の保全と回復、健全な生態系の保全、豊かな文化の創造等を進め、地域に根ざした美しい国土の管理と継承を実現する必要がある。</p> <p>このため、まず、人や自然の営みのまとまりである流域単位で、地域の意識や願いを反映した望ましい「ランドスケープ」のありようを、流域にかかわる多様な主体が共有し、それをメルクマールとして美しい国土づくりを進めるべきである。</p> <p>その上で、流域圏づくりを進めるためには「ランドスケープ」を共有する多様な主体が、自然的・歴史的な特性・実情を踏まえ、自らの課題として情熱を結集して取り組むための具体的な場が必要である。</p> <p>このため、重要流域をはじめとする流域圏において、「ランドスケープ」を維持・向上するための実行計画の下に、多様な主体が参画し、各種の取組の総合調整を行い、自律的な意思決定と権限行使を行うことができる流域管理機構を設け、国土利用と水循環系の管理を行うものとする。</p> <p>この枠組みの実効性の確保のため、固有の財源確保や権限移譲等を担保する制度について検討する。</p>	・流域圏の意義について、第2部第6章第1節に主旨を反映。
近畿	滋賀県	9	<p>地域の連帯感と帰属意識に基づく住みよい地域社会を目指すためには、従来地域社会が持っていた自助、共助に支えられた地域力を引き出すことが大切である。併せて、特定の目標を共有するアソシエーション的なNPOの活動との連携を促すことが有効である。地縁型コミュニティを横系とし、テーマ型のNPO組織を縦系として、地域の課題解決に向けて協働して新しい地域自治を織りなしていく必要がある。</p>	・第1部第3章第5節(1)及び第2部第8章第1節に主旨を反映。
近畿	京都府	1	<p>国土における東京への諸機能の一極集中に対する問題に対応し、これまで「多極分散型国土の形成」や「多軸型国土構造の形成」を基本目標に様々な取組がなされてきたが、金融ビッグバンや不良債権処理の過程で金融資本が集中し、人・モノ・金・情報の東京への更なる集中が進んでいる。</p> <p>東京一極集中は、大規模災害発生時のリスク分散や、活力と個性ある地域の発展等を阻害し、ひいては地方分権の推進を大きく遅れさせることになる。</p> <p>最近、情報通信技術の発達により本社機能を東京以外へ移転する例も見られるが、こうした動きを制度面からも支援し、東京に集中する様々な機能を適切に分散するための施策を進めるとともに、首都圏と、それぞれに個性ある他の地域ブロックが互いに連携補完する国土構造・システムの構築に向けた取組を戦略的に実施する。</p>	・第1部第1章第3節及び第2章第1節に主旨を反映。

近畿	京都府	2	<p>政治・行政・経済の中核機能(首都中核機能)が集中する首都圏が大規模な災害・テロ等により大きな被害を受けた場合においても、当該機能を継続・確保しうる仕組みを構築しておくことは、国家の危機管理の観点から重要かつ喫緊の課題である。首都圏とは同時被災の可能性が小さく既存ストックのある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えるべきである。</p>	<p>・中核機能のバックアップ体制等については、第1部第3章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	京都府	3	<p>「住民本位」の地方行財政の確立を図り、地域がその有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を打ち出すためには、地方のことは地方で決定できるという地域主権の社会を実現することが不可欠である。その地域主権の社会を実現するために、国と地方の役割分担を明確にし、国の地方支分部局の見直しを進めると同時に、更なる地方への権限移譲及び税財源の移譲を速やかに行う。また、国による地方への過剰な関与や規制の撤廃を行うなど、こうした取組を通じ、地方の自主性と自立性を確保する。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
近畿	京都府	4	<p>文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人と人とが共生し、うるおいのある地域社会を築いていく糧となるものである。また、新たな文化は、感性を刺激し、創造力を高め、生活を豊かにする社会的及び経済的な活力の源泉となるなど、文化は、様々な力、いわゆる「文化力」を有している。</p> <p>高度経済成長以降、経済優先社会の中で、この文化力が弱まりつつあり、この文化力を高め、豊かな創造力のもと、心や生活の豊かさを回復し、すべての国民が我が国の文化に誇りを持ち、新たな文化との出会いや交流により文化を発展させ、力強い社会や経済を築いていくため、文化観光施策を推進し、世界に誇れる文化・観光立国の実現をめざす。</p> <p>そのためには、地域の歴史及び風土を反映した文化が息づく地域社会の実現、伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、豊富な技術、意匠等の知的資産の保存と活用を進める。</p> <p>また、文化を育む上で歴史的又は文化的な景観は重要な役割を果たすものであり、これらの景観の保全及び再生を図るため、景観の保全及び再生に取り組む。</p> <p>そして、世界遺産をはじめとした文化的、歴史的建造物などの文化遺産の保存を進めるとともに、地震や火災等の災害から歴史都市を守り、それを後世に継承していくことも重要である。</p> <p>さらには、世界に誇る素晴らしい日本の文化・伝統を世界の人々が体感し、新たな文化の創造、産業や経済の活性化へと導くため、日本文化の国内外への情報発信や国際観光交流の推進、地域の文化や伝統を活かした魅力ある観光資源づくり、世界からの旅行者を受け入れるための観光環境整備を進め、文化交流を促進する。</p>	<p>・第1部第1章第1節(2)、第2部第3章に主旨を反映。</p>

近畿	京都府	5	<p>東アジア諸国との交流・連携を強化する上で重要性の高まる日本海沿岸地域においても、日本海沿岸地域相互間及び日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域を結ぶ幹線鉄道的高速化、高規格幹線道路未整備区間の整備促進など、高速交通体系の形成を図るほか、東アジアとの交流・連携の基盤となる京都舞鶴港をはじめとする港湾を整備し、活用する。</p> <p>また、日本がアジアの経済発展を主導し、アジアのゲートウェイとしての役割を担うためには、太平洋側以外にも主眼を置き、均衡ある国土発展、経済発展の観点から、重要性の高まっている日本海側と太平洋側、空港と港湾・港湾と港湾を結ぶ道路、鉄道等の有機的なネットワークを構築する交通体系を整備する。</p> <p>さらに、このような経済のグローバル化に対応するため、国際的な競争力を高め、持続的な経済成長を実現していく必要があり、そのためには、第二名神をはじめとする地域連携や交流を促進する交通ネットワーク整備、総合的、国際的な物流戦略の推進に引き続き取り組む。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
近畿	京都府	6	<p>1</p> <p>持続可能な地域の形成を図るためには、省エネルギー対策や廃棄物の適切な処理と循環利用などを積極的に推進し、次世代へ「つけ」を残さない社会づくりが不可欠である。</p> <p>こうした中で、特に京都議定書の目標達成が国際的責務であることも踏まえ、国土形成における重要な政策として、温室効果ガスの削減目標達成に向けた新たな技術開発、二酸化炭素の排出抑制のための公共交通機関の利用促進や自然エネルギー導入促進、森林吸収源対策などに総合的に取り組み、循環との共生を軸とした美しい国づくりを官民協働で実現していく。</p>	<p>・第2部第7章第1節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	京都府	6	<p>2</p> <p>また、豊かな緑と水に恵まれた我が国において、国土の7割を占める森林地域の適切な利用と管理を進め、この地域が有する多面的機能を良好に発現させることは国土管理の枢要である。</p> <p>経済的価値の相対的低下等に伴い森林等の管理放棄が増大している中で、土地所有者や農林業経営者だけでなく、利害関係者の合意形成を促進しつつ、地域の多様な主体で里地・里山の総合的な管理と利用を進める社会システムの確立が重要である。このためには、実践的な行動として国際的に取り組まれ、我が国でも京都が先進的に取り組んでいるモデルフォレスト運動や、消費者の環境意識に訴求する地域産木材の利用促進(京都が先進的に取り組んでいる「ウッドマイレージ 2CO2認証制度」)などを、国土管理の主要な政策として地域の自主性を活かしながら推進する。</p>	<p>・第2部第6章第6節に主旨を反映。</p>

近畿	京都府	7	<p>持続可能な地域、人が暮らしやすい地域づくりに何よりも不可欠なものは、安全・安心のための基盤づくりである。</p> <p>少子高齢化という社会構造の変化に加えて、核家族化の進展、行き過ぎた個人主義、価値観の多様化など社会を取り巻く環境は大きく変わりつつある。</p> <p>そのような中で、地域のつながりが希薄化し、かつて日本のどの地域にもあったご近所が助け合いながら見守り合うという地域の力は弱まり、地域力の再生による安全・安心な地域づくりが求められている。</p> <p>また、近年、子どもや高齢者など社会的に弱い立場にある人々が被害者となる犯罪や事故の増加、自殺者の増加、異常気象による自然災害の増加など、社会資本の整備が進み、快適で利便性の高い地域づくりが進められてきたにも関わらず、多くの人々が現代又は将来に不安を感じて暮らしているのが現実である。</p> <p>つまり、社会構造や経済の大きな変革点の中であって、今一度、安心・安全という視点で地域の整備のあり方を見つめ直し、総合的な安心・安全な地域づくりを進めていく必要があり、そのためには、犯罪や事故防止のための取り締まり強化や地縁コミュニティやNPOなどによる地域活動などのソフト対策と、交通網の整備やバリアフリー化などのハード対策を総合的に進めることが重要である。</p> <p>今後は、快適性や利便性だけでなく、誰もがスムーズに移動できるバリアフリーなまちづくり、子どもが安心して通学できる通学路の整備、人に優しい居住空間の整備など、安心・安全な地域づくりを進めるための環境整備を進めていく。</p> <p>さらに、高齢化社会や医師不足などの問題に対応した緊急医療体制や、どこにいても安心して医療を受けることができるネットワークづくりを支援する交通網や情報通信網の整備も重要な課題である。</p>	<p>・安全・安心の確保のためのソフト面の取組については、第1部第3章第5節(1)、第2部第1章第1節(3)、同第8章第1節に主旨を反映。また、ハード面の取組については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・バリアフリー化については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域医療の確保については、第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・医療施設へのアクセス基盤については、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	京都府	8	<p>我が国は、人口減少時代を迎え、かつての右肩上がりの経済成長時代から、安定・低成長経済時代への変革期にあり、国民の暮らしのあり方も、経済優先、モノの豊かさを求める時代から、くらしの安心・安全、心の豊かさ、ゆとりや潤いに満ちた暮らしが求められる時代になりつつある。</p> <p>こうした国民のニーズの変化に対応していくためには、安心・安全な社会基盤を築いた上で、全ての国民が希望に満ちあふれ、健やかで充実した生活を送り、地域や人とのつながりの中で、社会に貢献しながら暮らしていける地域づくりを推進する必要がある。</p> <p>そのために、ユニバーサルデザインによる都市居住空間の整備や、豊かな自然を活かしながらリタイアメント世代の移住や2地域居住等のニーズも踏まえた農山村空間の整備を推進するとともに、余暇活動振興のための施策や、再チャレンジを支援する多様なセーフティーネットを講じて、誰もが希望とやすらぎを感じて暮らすことのできる社会の基盤づくりを進める。</p>	<p>・やすらぎへの国民意識の高まりについては、第1部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・社会への貢献については、第1部第3章第5節に主旨を反映。</p> <p>・ユニバーサルデザインの考え方による居住環境の形成については、第1部第2章第1節及び第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・暮らしやすい農山漁村の整備や定住・二地域居住の促進については、第1部第3章第2節(3)、(4)及び第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。</p>

近畿	京都府	8	2	<p>併せて、人が心の豊かさを実感でき、やすらぎをもって生活できる地域づくりのためには、自立・協働の心を大切にした地縁的なまとまりや地域コミュニティの再生が不可欠であるため、近年の地域コミュニティの担い手不足等も踏まえながら、NPOやボランティアなどを含めた「新たな公の担い手」を育成・確保し、地域活動を活性化し地域の再生を進めるとともに、団塊世代の地域活動への参加促進や高齢者の生きがい確保対策などを総合的に展開し、信頼と絆で結ばれたやすらぎの社会づくりを進めていく。</p>	<p>・第2部第8章第1節及び第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	京都府	9		<p>人口が拡大し、経済が右肩上がりであったこれまでの、道路網や公共施設の整備などハードを主とした資源の配分調整を通じてナショナルミニマムを実現し、安全で快適な国土の形成を促してきたが、人口が減少に転じ、また、地方分権を進める時代にあっては、様々な情報と知見などの知的資源の共有を進めながら、地域自らが考え行動することを基本とした国土形成の視点が重要である。</p> <p>このため、知的資源の源泉である大学や研究機関の独創的研究を促進するとともに、文化や科学分野で明日の日本を支える優秀な人材の育成を進めるほか、これらが有する知的資源の地域への開放と共有を進め、多様な主体の協働により、都市と地域、産業の再生を進めていくことが重要である。</p> <p>また、関西文化学術研究都市を筑波研究学園都市とともに、我が国の国際研究開発拠点として複眼的に位置付けて、両拠点の機能強化と役割分担・連携を一層推進し、我が国全体の産学公連携を質的・量的に高めながら、知的立国日本の実現をめざす。</p>	<p>・大学・研究機関の振興、人材育成、地域への貢献については、第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)、(2)に主旨を反映。</p> <p>・研究開発拠点については、第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 -		<p>首都圏への人口の転入超過が続くなど、人・物・金・情報の東京への一極集中はますます進んでいる。東京一極集中は、リスクへの脆弱性、価値観の画一化、地域間格差の拡大などを招き、今後のわが国の成長の鍵である「創造性」や国土の柔軟性が損なわれ、国土の健全な発展が阻害されることになる。</p> <p>こうした弊害を排除し、国土全体を活性化していくためには、自立的な広域ブロックの形成と併せて、現在の一極集中型の国土構造・システムを抜本的に見直すことが必要である。東京に拮抗する大都市圏への重点的整備や首都中枢機能の一部を移転することにより、国土の双眼的構造を構築することが必要である。複数の都市圏が健全に競い合っ、初めて国土の柔軟性・多様性が生まれ、個性や創造性豊かな社会が形成できるものであり、ひいては、地域の個性・活力・創造力を十分引き出し、国や地域が共に発展できる国土構造を構築することができる。</p>	<p>・第1部第1章第3節及び同第2章第1節に主旨を反映。</p>

近畿	大阪府	1 -	<p>地域がその有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、実行することにより、魅力と活力に溢れる自立的な広域ブロックを形成していくためには、地方のことは地方の責任で自ら決定するという地域主権の社会を実現することが不可欠である。</p> <p>そのためには、国と地方の役割分担を明確にしながら、地方への権限及び税財源の移譲を行うとともに、国による過剰な関与や規制を撤廃して地方の自主性と自立性が確保できるよう地方分権改革を進める必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>政治・行政・経済の中核機能(首都中核機能)が集中する首都圏が、大規模な災害・テロ等により大きな被害を受けた場合においても、当該機能を継続・確保しうる仕組みを構築しておくことは、国家の危機管理の観点から重要かつ喫緊の課題である。首都圏と同時被災の可能性が小さく、既存ストックの集積のある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えるべきである。</p>	<p>・中核機能のバックアップ体制等については、第1部第3章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 - - 1	<p>東アジアとの交流・連携を一層深め、真の国際化を推進するためには、その基礎となる地域と地域、人と人の交流が重要である。こうした交流を拡大していくことにより、アジアとわが国の相互理解と信頼関係が培われ、お互いの強みを伸ばしながら、Win-Win の関係を築いていくことが可能となる。</p>	<p>・第2部第3章第1節(3)及び第2部第3章第2節(3)に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 - - 2	<p>アジア経済との結びつきが一層進展していく中、人の交流や高付加価値製品を中心とする国際航空貨物輸送は増加していく見込みであり、将来的な需要に的確に対応できるよう、空港機能の拡充を図るべきである。</p> <p>特に、アジアとの大規模な航空需要を現に有する国際拠点空港については、戦略的中核拠点として、より重点的に国際航空ネットワークの充実や、交通アクセスの整備等を図るとともに、空港利用コストの引き下げなど国際競争力の強化を図る必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	大阪府	1 - - 3	<p>アジアとの日帰りビジネス圏の形成に向けた航空路線ネットワークの充実にあたっては、早朝・深夜時間帯を活用した、ビジネス利便性の高いダイヤを編成するとともに、出発・到着便に対応したアクセス、とりわけ、早朝・深夜における空港と都心部等を結ぶアクセスを確保する必要がある。</p>	<p>・日帰りビジネス圏形成に向けた取組について、第1部第3章第1節に記述。(第2部第4章においても検討中)</p>

近畿	大阪府	1 - 4	<p>経済のグローバル化に伴い、高付加価値製品を中心に、国際航空貨物は増加していく見込みであり、アジア経済との結びつきが一層進展していく中、将来的な国際航空貨物の需要に的確に対応できるよう、国際拠点空港の機能強化を図るべきである。また、カットタイムの繰り下げとリードタイムの短縮による最適な物流の実現に向けて、早朝・深夜便の活用はじめ航空ネットワークの拡充に取り組むべきである。</p>	<p>第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>国際競争力のある世界都市の形成、安心して暮らせる美しい都市の形成といった「21世紀の新しい都市創造」と、地震に対し危険な市街地の存在、慢性的な交通渋滞などの「20世紀の負の遺産の解消」に向けて取り組む都市再生プロジェクトについては、様々な主体が協力して、重点的に推進していく。また、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進していく都市再生緊急整備地域については、民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、事業化への支援をしていく。</p>	<p>第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>大都市圏がわが国の成長エンジンとして、その機能を発揮するとともに、圏域全体の総合力を高めるためには、国際港湾・国際空港と生産拠点、観光地、消費地が広域道路ネットワークにより、切れ目を生じることなく、スムーズに結ばれ、慢性的渋滞対策も図っていく必要がある。</p>	<p>・港湾、空港、拠点等を結ぶ広域道路ネットワークの整備については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・渋滞対策については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>大都市圏は、高度成長期に急速に拡大・発展を遂げ、これに対応するために大量の都市基盤施設の整備を行ってきたが、その多くは、供用後40年を超え、逐次著しい老朽化の時期を迎えつつある。大都市圏が成長エンジンとしての機能を引き続き発揮するためには、これら都市基盤施設の更新・延命化などのリニューアルを重点的に進めていく必要がある。</p>	<p>・国土基盤ストックのマネジメントについて、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>高度成長期に開発されたニュータウンは、人口減少、高齢化、住宅や公共公益施設等の老朽化など様々な課題を抱えていることから、道路、公園等の公共施設、公共賃貸住宅などの優れた物的資産を最大限に活用し、ユニバーサルデザインに十分配慮しつつ、現在のニーズに合うよう、建替え、改修、用途の変換を行い、21世紀のモデル都市として再生する必要がある。</p>	<p>第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 (住宅の老朽化という視点での記述について検討中)</p>

近畿	大阪府	1 -	<p>また、開かれたグローバル化の時代において、我が国がアジアを含む世界各国の関心を引き付け理解を得ていくためには、経済力に加えて、知力、文化力や情報発信力などソフトパワーが車の両輪となる。そのような観点から、映画・アニメ・ゲーム、食文化やファッションなど日本発のコンテンツや製品を積極的に発信するとともに、世界遺産や文化財など世界に誇れる日本の文化を積極的に活用することにより、観光立国の取組に基づく東アジアからの来訪者の増加等を通じて日本の文化力等への理解を深めることが重要である。</p> <p>具体的には、高度経済成長期の負の遺産の解消に加え、ゆとりある生活空間の再整備、交通混雑の緩和、物流体系の充実等、国際競争力のある産業が伸びることのできる環境を整えていく必要がある。その際、大都市圏の主要都市は、世界に対する日本の顔であることもあり、今後の都市整備に当たっては、都市機能の陳腐化を招かないよう、不断の更新に努めるとともに、内外との交流促進や多様な文化資源の活用などによるにぎわいや魅力を高める都市機能の集積、景観やユニバーサルデザインへの十分な配慮や、観光、産業や大規模な行事のために世界中から多数の人を招来することが可能となることを念頭においた整備を進めることが望ましい。また、人口、財産、高度中枢機能の集積を踏まえた災害への対応等が必要である。</p> <p>地場産業・観光・農林水産業・建設業など地域経済・雇用と密接に関連する産業については、地域経済の足腰を強くするために、その活性化が必要である。その際、我が国が世界に誇る文化・芸術の活用に加え、自然環境、景観、産業技術、産業施設・産業遺産やスポーツ等を新たな視点で活用し、地域のブランド力の強化・育成を進めるとともに、将来の市場の動向を見据え、以下のような対応が重要である。(中略) 各地に点在する伝統芸能や文化・歴史資源、観光資源を線で繋いだり、滞在型やテーマ型に再編成することにより、国内外の観光に向けた新たな魅力を創出することが可能である。</p>	<p>・大都市の整備については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・文化資源の活用については、第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・観光振興については、第2部第3章第2節に主旨を反映。</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>とりわけ、「二地域居住」については、都市地域の居住者の願望が高く、現在退職期を迎えている段階の世代を中心に大きな動きになる可能性があることから多様な居住選択ができるよう条件整備を進める必要がある。</p> <p>このため、国土計画の下で、住民の自己選択を基本に、地域への人の誘致・移動に関する施策がまとまりを持って展開される必要がある。</p>	<p>・二地域居住については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(2)に主旨を反映。</p> <p>・自己選択に基づく多選択社会の実現については、第1部第1章第2節(2)に記述。</p>
近畿	大阪府	1 -	<p>都市圏の農空間は、都市環境の保全や防災、教育、福祉、高齢者の新たなライフスタイルの実現など多様な公益的役割を果たしている。人口減少社会を迎え、高齢者の増加や土地の空間的ゆとりが生まれる中、その役割はますます重要となることから、都市圏の農空間の有する多様な公益性を評価し、都市農地の保全・活用と都市農業の振興を図るべきである。</p>	<p>・都市農地の保全活用について、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・都市農業の振興について、第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	1(1)	<p>自立的で多様な広域ブロックを形成し、戦略的に国土の形成を図るためには、想定する目標年次と実現のための道筋を明確にし、取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第2節に主旨を反映。</p>

近畿	兵庫県	1(2)	<p>1990年代後半を境に、人や経済活動の東京一極集中が再び進行しつつある。東京への社会経済諸活動の一極集中は、災害等のリスクへの脆弱性の増大、価値観の画一化、地域間格差の拡大などの問題を引き起こし、活力ある地域づくりに大きな影響を与える。</p> <p>そこで、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を形成するため、現在の制度を見直して、東京一極集中を転換するよう国土構造やしぐみを改め、地域の個性を活かした多様な魅力ある地域づくりの取り組みを展開していく。</p> <p>このため、国は、地方が多様な取り組みを自立的に展開できるよう、必要な権限と財源を地方に移譲し、自由度を高める地方分権改革をさらに推進する必要がある。</p>	<p>・一極集中の是正については、第1部第1章第3節に主旨を反映。</p> <p>・地方分権については、第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	1(3)	<p>東京一極集中とともに、都市と地方をはじめとする地域間の格差が進行しつつある。</p> <p>特に地方部においては、人口の減少等により、へき地における医療供給体制や学校の維持、地域の生活交通の便、ブロードバンドや携帯電話、地上デジタル放送などの情報利用環境において、大都市地域とのさまざまな格差が生じつつあり、地域の自立を促進するため、基礎的条件となるこれらの生活基盤の確保、充実に努める必要がある。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
近畿	兵庫県	1(4)	<p>地方分権とは、地域のことは地域が決定し、その責任を地域が担う「自己責任・自己決定の原則」が確立された社会をめざすことである。欧米諸国をはじめ、このような地方分権への動きは世界的な潮流である。</p> <p>このため、今後、国土づくりを進めるにあたっては、このような地方分権の動きを踏まえ、国と地方の適切な役割分担のもと、権限、財源、責任を一元化し、国の役割は外交、防衛、通貨、司法など国家の存立に直接関わる事務に限定し、住民ニーズを身近に反映し、国民生活に関わる行政サービスは地方が担うことを基本に取り組むことが必要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>

近畿	兵庫県	1(5)	<p>急速に進む人口減少や高齢化の進行により、都市部における空き地や空き家の増大など市街地の縮小・後退により、まちの賑わいや活力の維持に的確に対応することが求められている。</p> <p>そのため、これまでのゾーニング政策を中心とした都市開発から、特例制度を活用した柔軟なまちづくりが可能になる仕組みづくりへの転換が求められている。都市計画法をはじめとする都市計画制度の再検討を行い、無秩序な開発や都市機能の拡散を抑制しつつ、これからの人口減少社会に適応した柔軟な都市構造を実現する制度に再編し、都市の再編を図っていく。</p> <p>また、限られた空間を効果的に活用するため、工場用地の土地利用転換を促進する必要がある。これまでの産業活動に伴って発生した土壌汚染対策を迅速かつ着実に実施することや土砂採取跡地や原材料の野積み等の資材置き場等、地域の景観形成上大きな障害要因となるものについて、修景等の対応を図ることによって土地の有効活用を進める仕組みづくりが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。 ・工場用地の土地利用転換については、低未利用地の有効利用という意味で、第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。 ・土壌汚染対策については、第2部第7章第1節(3)に主旨を反映。 ・修景等の対応については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第3節(2)に主旨を反映。
近畿	兵庫県	1(6)	<p>国土基盤投資については、広域交通ネットワークをはじめ多自然居住地域の暮らしを支えるインフラ整備など国土全体として十分といえない中で、必要な基盤整備とあわせ既存ストックの利用を促進し、有効活用を図ることが重要である。</p> <p>このため、水資源の有効活用を図るために利水から治水への用途転用が柔軟にできる仕組みや道路特定財源の活用等による高速道路の料金体系見直しなど、路線によって異なる料金体系や維持管理コストの差を縮小する仕組みを検討し、実施していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土基盤ストックのマネジメントについて、第1部第4章第1節に主旨を反映。 (高速道路の有効活用の方策については、第2部第4章において検討中) ・水資源の有効活用の方策については、第2部第6章第2節(1)に主旨を反映。
近畿	兵庫県	1(7)	<p>スポーツに対する国民の高い関心の中、地域における環境整備などスポーツの振興を通じて、健康づくりや地域での世代間交流の促進を図ることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツの振興については、第2部第3章第1節(2)に主旨を反映。

近畿	兵庫県	1(8)		<p>元気で活力のある高齢者の増加に伴い、生きがいをもって、その能力を発揮し社会に貢献することができるよう、社会システムを整備することが必要である。</p> <p>このため、生涯を通じていつでもさまざまな学びに取り組める機会や、いわゆる団塊世代をはじめ自らの有する職業上の技能や経験を伝える機会など、地域社会での活躍の場を提供する必要がある。</p> <p>また、働く意欲を有する高齢者が働き続けることができるよう、戦略的な雇用対策や失業対策を立案・推進する必要がある。人口減少社会の社会ニーズにあった新たな職業教育・訓練に取り組むことや、高齢者が経済的にも自立し、企業や地域社会など、さまざまな場で能力を発揮できる活力ある社会づくりを進める。</p>	<p>・団塊世代を始めとする多様な主体の地域社会における活躍の場の提供については、第2部第8章第1節、同第3節に主旨を反映。</p> <p>・雇用政策については、第2部第2章第2節(4)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	1(9)		<p>核家族化や単独世帯の増加により、介護や子育て等家庭が有してきた機能を十分に発揮することが困難な場合が増加している。</p> <p>一方、親世代と子世代の多世代居住や近居、近隣あるいは知人と集まって住むコレクティブハウス等による共同生活など、多様な住まい方が生まれている。</p> <p>都市部において地縁型のコミュニティが衰退し、人と人のつながりの希薄化が指摘される中、こうした多様な住まい方を可能にする住宅の提供による新しい家族の形成や家庭の支援とともに、家庭を見守り、育むことができる地域コミュニティの機能や役割を再評価し、地域で家庭を支える社会を再構築する必要がある。</p>	<p>・近居等の多様な住まい方を可能とする多選択社会の実現については、第1部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・ライフスタイルやライフステージに応じて住宅を選択できる市場の実現について第2部第1章第1節(1)に主旨を反映。</p> <p>・地縁型コミュニティの再生について、第1部第3章第2節(1)、第2部第8章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(1)	1	<p>東アジアの交流圏を形成する上で、資源、物流、交通等の重要性の増している日本海側については、相互の連携・交流を強化するための交通・物流基盤の整備が重要である。</p> <p>このため、現在、高速道路網が完成していない環日本海側の高速道路網の整備を促進する。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	兵庫県	2(1)	2	<p>資源、物流、交通等で重要な役割を果たす日本海側の機能を国土全般に波及させていくためには、わが国を格子状に結び、日本海側と太平洋側の都市圏の連携・交流を強化する交通・物流基盤の整備が重要である。このため、日本海側と太平洋側を結ぶ高速道路網の整備を促進する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

近畿	兵庫県	2(1)	3	<p>人・もの・情報の迅速かつ円滑な流れを促進し、国際競争力強化やシームレスアジアの実現のため、大都市圏における慢性的交通渋滞、高速道路ネットワークのミッシングリンクなどの解消に向け、アジアをはじめとする世界との玄関口となる空港、スーパー中枢港湾などの国際物流拠点相互及び国土軸とを結び、国際物流基幹ネットワークを形成する高速道路網の整備を促進する。</p>	<p>第1部第3章第1節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	兵庫県	2(1)	4	<p>アジア経済の発展に伴うアジア諸港の隆盛と比較して、わが国港湾の国際競争力の相対的地位の低下は危機的な状況であり、国家や地域の経済を根幹から支える国際港湾(国際海上コンテナ輸送の拠点となるコンテナターミナル)の国際競争力強化について、抜本的な解決策を講じることが必要である。</p> <p>このため、とりわけ一開港化を含む包括的な連携施策の具体的取り組みが進められている大阪湾など国際港湾において、スーパー中枢港湾プロジェクトのさらなる推進による世界トップクラスのコスト・スピード・サービス水準の実現を図る。</p> <p>また、府県レベルを超える広域性を持つ港湾については、地方財政の制約を受けることなく、国際競争力のある東アジアのハブポートとしていくためにこれを一体的に運営する港務局(ポートオーソリティ)を設立し、これを一元的に担わせる。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>
近畿	兵庫県	2(1)	5	<p>今後増大が見込まれる「交流人口」など“多様な人口”の受け入れを進め、地域の自立促進、持続可能な地域の形成を図るとともに、災害に強いしなやかな国土を形成するためには、移動の前提となる交通網の整備が必要である。</p> <p>なかでも、日本海側においては、現在、首都圏への定期航空が未就航のため首都圏から時間距離の遠い地域があり、交流・連携の促進を図るため、これら地域をはじめ、全国各地と首都圏を結ぶ「多様な航空ネットワークの形成」が重要であり、羽田空港の発着能力増強を進め、地方路線拡充を推進する。</p> <p>また、増大、多様化する航空需要に対応し、アジアとの交流・連携を強化するため、わが国初の24時間フル運用可能な国際拠点空港である関西国際空港をはじめ、大阪国際空港、神戸空港の3空港が一体となって国際・国内航空需要に対応していくことが必要であり、これら3空港の相互連携強化・航空ネットワークの充実に推進する。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

近畿	兵庫県	2(1)	6	<p>地球環境問題への対応をはじめ、少子高齢化の進展による交通弱者の生活交通の確保、さらには、観光をはじめとする地域振興、地域間交流の促進とともに、災害時の安全性、代替性を確保する観点から、だれもが、いつでも容易に移動でき、環境への負荷が少ない鉄道網の整備は重要な課題である。</p> <p>しかしながら、鉄道利用者数の少ない地方部においては、運行本数の確保や高速化などの利便性の向上を図ることが困難な状況である。このため、鉄道の利便性向上を図ることは勿論、最低限の鉄道サービス確保のためのシステムづくりが必要である。</p> <p>また、都市部をはじめ、主要都市間を連絡する高速鉄道網の整備促進も図る必要がある。</p>	<p>・地域間の交流・連携の促進に向けた交通網については、第1部第3章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
近畿	兵庫県	2(2)		<p>都心回帰や人口減少の影響が顕著になりつつあり、大都市圏のベッタウンとして短期間に大量の住宅を供給した郊外部のニュータウンにおいて、住民の高齢化が一斉かつ急激に進展し、住宅・施設の老朽化、コミュニティの衰退や地域活力の低下などに的確に対応できず、大きな課題となっている。</p> <p>こうした、いわゆるオールドニュータウンの再生のため、計画的に開発された良好な社会基盤ストックやこれまでに育まれてきた豊かな地域資産などを活かした持続的な再生・更新を推進する必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(3)	1	<p>多自然地域は、農産・林産資源等、再生可能な有機性資源(バイオマス資源)に富んでいる。こうした資源の活用として、間伐材の有効活用やバイオマスエネルギーの利用による地域循環型のしくみの構築を図る。こうした利用は森林の保全・管理の上でも重要であり、資源作物の栽培が遊休農地の有効活用に効果があるだけでなく、農林水産業の振興や地域活性化、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献する。</p> <p>また、豊かな自然環境の中で生活することは、人が本来有する自然治癒力を高め、健康増進や疾病予防にもつながる効果も期待できる。自然の恵みを生かした居住ゾーンの整備など多自然地域が持つ資源を最大限に活用するとともに、都市との交流を促進し、地域の活性化を進める。</p>	<p>・木材利用、木質バイオマス利用については、第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・バイオマスエネルギーについては、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p> <p>・多自然居住地域の形成、農山漁村の生活環境整備、都市と農山漁村の共生・対流については、第2部第1章第3節、同(1)、同(2)、同(3)に主旨を反映。</p>

近畿	兵庫県	2(3)	2	<p>多自然地域においては、人口の減少・高齢化が著しく進み、集落の維持・存続に問題が発生し、住民生活や国土保全機能に大きな影響が生じている。</p> <p>森林、里山や棚田等の保水等国土保全機能、自然エネルギー資源の供給、伝統文化の継承など集落が果たしてきた公益機能を守ることが重要であり、国土保全機能や伝統文化を継承する人材の確保、森林の公的管理や都市住民も一体となった整備の手法、都市との交流・連携を強化するしくみづくりなどの取組を進める。</p> <p>また、地理的条件等の厳しい環境の中で集落の維持・存続を図るため、生活基盤等の社会資本整備や情報通信環境の整備により、多自然地域に暮らす人々の生活を成り立たせるための条件整備を図るなど、国土保全機能を維持・確保する総合的な施策を展開する。</p> <p>さらに、こうした条件整備によっても維持が困難な場合において、集落のあり方について合意形成を図りつつ、集落の移転、再編も含めた支援の仕組みを整備する。</p>	<p>・都市住民等の森林づくり等については、第2部第6章第6節(1)、同(2)に主旨を反映。</p> <p>・都市と農山漁村の共生・対流、多自然居住地域の形成、農山漁村の生活環境整備、集落の維持や複数集落機能の統合等新たなコミュニティづくりの推進については、第2部第6章第6節(1)、同(2)、第2部第1章第3節、同(1)、同(2)、同(3)、第1部第3章第5節(2)、第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(3)	3	<p>ふるさと志向や自然志向が高まっている中で、都市と多自然地域が交流・連携し、多自然地域への人の誘致・移動を促進するため、多自然居住や総合的な情報提供のプラットフォームなどの施策を総合的に展開する。</p> <p>また、自然と親しみ、食と農に親しむライフスタイルを支援することで、農への関心を高め、都市と農山漁村の共生を図るため、市民農園や農山漁村へ出かけての農林漁業体験、棚田保全活動体験などの体験活動の促進や就農希望者を支援する仕組みなどを整備する。</p>	<p>・地域間の交流・連携、地域への人の誘致・移動の促進については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(3)、第2部第1章第3節、第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・都市と農山漁村の共生・対流については、第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(4)		<p>政治・行政・経済の中核機能(首都中核機能)が集中する首都圏が、大規模な災害・テロ等により大きな被害を受けた場合においても、当該機能を継続・確保しうる仕組みを構築しておくことは、国家の危機管理の観点から重要かつ喫緊の課題であることから、首都圏とは同時被災せず、首都圏に匹敵する中核機能の集積のある関西において、首都機能をバックアップできる体制を整えていく。</p>	<p>・中核機能のバックアップ体制等については、第1部第3章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(4)	2	<p>自然災害被災者の住宅再建は、被災者の生活再建や被災地域の復興にとって最も重要な課題のひとつであるが、そのための自助努力や公的支援には限界がある。</p> <p>このため、住宅の耐震化促進などのハード部分の強化とともに、住宅再建共済制度の創設を検討するなど、自助、共助、公助が一体となった効果的な住宅再建の支援の仕組みの構築を図る。</p>	<p>・耐震化の促進については、第2部第1章第1節(1)、同第5章第2節(1)に記述。</p>

近畿	兵庫県	2(5)	1	<p>閉鎖性海域の保全・再生は、高度経済成長期の負の遺産解消への挑戦として積極的に推進する必要がある。</p> <p>このため、瀬戸内海等の閉鎖性海域において、総合的に自然環境の保全・再生事業の推進に取り組むとともに、事業推進のために新法の制定も含め必要な制度の整備を図る。</p>	<p>・第2部第6章第5節(2)及び第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(5)	2	<p>人間の社会経済活動や生活圏の拡大等から生物種が絶滅することを防ぎ、人間と共生した環境を整備していくことが重要である。</p> <p>このため、国の特別天然記念物であり、日本の野生種としては絶滅したコウノトリをかつての生息地である自然豊かな人里に戻していく野生復帰事業など、失われた自然や環境を見つめ直し、人と自然が共生する地域づくりを推進する。</p>	<p>・第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(5)	3	<p>農林水産業被害の低減を図り、人と野生動物との調和のとれた共存を図るため、科学的で計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)を推進する。</p> <p>このため、野生動物の生息地管理、個体数管理、被害管理に係る調査研究等を行う拠点施設や専門技術者等の実施体制の整備充実を図る。</p>	<p>・第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(5)	4	<p>人と自然が共生する社会を形成していくため、一人ひとりがさまざまな自然体験活動を通じて、命の営みに感動する豊かな心を養う環境学習の推進が重要である。</p> <p>このため、豊かな環境の中で多様な自然体験などに取り組む拠点を、環境学習のフィールドとして保全、整備、活用する。</p>	<p>・第2部第7章第2節(3)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(5)	5	<p>ため池は、下流地域の洪水抑制など国土保全の観点だけではなく、貴重な生物種が生息し、地域文化を育むとともに、人々の交流やさまざまなレクリエーションの場ともなるものであり、親水空間として整備、開放していくことが、多面的機能を発揮する上で重要である。</p> <p>このため、地域住民の参画と協働を得ながら、ため池の保全、再生を図り、地域の財産として引き継いでいく。</p>	<p>・第2部第6章第4節(2)に主旨を反映。</p>

近畿	兵庫県	2(6)	1	<p>かつてのわが国の高度経済成長を支えた都市臨海部の工業地帯のように、人間の活動により環境を破壊した地域については、低未利用地等の現にある自然環境の保全だけでなく、人間が破壊した自然や生態系を再び取り戻す必要がある。このため、緑空間の整備や水辺環境の回復・創造など人と自然が共生する都市空間の実現を目指して自然の保全・再生プロジェクトを積極的に展開し、産業活動とも調和した環境共生型の都市の再生を進める。</p>	<p>第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。</p>
近畿	兵庫県	2(6)	2	<p>都市構造を転換し、産業用地から都市的土地利用に転換していく中で、かつての産業活動に伴い発生した土壌汚染が顕在化することで、土地の有効活用に影響が出ている場合がある。このため、汚染状況の調査及び汚染の除去を迅速かつ着実な実施により土地利用の転換を促進し、都市環境を再生する。</p> <p>また、原材料の野積み等の資材置き場等となることで、土地の低未利用地が地域の景観形成上大きな阻害要因となり、まちづくりに大きな影響を与える場合については、景観形成上の観点から、公共による修景等の対応を図ることが可能な仕組みの整備も重要である。</p>	<p>・土壌汚染対策の推進については、第2部第7章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・良好な景観の保全・再生については、第2部第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	奈良県	1 - 1		<p>グローバル化が進展する中、世界における我が国の存在感を確保し、高めていくためには、日本の歴史文化についての理解を深め、日本人としての誇りや郷土愛を醸成していくことが求められる。</p> <p>そのためには、世界に誇り得る美しい国土の形成と、次世代への継承を目指し、文化や景観を重視した国土の再生、創造を図ることが重要である。</p> <p>こうした観点から、世界遺産をはじめとした文化遺産の保存や活用を図るとともに、特に国土形成の基礎が築かれた古代首都変遷の時代の文化遺産として引き継いできた既存の文化資源を拠点として、我が国の国づくりの歴史を多角的に学ぶことができ、文化創造や交流の場ともなるような新たな歴史的・文化的資源の創出を進めることにより、我が国の歴史文化やアイデンティティを国の内外に積極的に発信する。</p>	<p>第2部第3章第1節に主旨を反映。</p>

近畿	奈良県	1 - 2	<p>我が国の成熟期にふさわしい「国としての厚み」を増していくためには、特徴の異なる広域ブロックの発展とブロック内各地域の個性を生かした自立・活性化とが重層的に実現した多様性のある国土とすることが求められる。</p> <p>そのためには、各地域の多様な個性、伝統や文化を含む地域資源を生かした戦略的な取組が地域の自由な発意により行われることが重要であるが、国においても、国家的な見地から、このような地域主導の取組を効率的、効果的に実現するための支援の枠組みを創設することが必要である。</p> <p>こうした観点から、特色ある地域資源を生かして地域主導で開催される大型イベントについて、その開催目的・テーマの持つ国家的な意義や国際性、地域の自立・活性化、国際観光の振興の促進等の観点から、国においてもその円滑な開催のため必要な協力を行うことが特に必要であると認められるものについては、閣議了解等によって関係省庁の協力を確認するとともに、国際博覧会に準じた協力・支援を行うなど、国・地域が一体となった取組を進める。</p>	<p>・地域資源を生かした観光客の誘致については、第2部第3章第2節(1)(2)(3)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域の取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
近畿	奈良県	2	<p>大都市圏の郊外部及び地方都市においては、拡散型の都市構造から集約型の都市構造への転換が図られつつあるが、居住・生活環境面において、居住者層の高齢化や空家・空地の発生等により居住・生活環境の悪化が懸念されるものがあり、こうした地域においては、居住環境の維持・向上を図るために地域住民を主体とした安定的かつ継続的な取組を支援する必要がある。</p> <p>一方、地域によっては、大都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外部の住宅地が、今後も暮らしやすくゆとりのある良好な住環境を備えている地域として活性化していくものもあり、土地利用のあり方と相互に関連しながら、地域の実情に合った特色のある既存ストックの活用を図ることが重要である。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	奈良県	3	<p>国土の骨格的な交通通信ネットワークや、シームレスアジアを実現するための国家的プロジェクトなどについては、国際競争力の強化につながる視点での戦略的な基盤投資が必要であり、広域ブロックにおける国際競争力の向上にもつながる。</p> <p>特に、先進的、革新的な科学技術については、センサーネットワーク技術がユビキタスネットワーク環境の実現につながることや、実用化段階に至った超電導磁気浮上式鉄道等の技術が革新的高速鉄道システムの実現につながり、国際拠点空港間・中枢港湾間などを直線的に結ぶことにより効率的な基盤投資が図られ、物流・観光交流などにも寄与するといった、新しい国土構造の構築に向け戦略的に活用ができるものがあり、シームレスアジアの実現のための基盤投資の視点も含め積極的に推進していく必要がある。</p>	<p>・第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>

近畿	奈良県	4	<p>国会等の移転(首都機能移転)については、現在、国会においてその検討が進められているところであり、首都機能移転の実現により、地方分権をはじめとする国政全般の改革の推進、今なお加速し続ける東京一極集中の是正、大規模地震等災害への対応力の強化が期待される。この移転の意義や必要性に鑑み、国会における議論の動向を踏まえつつ、首都機能移転の具体化に向けた検討を進める。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	奈良県	5	<p>自立的で特徴の異なる複数の広域ブロック圏からなる国土構造を目指し、アジアに開かれた国土を構築するには、各広域ブロック圏相互の連携・交流はもとより、アジア近隣諸国におけるヒト・モノ・情報の迅速かつ円滑な流れの構築が必要であり、こうした社会基盤の整備が各広域ブロック圏の国際協力の強化に繋がっていく。</p> <p>現在、各地において展開されている国土軸構想については、この広域ネットワークの一翼を担う重要な交流・連携軸であり、その実現を目指す。</p>	<p>・ブロック間の連携と交流については、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	和歌山県	1	<p>国は、災害に強い国土構造を構築するために必要となる国土基盤投資を行う一方で、国際交通ゲートウェイや国土の骨格を成す国土幹線交通・情報通信網等の基幹的・国際的な社会資本を整備していく。</p> <p>特に、地方分権が進展する中、地域がそれぞれ自発的かつ独自の取組を進め、道州制などのより広域的な圏域として発展するため、国は、地域の有機的な連携に不可欠なネットワーク等の社会資本の整備を重点的に行う。</p>	<p>・社会資本整備に対する国の役割については、第1部第4章第1節に国土基盤投資に関する国の戦略として主旨を反映。</p>
近畿	和歌山県	2	<p>自然を活用した生産活動である農林水産業についても、東アジア成長のダイナミズムを取り込んでいくため、中国向け農産物の輸出解禁などシームレスアジアの実現に向けた取組を進めるとともに、品質の高さと安全・安心を担保した産地ブランド化や生産と加工が連携した高付加価値化などの競争力強化に取り組む。</p> <p>また、地域外の人材を農林水産業に活かす仕組みづくりを行うとともに、バイオテクノロジーを活用し、市場性のある品種等の高効率生産を促進する。</p>	<p>・第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	和歌山県	3	<p>自立的に発展する圏域を形成するため、地域のことは地域が決定し、その責任を地域が担う「自己決定・自己責任の原則」が確立された地域主権の社会が実現されるようさらに地方分権改革を進めていく必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

近畿	和歌山県	4	<p>人口減少・高齢化の進展等から、地域によっては地域活力の低下が見られるとともに社会的サービスの継続的な提供の確保等が厳しい状況にある。</p> <p>このため、まずは、国と地方の適切な役割分担のもと、行政の責務、特にナショナルミニマムに対する国の責任を明確化し、着実に遂行することが不可欠である。その上で、国は、従来の公の範囲を超えた領域(新たな公)について、地縁型のコミュニティやNPO、企業など多様な主体が活動できる環境整備の方向性を明確に示していく。</p>	<p>・国の役割については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p> <p>・「新たな公」の担い手の活動環境整備については、第1部第3章第5節(1)、第2部第8章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	和歌山県	5	<p>広域ブロック相互間や各ブロックと東アジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。多様な広域ブロック間の交流・連携は、互いに相乗効果を生み、活力ある国土を形成していくとともに、地球温暖化や産業廃棄物の不法投棄などの広域的な課題への対応や、災害に強い国土構造に再構築する上で、極めて重要なものとなる。</p> <p>これまで「21世紀の国土のグランドデザイン」における「国土軸」の構想のもとに、国土政策として多軸型国土構造の形成に向けた取組を進めてきたが、今後は東アジア地域も視野に入れ、引き続き多様な交流・連携を支える基盤や仕組みなどの整備を行っていく。このことは、各地域ブロックの一層の自立と活性化に寄与し、多軸型国土構造の形成につながっていく。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
近畿	京都市	1	<p>近年、京都をはじめとする我が国の歴史都市が、悠久の時の中で育み、現在に継承してきた日本固有の文化や風格ある景観は、国際化の進展や生活様式の画一化の中で、急速に失われつつある。</p> <p>美しい国づくりには、伝統文化や美しい景観など郷土を愛しむ心が何よりも大切である。また、このことは、国際化が進む中で、日本の本来の心や形を海外に正しく伝え、理解してもらい、日本へ誘うためにも、極めて重要な意味を持つ。更には、歴史都市が培ってきた独自の文化や景観を活かして、活力に満ちたまちづくりを進めることは、我が国の調和のとれた国土形成に不可欠であり、全国の都市が地域資源を活かした個性あるまちづくりを行う先例となるものである。</p> <p>このため、京都をはじめとする歴史都市がその文化や景観を守り、育て、その素晴らしさを国内外に発信するための取組を国家戦略として推進する。</p>	<p>・第2部第3章第1節、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p>
近畿	大阪市	(1)	<p>大都市圏、特に関西圏については、高度経済成長時代から続けられていた既成市街地等への人口・産業の集中防止・地方への分散促進といった政策を転換し、むしろ府県域を越えて広範囲に連担・集積している人口、産業、基盤施設等のこれまでのストックを活用し、東アジア諸都市との競争も視野に入れた、より高度で高質な都市機能と基盤施設の整備を戦略的に進める必要がある。そのため、国際競争力のある活力エンジンを担う大都市圏の形成という観点で、国レベルでの対処が必要であるプロジェクトに対しては、資金を調達し集中投資できる仕組み(制度)を構築し重点的に推進する。</p>	<p>・大都市の再整備については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に記述。</p>

近畿	大阪市	(2)	地方が固有の歴史・文化等を活用した個性あるまちづくりや独自の都市戦略を遂行していくためには、それらに必要な権限や財源を地方が有していることが不可欠である。地方分権の進展により地方自治体の行財政基盤の拡充が図られつつあるが、依然として十分なものとは言えない。このため、国は地方への権限や財政需要に見合った財源の移譲、大都市の役割に応じた税制の確立、全国一律の規制や関与の廃止・縮減などをより一層進める。	・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。 ・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。
近畿	堺市	1	阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、陸上・海上交通の要衝地に、自然災害時に大きな役割を担う、基幹的広域防災拠点の計画的な整備をすすめる。	・第2部5章第1節(1)に主旨を反映。
近畿	堺市	2	世界文化遺産や茶道、能楽、人形浄瑠璃など豊かな歴史文化遺産を生かした個性あるまちづくりをすすめるとともに、芸術、エンターテインメント、スポーツなどの多様な文化が楽しめる機会を充実させ、地域の魅力発信に努める。	・第2部第3章第1節に主旨を反映。
近畿	堺市	3	高度成長期に建設された都市基盤施設の多くは、更新の時期を迎えており、その円滑な再生が求められている。とりわけニュータウンは、人口の減少、高齢化の進展とも相まって、様々な課題を抱えており、新しいまちづくりの再生モデルとなるよう、抜本的な対策を講じる必要がある。	・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 (住宅の老朽化という視点での記述について検討中)
近畿	神戸市	1	大都市圏は、わが国の人口の大多数が居住するとともに、ゲートウェイとしての港湾・空港や都市間を結ぶ交通網などにより、密度の濃い経済活動の場としてわが国の経済成長に大いに寄与してきた。 一方で、高度経済成長時代から続けられていた既成市街地への人口の集中防止、工場等の地方への分散促進といった政策により、産業集積の阻害や適正な競争環境の阻害などの副作用も生じている。 今後もわが国が持続可能な経済成長を続けていくためには、大都市圏が行政区域を越えて連担している人口・産業・国土基盤などの集積を最大限活用しつつ、産業の発展に資する環境づくりや国際拠点づくりなどを進めることにより、アジア諸都市との都市間競争に資する国際競争力を有した大都市圏を形成する必要がある。 そのため、大都市圏はそれぞれの地域資源を活用し、地域の特色を生かした産業の活性化と雇用の確保を進めていく。また、国は指定都市の税財源に配慮するとともに、規模・影響力の大きさから国として対応すべき大都市圏のプロジェクトに対して、重点的かつ戦略的な投資および促進策を講じていく。	・大都市の再整備については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に記述。

近畿	神戸市	2	<p>日本と海外との間の物流が増大している中で、わが国の貿易は主に海上輸送により行われている。</p> <p>現在、わが国の港湾が国際物流の大動脈たる基幹航路ネットワークから外れることのないよう、アジア主要港湾を凌ぐコスト・スピード・サービスの実現を図る次世代高規格コンテナターミナルを育成する地域としてスーパー中枢港湾が指定され、整備が進められているところである。しかし、アジア諸国の経済力の向上、国際的な水平分業の進展により、わが国とアジア諸国との相互依存関係は年々強まっており、物流ニーズの高度化への対応がますます重要になっていくと考えられることから、国際競争力の強化を目的として、スーパー中枢港湾における港湾機能のさらなる高度化を進めていく。</p>	(第2部第4章において検討中)
近畿	神戸市	3	<p>世界的に科学技術の進展が著しいライフサイエンス分野において、国際競争力を高めるためには、従来の知的・産業クラスターをより広域化するとともに、イノベーションの仕組みを高度化することによって、国際拠点としてのスーパークラスターの形成を図っていくことが重要である。</p>	<p>・ライフサイエンスについては、第2部第2章第1節(1)に記述。</p> <p>・クラスター形成については、第1部第3章第1節(1)に記述。</p>
中国	島根県	1	<p>日本海域は、海洋、離島及び沿岸が厳しい地理的条件下にあり、また、漁業、運輸、環境などの分野で深刻な問題を抱えている。</p> <p>一方、日本海沿岸地域は、急速に発展しつつある東アジアと向き合い、経済、文化をはじめとする国際交流の玄関として機能すべき地域である。</p> <p>このため、日本海における海洋・離島・沿岸の適切な管理・保全、未開発・未利用な資源の多面的利用を国家戦略として推進しなければならない。</p>	<p>・沿岸域の適切な管理については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p> <p>・未利用資源の利用については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節に主旨を反映。</p>
中国	岡山県		<p>広域的な文化の保存・伝承・発展を通じた人々の交流は、互いの文化の向上や新たな文化の創造につながり、心豊かな人づくりにも資するものであることから、広域ブロック内はもとより、近隣ブロックとの幅広い文化交流を推進する必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(1)、第2部第3章第1節(3)に主旨を反映。</p>

中国	岡山県			瀬戸内海は、閉鎖性水域であることから、富栄養化等に伴う問題が依然として発生している。広域ブロックに囲まれて存在する瀬戸内海を国民的財産として次世代に引き継ぐには、関連するブロックの関係機関等が連携し、瀬戸内海の自然環境の保全と活用に取り組む必要がある。	・第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。
中国	岡山県			各地域には数多くの観光資源があるが、国内外から多くの観光客誘致を図るには、都道府県の区域を越えて広域的な対応が必要となってきた。 とりわけ、外国人観光客の誘致を図るため、国際路線のある空港の相互活用、県境や広域ブロックを跨った広域観光ルートの整備・開発を進め、魅力ある旅行商品の提供と効果的な情報発信等が必要であり、このため、広域ブロック内及び近隣ブロックとの連携強化に向けて、広域的な取組を促進していく必要がある。	・第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。
中国	岡山県			情報通信体系は、国内外の地域相互を結びつける基礎的な基盤であり、防災、医療、教育、観光等の様々な分野で映像を利用した情報交換などが可能な広域的な地域情報ネットワークの整備が求められている。 このため、広域ブロック内及び近隣ブロックの各都道府県の情報通信網の整備・充実と相互接続を進め、情報交流の基盤となる広域的なネットワークの整備を進める必要がある。	(第2部第4章において検討中)
中国	山口県	1		都市及び周辺の地域住民に高次の都市的サービスや就業の場等を提供する拠点として、広域ブロックの中核都市等との適切な機能分担や連携を図りながら、情報、教育、文化、医療・福祉等、快適で魅力ある都市機能の充実を図るとともに、周辺地域との情報や交通のネットワーク整備等を進めるなど、地方中核・中心都市の整備を進める必要がある。	・都市の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。 (情報や交通のネットワーク整備については、第2部第4章において検討中)

中国	山口県	2	<p>広域ブロックの自立的な発展に向けて、ブロック内の生活圏における社会サービス等の格差の改善を図るため、地域の特性や魅力を活かした産業振興や安心・安全の基盤づくり、ブロック内外の連携を強化する情報・交通基盤等の整備を推進する必要がある。</p>	<p>・国土構造の現状については、第1部第1章第3節に主旨を反映。</p> <p>・地域の特性・魅力を活かした産業振興については、第2部第2章第2節に主旨を反映。</p> <p>・地域の安心・安全の基盤づくりについては、第2部第5章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・ブロック内外の交流・連携を促進する交通・情報通信体系の形成については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
中国	山口県	3	<p>地理的特性や交流実績等を活かし、広域ブロック単位に、また隣接ブロックとも連携しながら、東アジアに至近な、また、広域ブロックの「産業力」を支える物流・人流拠点の整備を重点的に進める必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
中国	広島市	1	<p>広域ブロックの自立的発展のためには、国際・広域交流機能、都市型産業機能、文化発信機能などの様々な都市機能を有し、ブロックの発展を牽引していく拠点都市圏の役割が特に重要である。そのため、三大都市圏や札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市圏などを、各ブロックを代表する拠点都市圏として位置付け、これら都市圏における高次都市機能の一層の強化を図る必要がある。</p>	<p>・都市の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、広域ブロックにおける都市の機能については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

中国	広島市	2	<p>広域ブロックの自立的発展のためには、地方が自らの創意工夫でまちづくりを進めていくことができる体制づくりが必要である。そのためには、国の地方への関与のあり方や国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、地方が担うべき権限とそれに見合った財源を確保する仕組みをつくり、真の意味での分権型社会を実現しなければならない。</p> <p>また、現在、道州制について議論されているが、広域自治体の補完なしに各種の事務処理を行い得る規模と能力を持つ政令指定都市については、道州の管轄から分離し、都市州として道州と同等の権限と機能を付与することを検討する必要がある。</p>	<p>・地方分権については、第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・また、道州制については、国と地方公共団体双方の政府のあり方そのものを再構築するものであり、国土政策の範囲を超える観点からの議論が必要とされ、現在、道州制ビジョンの策定に向けた検討が別途進められているところ。</p>
中国	広島市	3	<p>地元の農林水産物を地元で消費する「地産地消」の取組を推進することも、農林水産業の活性化にとって重要である。</p>	<p>・第2部第2章第3節(1)に主旨を反映。</p>
中国	広島市	4	<p>中山間地域や離島、半島、豪雪地帯その他の条件不利地域においても、災害時における交通や情報の途絶を回避するため、国において、携帯電話の不感地域の解消など国土における必要最低限の情報通信インフラの整備を推進するなど、情報通信技術等を活かした孤立化対策の検討を進めるべきである。</p>	<p>・条件不利地域における孤立化対策については、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・離島、半島、豪雪等における対策については、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p>
四国	徳島県	1	<p>この計画に沿った具体的な施策及び事務事業の実施にあたっては、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業のその他国が本来果たすべき役割を重点的に担い、「新たな公」と連携した地域づくりの推進など住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として適切な役割分担を行う。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節及び第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。</p>

四国	徳島県	2	<p>「新たな公」など地域住民の積極的な参加の下、地域が自らの選択と責任で地域づくりを行うためには、その基礎として、地域づくりに必要な事業を行うに足るだけの権限や財源を地方公共団体が有していることが不可欠である。このため、国は、地方分権改革を積極的に推進し、地域づくりや住民サービスに関する権限や財源の地方への移譲、補助金等の整理合理化、国の関与の整理縮小、必要な地方一般財源の確保等を行うことにより、地方公共団体が自主的・自立的に諸施策を推進できるようその環境整備に努めるものとする。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
四国	徳島県	3	<p>国は、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的な広域ブロックの形成を促進するために重要となる幹線道路、港湾、空港などの社会資本の整備に引き続き取り組むものとする。また、広域ブロック相互の交流・連携の促進を図る観点から、既存の国土基盤ストックの効率的・効果的な利用のために必要な環境整備に取り組むほか、地理的・自然的・社会的条件による不利性の大きな地域においては、当該地域の実情に応じ、その解消につながる各種施策等の推進に積極的に関与する。</p>	<p>・自立的な広域ブロックの形成を促す社会資本の整備については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p> <p>・既存の国土基盤ストックの効率的・効果的な利用のために必要な環境整備については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p> <p>・条件不利地域における施策のあり方については、第1部第2章第3節、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p>
四国	徳島県	4	<p>広域ブロック相互間や各ブロックと東アジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。このような広域ブロックの連続的な連なりが、「21世紀の国土のグランドデザイン」において、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積やアジア太平洋地域に占める地理学的特性等を共有する大括りの圏域を21世紀を通じて明らかにしていくとされた「国土軸」の構想にも重なっていく。(中間とりまとめ)各地で展開されている国土軸構想については、自立的な発展を目指す各広域ブロックを連続的に繋ぎ、東アジア全体に広がる超高域ネットワークの一翼を担う重要な交流・連携軸であり、一極一軸型の国土構造の是正はもとより、様々な危機事象に適切に対処し、災害に強い国土構造にリノベーションしていく上でも極めて重要であることから、引き続きその実現に向けて取り組む。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>

四国	徳島県	5	<p>圏域間の交流・連携の促進に当たっては、広域交通網の整備、広域的な観光の振興、産業間の連携促進、災害など危機事象への対応、産業廃棄物の不法投棄などの環境問題といった圏域を越える行政課題に的確に対応することはもとより、社会経済のグローバル化、ボーダレス化の進展による世界的な地域間競争への対応などの観点から、戦略性を持つ必要がある。その際、圏域間の境界に位置する地域(圏際地域)においては、これら圏域間の戦略的な交流・連携が円滑に促進されるよう、その橋渡しとしての役割を積極的に担うことに留意する必要がある。</p>	<p>・第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p>
四国	香川県	1	<p>広域ブロックとアジアの近隣諸国を直接結ぶ国際交通拠点(広域ブロックゲートウェイ)の機能拡大に当たっては、それぞれの広域ブロックが自立的に発展できるよう、広域ブロックの特性を踏まえながら、国によるソフト・ハード両面からの様々な支援を行うものとする。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
四国	香川県	2	<p>集約型都市構造の実現に向け、中心市街地に都市機能を集積する取組を重点的に支援するとともに、既存ストックを活用しつつ都市機能の集約的な立地を支えるため、公共交通を社会資本と位置づけ、地方公共団体や公共交通事業者等の関係者が一体となって行うハード・ソフト両面からなる総合的な交通戦略に基づく取組が必要である。これらの集約型都市構造の取組を、広域ブロック内において機能させ、より効果的なものとするためには、高次都市機能と日常都市機能の多元的ネットワークによる拠点形成を図る必要がある。</p>	<p>・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。 ・交通施策については、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
四国	香川県	3	<p>南海大地震等の大規模災害にも対応できるように、広域ブロックの拠点機能を担う地域においては、防災情報の収集や機能の指令系統を含め中枢機能を集約し、この拠点をもとに、国と地方の協働の下、ブロック内の相互補完、交通・情報通信ネットワークの確保を図るべきである。</p>	<p>・第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p>
四国	香川県	4	<p>都市圏と地方圏の地域間格差は広がっており、格差是正のためには、都市圏から地方圏へ人・物・資金が環流する、地方発展のための仕組みが求められる。また広域ブロック内でも同様であり、都市部から周辺地域へ域内で環流する仕組みが求められる。</p>	<p>・地域間での人・物・資金の双方向的な循環については第1部第3章第2節(4)に主旨を反映。 ・資金の域内での循環については、第2部第8章第3節(3)に主旨を反映。</p>

四国	香川県	5		<p>これからの国土保全には、公共施設の整備、港湾や空港、道路交通網の整備といった単なるハード面からの取組みだけではなく、国土を面的に捉えた土地利用規制によるソフト面からの取組みを図る必要がある。</p>	<p>第2部第5章第1節(4)に主旨を反映。</p>
四国	香川県	6		<p>広域ブロック相互間や各ブロックと東アジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。このような広域ブロック間の連続的な連なりが、「21世紀の国土のグランドデザイン」において、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積やアジア太平洋地域に占める地理的特性等を共有する大括りの圏域を21世紀を通じて明らかにしていくとされた「国土軸」の構想にも重なっていくことから、引き続きその実現に向けて取組む。</p>	<p>第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
四国	香川県	7		<p>自立的な広域ブロックの形成のためには、地域で企画立案から執行まで一貫して行える体制の確立が不可欠で、地域のことは地域で実施されるよう、国においても省庁間の連携を図り、支援していくことが求められる。</p>	<p>第1部第2章第3節及び第3部第1章第1節に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	1	1	<p>(国土構造構築の方向性) 広域ブロック相互間や各ブロックと東アジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。このような広域ブロック間の連続的な連なりが、「21世紀の国土のグランドデザイン」において、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積やアジア太平洋地域に占める地理的特性等を共有する大括りの圏域を21世紀を通じて明らかにしていくとされた「国土軸」の構想とも重なっていく。(中間取りまとめ) (修正) ~「国土軸」の構想とも重なっていくことから、その実現に向け、引き続き検討していく必要がある。</p>	<p>第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	1	2	<p>(シームレスアジアの実現) 各地で展開されている国土軸構想については、自立的な発展を目指す各広域ブロックを連続的に繋ぎ、また東アジア全体に広がる超広域ネットワークの一翼を担う重要な交流・連携軸として、その実現に向けた検討を進める。</p>	<p>・ブロック間の連携と交流については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 ・国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>

四国	愛媛県	2	<p>(広域ブロックの自立促進に向けた支援)</p> <p>広域地方計画に基づき自立的な広域ブロックの形成を図るためには、道州制等の広域自治体のあり方について議論を進めるとともに、地方の自主性や自立性を一層高め、真に必要な政策を主体的に決定できる体制の確立が不可欠である。このため、地方分権改革の流れに沿って国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の更なる移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めていく必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
四国	愛媛県	3	<p>(広域ブロックの自立促進に向けた支援)</p> <p>地方中小都市や中山間地域は、農林水産業の不振や商業・サービス業の停滞により、地域活力が低下していることから、基幹産業である農林水産業の振興に加え、地域の豊かな自然や文化等の資源を最大限生かした内発的な発展を目指し、観光レクリエーション産業やグリーン・ツーリズム等の産業の推進、産地ブランドの開発や生産と加工の連携強化による高付加価値化などにより、所得の確保と地域の活性化を図ることが必要である。</p> <p>そのため、思い切った規制緩和を進め、従来の枠組みにとらわれない新たな展開を支援する。</p>	<p>・地域の資源を生かした高付加価値化については、第1部第3章第2節(2)、第2部第1章第3節(3)、第2部第2章第3節(2)、第2部第8章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・規制緩和については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	4	<p>(広域ブロックの自立促進に向けた支援)</p> <p>地域間格差が顕在化する中、広域ブロックが独自の戦略を立てて自立的に発展していくためには、経済や生活を支える高速道路などの基幹的な社会基盤整備が必要であることから、国の責務として着実に進める。</p>	<p>・広域ブロックが自立的に発展していくためのブロック内の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・広域ブロックの基幹的な社会資本整備に対する国の戦略については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>

四国	愛媛県	5	<p>(シームレスアジアを支える国土基盤の形成)</p> <p>シームレスアジアを形成し、各広域ブロックが、直接海外と競争・連携しつつ自立的に発展し、国際競争力を高めていくためには、陸・海・空にわたる総合的で重層的なアジア交通ネットワークを戦略的に形成する必要があり、国内においても交通ネットワークの強化を図るとともに、物流コストを引き下げる必要がある。</p> <p>このため、これらの拠点となる、国際交流拠点(広域ブロックゲートウェイ)として港湾等多目的国際ターミナルの機能を強化するとともに、広域ブロックゲートウェイにアクセスする基幹道路ネットワークを重点的に整備する。</p> <p>また、各広域ブロックが対等な条件のもとに競争可能となるためには、就航船舶の大型化や就航便数の増大による国際物流の効率化やコストの低廉化を図るとともに、国内物流に不可欠な高規格幹線道路網の通行料金について、より使いやすい料金水準に引き下げる他、異なる会社においても同一の料金体系とするなど、利用者が利用しやすい多様で弾力的な料金体系を構築する。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
四国	愛媛県	6	1 <p>(地域への人の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進)</p> <p>14,000kmの高規格幹線道路網と地域高規格道路が一体となった規格の高い道路網により、地域の自立、地域間の交流、連携を促進する基盤を形成する長期構想のもと、高規格幹線道路網については、広域ブロックを構成する各地域の連携強化や交流促進を図るために必要な路線を整備し、地域高規格道路については、地域の状況に応じた効率的な整備方法を検討しつつ、地域集積圏の拡大や交流の促進を図る路線、空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等との連絡を図る路線を重点的に整備する。</p> <p>なお、物流の効率化や観光交流の促進を図るためには、高規格幹線道路網を有効に活用する必要があることから、その通行料金については、各広域ブロックもしくは各地域が対等な条件のもとに競争可能となるよう、利用者が利用しやすい多様で弾力的な料金体系を構築する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
四国	愛媛県	6	2 <p>(災害に強い国土構造へのリノベーション)</p> <p>災害発生時における緊急輸送等の交通ネットワークのリダンダンシーを確保するために、高規格幹線道路及び地域高規格道路網の整備を推進する。</p>	<p>・リダンダンシーに優れた交通・情報通信網の整備については、第2部第5章第1節(1)に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	7	<p>(地域への人の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進)</p> <p>新幹線は、大量かつ安全な公共輸送機関として、生活圏の拡大や広域的な経済・文化の交流促進など国土の均衡ある発展と地域の活性化に必要な不可欠なものであることから、フリーゲージトレインによる新幹線の活用を推進する。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>

四国	愛媛県	8	<p>(循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成)</p> <p>国土の保全、水源かん養、温室効果ガスの吸収源等の多面的な機能を有する森林を健全な状態で継承していくためには、着実な間伐の実施や、針広混交林化、長伐期化等の対策が必要である。</p> <p>しかしながら、間伐については、財源不足、木材価格の低迷や需要の伸び悩み、担い手の減少・高齢化により、十分に実施されていない状況にある。</p> <p>そこで、間伐の促進を図るために、生産コスト縮減のための団地化、機械化を進めるほか、森林所有者の費用負担を軽減するなど、森林を支える新たな管理の仕組みを検討する。また、間伐材の積極的な利用促進を図るため、公共工事における利用や木質バイオマスの有効利用を図るなど、国が主体となって新たな活用方策について検討を進める。</p>	<p>・間伐については、第2部第6章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・間伐の促進や、公共工事における利用等については、第2部第2章第3節(3)に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	9	<p>(流域圏における国土利用と水循環系の管理)</p> <p>流域を越えた広域的な水の利用や用途間をまたがる水の相互融通は、限りある水資源を有効に活用するための合理的な方策であることから、その実現を促進することを目的として、水循環系への影響把握の手順や関係者の合意形成の円滑化・迅速化を進める手法などについて、全国共通のルールづくりを進める。</p>	<p>・水融通については、第2部第6章第2節(1)に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	10	<p>(国土基盤投資の方向性)</p> <p>広域ブロック内の社会資本の整備に当たっては、地域ニーズに基づく適切な投資がなされるよう、国の縦割りの予算編成にとらわれない分野横断的な予算執行が可能となるシステムを検討する。</p>	<p>・国土基盤投資の戦略については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>
四国	愛媛県	11	<p>(国土基盤投資の方向性)</p> <p>活力にあふれた持続可能な地域を形成するためには、地域における様々な活動の基盤となる社会資本を限られた財源を有効に活用し効率的に整備する必要があり、1.5車線の道路整備など、従来の基準や規格にとらわれないそれぞれの地域に見合った独自の手法による整備を、地域が主体となって積極的に推進する。</p> <p>国においても、安全性等に配慮した上で、整備に係る基準の弾力的運用等の規制緩和を進めるなど、広域ブロック等における独自の取り組みを支援する施策を講じる。</p>	<p>・地域特性を踏まえた国土基盤投資については、第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	1	<p>第1 時代の潮流と国土政策上の課題 (1) 社会経済情勢の大転換 エネルギー・食料問題への対応 世界のエネルギー情勢は、中国をはじめアジア諸国を中心とした急速な経済発展等によりエネルギー需要が増加する一方、石油開発への円滑な投資拡大が図られないことによる供給余力の低下、自国資源の国家管理や外資規制を強化する傾向の顕在化、天災や政情不安等の不安定要因により原油価格が高騰するなど、わが国のエネルギー供給を取り巻く環境は、急速に厳しさを増している。</p> <p>また、今日でも世界中には多くの人々が飢餓や栄養失調に苦しんでおり、将来の世界的な人口増加やアジア諸国の経済発展等による食料需要の増加、地球温暖化や世界各地で頻発する異常気象など地球規模での環境変化に起因する農作物の不作など不安定要因の顕在化とともに、食の安全性への国民の不安等、食料問題は将来にわたり、わが国の重要課題の一つである。</p> <p>エネルギー・食料の安定供給の確保は、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、総合安全保障の観点から将来を見据えた国家戦略の構築とともに、国土政策としては、国内での新エネルギーの開発・導入によるエネルギー源の多様化、エネルギーの効率的利用の推進及び食料自給率の向上に対応した国土基盤の整備が重要である。</p> <p>国内のエネルギー・食料供給を担う地域の多くは、地方の中小都市郊外部や中山間地域等であり、これらの地域の国土保全に努めていくとともに、地域振興にも真剣に取り組んでいく必要がある。</p> <p>加えて、エネルギー・食料問題の解決には、科学技術の進歩に期待する部分が多いことから、科学技術の振興とともに、エネルギー・食料供給を担う地域の自立と安定的な発展を促す観点からも、これらの地域への研究開発施設や地域資源を活かした産業立地を促進していく必要がある。</p>	<p>・エネルギーを取り巻く情勢については、第1部第1章第1節(2)、同第2節(1)に記述。</p> <p>・エネルギー源の多様化、効率的利用については、第2部第2章第4節に記述。</p> <p>・魅力ある産業立地環境の整備については、第1部第3章第2節(2)及び第2部第2章第2節(1)に記述。</p>
九州	佐賀県	1	<p>第1 時代の潮流と国土政策上の課題 (1) 社会経済情勢の大転換 エネルギー・食料問題への対応 世界のエネルギー情勢は、中国をはじめアジア諸国を中心とした急速な経済発展等によりエネルギー需要が増加する一方、石油開発への円滑な投資拡大が図られないことによる供給余力の低下、自国資源の国家管理や外資規制を強化する傾向の顕在化、天災や政情不安等の不安定要因により原油価格が高騰するなど、わが国のエネルギー供給を取り巻く環境は、急速に厳しさを増している。</p> <p>また、今日でも世界中には多くの人々が飢餓や栄養失調に苦しんでおり、将来の世界的な人口増加やアジア諸国の経済発展等による食料需要の増加、地球温暖化や世界各地で頻発する異常気象など地球規模での環境変化に起因する農作物の不作など不安定要因の顕在化とともに、食の安全性への国民の不安等、食料問題は将来にわたり、わが国の重要課題の一つである。</p> <p>エネルギー・食料の安定供給の確保は、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、総合安全保障の観点から将来を見据えた国家戦略の構築とともに、国土政策としては、国内での新エネルギーの開発・導入によるエネルギー源の多様化、エネルギーの効率的利用の推進及び食料自給率の向上に対応した国土基盤の整備が重要である。</p> <p>国内のエネルギー・食料供給を担う地域の多くは、地方の中小都市郊外部や中山間地域等であり、これらの地域の国土保全に努めていくとともに、地域振興にも真剣に取り組んでいく必要がある。</p> <p>加えて、エネルギー・食料問題の解決には、科学技術の進歩に期待する部分が多いことから、科学技術の振興とともに、エネルギー・食料供給を担う地域の自立と安定的な発展を促す観点からも、これらの地域への研究開発施設や地域資源を活かした産業立地を促進していく必要がある。</p>	<p>・第2部第2章第3節、同(1)、同(2)に主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	2	1	<p>第1 時代の潮流と国土政策上の課題 (4)分権型社会の実現 社会経済情勢の変化や国民の価値観の変化・多様化の進展に伴い、各界各層において地方分権が活発に議論されている。 現在の国 - 都道府県 - 市町村の制度の枠組みをそのままにしたうえで、国から地方への権限・税財源の移譲を進める議論や、国のかたちを根本的に見直す道州制の議論など、方法論は異なるものの、これらの議論の方向性は、共にそれぞれの地域が多様な特性を活かし、自らの選択と責任で発展することができる社会の実現を目指すものである。 既に述べたように、現状では一極一軸型の国土構造は大きな変化を見せるには至っておらず、この構造を根本的に変えていくには、国土整備のあり方に加え、国と地方の制度面でのあり方についても議論を深め、再構築していく必要がある。 将来のあるべき姿として、一層の地方分権を進め、より低コストで住民満足度の高い個性ある「分権型社会」の実現を目指していく必要がある。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	2	2	<p>第4 計画の実現に向けて (2)積極的な地方分権の推進 一極一軸型の国土構造を転換し、多様で自立的な複数の広域ブロックからなる国土構造を構築するためには、広域ブロック内のそれぞれの地域が、地域の特性を活かし、自らの選択と責任に基づいて、自立した地域づくりを進めていく必要がある。 そのためには、それぞれの地域が、自立した地域づくりを行うための権限と税財源を有していることが必要不可欠であり、積極的な地方分権を進めていくことが重要である。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	3	1	<p>第2 新しい国土像 (1) 国土構造構築の方向性 この計画においては、前述したような環境の変化を足がかりとして、広域地方計画区域等を一の単位とする広域ブロックが、東アジアをはじめとする国内外の各地域との競争・連携も視野に入れつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、諸機能について東京に過度に依存する必要のない自立的な圏域を形成する国土構造への転換を目指すべきである。</p> <p>また、大都市を有するブロックや豊かな自然を多く有するブロック、日本海に面するブロックや太平洋に面するブロックなど、多様な特色をもつこれらのブロックが相互に交流・連携し合うことで、その相乗効果により活力ある国土を形成していく。この際、国土のひずみの解消や質の向上、環境負荷の低減を図り、安全で美しい国土へと再構築していくべきである。(多様な広域ブロックが自立的に発展する国土)</p> <p>各広域ブロックの自立に対しては、首都圏への一極集中による経済、産業、情報、文化、学術、教育など、あらゆる面における集積の違い(いわゆる地域間格差)の是正が必要不可欠である。そのためには、各広域ブロックの地域資源、特色及び潜在力に応じた画一的でない手法・内容による資源の配分をこれまで以上に推進していくべきである。</p>	<p>・新しい国土像については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p> <p>・広域ブロックの自立に向けたニーズに的確に対応した支援については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	3	2	<p>各広域ブロックの内部では、ブロックの成長のエンジンと成りうる都市及び産業の強化を促していくとともに、ブロック内の各地域が、固有の文化・伝統・自然条件等に根ざした多様な地域特性を發揮し、安定した経済成長を図っていく必要がある。また、安心して住み続けられる生活圈域を形成し、地域の活力を維持する必要がある。</p> <p>各ブロック内の都市のあり方としては、ブロックの中心都市等への過度の人口、諸機能の集中を抑制しつつ、各地域の拠点となる都市が、それぞれの特性を活かした特色ある都市を形成するとともに、その地域の核としての機能を高めていく必要がある。</p> <p>また、比較的人口集中の低い中小都市とその周辺部については、地域の核となる都市との連携により高度な都市機能を広域的に補完し合い、周辺の美しい田園、森林、河川、海岸等と共存した生活圈域を形成していくべきである。特に、これらの地域は、国内のエネルギー・食糧供給を担う地域でもあり、国土保全と併せて、総合安全保障の観点からもこれらの地域の活力を維持していく必要がある。</p> <p>なお、これらの地域は、美しい自然と住環境に恵まれ、子どもを産み育てるためには最適な環境を有しており、生活圈域として自立するための諸機能を充実させることがわが国の抱える深刻な問題である少子化対策の観点からも重要である。</p> <p>こうした都市、都市圏、生活圈域が、効率的で環境負荷の少ない交通・情報通信ネットワークで結ばれることにより、それぞれの地域の交流・連携を促進し、多様で自立的な広域ブロックを形成する。</p> <p>～自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックへ… (「中間とりまとめ」原文第3段落以降は原文のまま)</p>	<p>・広域ブロック内における地域のあり方については、第1部第2章第1節及び第1部第3章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・なお、各広域ブロックが自立的に発展するため、各ブロックの独自の発想と戦略性のもと、各ブロックにおいてブロック内の都市・地域構造を踏まえた地域整備及び都市・地域間の連携方策を考える必要があるものと考えており、そのあり方については、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

九州	佐賀県	3	3	<p>(2) 広域ブロックの自立促進に向けた支援 (* 原文第3段落と第4段落の間に下記の文言を加える。) ～その実現を図ることが求められる。</p> <p>また、その検討にあたっては、これまで永きにわたり続いてきた一極一軸集中の構造による経済、産業、情報、文化、学術、教育など、あらゆる面において大都市圏と地方のストックの偏在(格差)があること、今後、大都市の更新投資に資源を集中すれば、現状の都市と地方の様々なストックの偏在(格差)の再生産になりかねないことを十分認識しておくことが求められる。</p> <p>また、地理的・自然的・社会条件による～</p>	<p>・一極一軸型国土構造の現状については、第1部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	3	4	<p>東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化 (* 文末に下記の文言を加える)</p> <p>なお、このように、貿易、資本、人的交流におけるわが国の対アジアのシェアが拡大していく中で、アジアとの連携強化は、今後、最も重要な視点であることは言うまでもないが、加えて、地域ブロックの自立のための産業力の持続や強化を図るには、これまで行われてきたアジア以外との深い経済交流の実績を踏まえ、え、世界的視点に立った地域ブロックの特徴・個性に応じた産業政策が必要である。</p>	<p>・第1部第3章第2節(2)に主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	4	1	<p>第3 計画のねらいと戦略的取組 (2)持続可能な地域の形成 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成 [大都市圏特有の課題への対応] 大都市圏については、市町村区域を越えて連担している人口、産業、国土基盤の膨大な集積を活用し、東アジア諸都市との機能集積の競争も視野に入れながら都市基盤整備を戦略的に進める必要があり、既成市街地等への過度な集積防止という従来の政策課題に代わる、大都市特有の課題への対応が必要である。 具体的には、高度経済成長期の負の遺産の解消に加え、ゆとりある生活空間の再整備、交通混雑の緩和、物流体系の充実等、国際競争力のある産業が伸びることのできる環境を整えていく必要がある。その際、大都市圏の主要都市は、世界に対する日本の顔であることもあり、今後の都市整備にあたっては、都市基盤の陳腐化を招かないよう、不断の更新に努めるとともに、にぎわいや魅力を高める都市機能の集積、景観やユニバーサルデザインへの十分な配慮や、観光、産業や大規模な行事のために世界中から多数の人を招来することが可能となることを念頭においた整備をすすめることが望ましい。また、人口、財産、高度中枢機能の集積を踏まえた災害への対応等が必要である。 近年では人口の都心回帰及び郊外部の人口減少が見られる。大都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外部において、条件の悪い住宅地で空き屋・空き地が増加するおそれがあるため、広域的な土地利用の再構築を推進する必要がある。また、環境面では、ヒートアイランド現象への対応のほか、自然環境の保全・再生・創出、ゴミゼロ型都市への再構築、沿道等における良好な大気汚染の確保、海面処分場の確保等の対応が必要である。 先行して社会資本投資が行われてきた大都市圏では、近い将来、都市基盤の多くが維持更新の時期を迎えることとなるが、この時期は、大都市への過度の集中を是正し、大都市が抱える課題を解決していく好機でもある。さらに、これからの大都市の基盤整備のあり方としては、人口規模や成熟した経済を背景として、多くの分野で民間活力の活用が期待できることから、規制緩和と誘導規制のベストミックスにより民間の投資意欲を喚起することで、民間活力の活用が十分に可能である。また、公共投資の縮減や公共サービスの質の向上にも繋がるものであり、PF手法による公共施設整備以外の新たな分野でも民間活力による整備手法の開発・導入を積極的に推進していくことが重要である。</p>	<p>・大都市の再整備における民間活力の活用については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	4	2	<p>第4 計画の実現に向けて (1)国土基盤投資の方向性 (2段落目まで「中間とりまとめ」原文と同じ) また、一極一軸集中構造により、あらゆる面において大都市圏と地方のストックの偏在(格差)が生じている。厳しい財政制約下において、先行して大規模な社会資本投資が行われた大都市への更新投資が集中することになれば、大都市に比べ遅れている地方の社会基盤整備をさらに遅らせることになり、都市と地方の様々なストックの偏在の再生産が懸念されることから、人口や諸機能が集積し、民間部門の集積も高い大都市圏の都市基盤整備については、新たな民間活力による整備手法の開発・導入を推進することにより、国土保全や地方の自立のための基盤整備に支障をきたすことがないよう配慮していく必要がある。</p>	<p>・大都市の再整備における民間活力の活用については、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・広域ブロックの基幹的な社会資本整備に対する国の責任については、第1部第4章第1節に国土基盤投資に関する国の戦略として主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	5	1	<p>第3 計画のねらいと戦略的取組 (2)持続可能な地域の形成 地域資源を活かした産業の活性化 [地域産業の活性化に向けた視点] 国民の生活の場としての安定した生活空間を構築していくためには、暮らしの面からの取組と同時に生活の糧としての産業を活性化することが必要不可欠である。産業の構造転換は時代に応じて常に求められるが、財政制約などの下で産業の付加価値や生産性を高めていくためには、風土的・経済的・人的資源など地域資源の総力を結集し、地域の特色を活かした産業や雇用創造の取組を展開させることが不可欠であり、そのための産業の成長・活性化戦略を進める必要がある。こうした地域の独自の取組の積み重ねがブロック全体の発展に貢献し、自立的な広域ブロックの形成へとつながっていく。</p> <p>その際、生命工学などの新産業に加え、医療福祉サービスや環境ビジネス等の地域のニーズが高い産業の創出も重要視していくべきである。また、地域独自の文化や資源を活用しつつ自然と調和した生活を確保する視点も重要である。</p>	<p>・第1部第3章第2節(2)、第2部第2章第2節に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	5	2	<p>第3 計画のねらいと戦略的取組 (2)持続可能な地域の形成 地域資源を活かした産業の活性化 [高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時制の確保] そのためには、地域が有する魅力を踏まえ活力ある企業を呼び込むために必要な陸海空の物流インフラなどの基盤整備が必要であるが、経済活動がグローバル化し、国際競争が激化する中で、地域の産業が国際競争力を維持し、生き残っていくためには、厳しい品質管理やコストダウン、さらなる高付加価値化の取組が不可欠であり、また、生産や流通の仕組も、ジャストインタイム方式が浸透している。このような中で、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時制の確保は重要な意味を持っており、地域の産業活動にとって、高速交通ネットワークの存在は不可欠のものとなっている。また、ブロック内の交流・連携や国内外からの観光客の誘致にとっても重要である。</p> <p>このため、高速交通ネットワークの着実な整備や天候・災害による交通遮断が生じないための機能の強化、代替性の確保向上を進めていく必要がある。</p>	<p>・高速交通ネットワークの整備については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・災害に対する機能強化、代替性の確保については、第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p>

九州	佐賀県	5	3	<p>第3 計画のねらいと戦略的取組 (2) 持続可能な地域の形成 地域資源を活かした産業の活性化 [科学技術の振興による「知の拠点」の形成] 経済のグローバル化やアジアの急激な経済発展のなかで、わが国の産業の国際競争力を強化していくためには、国家的見地から戦略的な科学技術の振興に取り組んでいくとともに、大学をはじめ、国、地方自治体、民間の研究開発施設等を有効に活用し、これらの研究開発施設等における地域に根ざした特色ある研究成果を、新たな産業の創出や地域の産業の活性化に結びつけていく必要がある。 このため、これらの研究開発施設等の相互の連携強化や企業等との産学官連携を強化するとともに、既存の研究開発施設を活用した先端的な研究開発の推進や施設周辺への関連企業等の立地促進、地域資源や立地環境を活かした国際的な研究開発施設の誘致等により、国内外の研究者や技術者が集まる「知の拠点」を形成することが重要である。</p> <p>[地域を支える諸産業の振興について] (「中間とりまとめ」原文第四段落以下と同じ)</p>	<p>・第1部第3章第2節(2)、第2部第2章第1節(1)(2)に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	6		<p>広域ブロックが将来に向けて自立的に発展していくためには、地域の自立を支える産業の足腰の強化はもちろんであるが、中・長期的な視点に立って高付加価値産業や先端産業への転換や地域への立地を担い、牽引していく役割を担っていく高度な人材の存在が不可欠である。 それにより、国際競争力を持つ先端産業が支える自立した広域ブロックが重層的に重なり合う厚みを持った国土の形成が達成される。 そのためには、これまで大都市圏を中心に集積してきた研究開発の機能を分散し、研究者等の人材の地域間の流動を活発化させ、知の交流を促進して地域の国際競争力の強化につなげる仕組みの検討が必要になる。 研究を行う場としての研究機関については、公的な研究施設に限らず民間の研究施設というハードの移転分散のための支援制度、研究員の流動性の拡大、資金的な裏づけを持つ研究テーマの設定と地域への分散など人とテーマというソフトの分散と地方展開を進めていくことが必要不可欠である。</p>	<p>・科学技術基盤の強化については、第2部第2章第1節(1)(2)に記述。</p>

九州	佐賀県	7	<p>第3 計画のねらいと戦略的取組 (2) 持続可能な地域の形成 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開 ～前段省略～</p> <p>農林水産業においても新たな展開が期待されている。すなわち、東アジアの経済成長や世界的な石油需給動向の変化に伴い、国産の品質の高い農林水産物やバイオ燃料に対する消費の拡大が期待される状況となっている。このような中で、意欲と能力のある担い手の育成・確保など体質強化を進めるとともに、産地ブランドの確立や生産と加工の連携の強化等による高付加価値化等により、競争力を強化することが必要である。</p> <p>食糧供給の観点では基本的には国民に提供される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当であることから、農業については、多様化・高度化する消費者・需要者ニーズ等を踏まえ、食品産業その他の関連産業との連携、生産基盤の整備・保全を推進しつつ、国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保や競争力の強化を図っていく必要がある。また、安全で安心な農産物の生産を拡大し、環境への負荷の低減につながる環境保全型農業の取組を一層推進していくことも必要である。将来的にはバイオ燃料等非食用仕向を前提とした農業生産体系の導入等も重要である。国内農業の体質強化の観点から、女性を含め経営感覚に優れた担い手の育成・確保のための施策の集中化・重点化、また、意欲的な企業や若者等農外からの新規参入の促進等が必要である。一方、集落機能により保全管理されてきた農地・農業用水等の資源については、地域住民等多様な主体の参画を得て、保全向上に向けて取り組む必要がある。</p> <p>～後段省略～</p>	<p>第2部第2章3節(2)に主旨を反映。</p>
九州	佐賀県	8	<p>中山間地域や離島などの条件不利地では、人口減少や高齢化の加速により、地縁型コミュニティの弱体化に伴う防災力の低下が顕著となることから、行政によるハード・ソフト両面での実効性のある防災対策が引き続き求められる。</p> <p>特に、防災対策の担い手確保が困難な地域において、安全で安心な暮らしを確保していくためにはハードによる対策が重要であり、防災施設整備が遅れている地域については、今後とも着実に整備していく必要がある。</p>	<p>第2部第5章第1節(1)及び、(3)に主旨を反映。</p>

九州	長崎県	1)	<p>中国など東アジア諸国に近いという地理的特性を活かし、九州を、国内のみならず中国をはじめとする東アジア諸国への高品質な農林水産物の生産・輸出の中心地とするため、生産体制の整備や市場アクセス改善のための広域的な取組を行う必要がある。</p> <p>産地間競争を通じて農林水産物の活性化を図るため、優れた経営感覚を有し、地域の中核となる担い手を地域で確保育成し、高品質農林水産物の生産拡大や生産性向上等の取組に対して重点的な支援を行うとともに、産学官の連携による付加価値や生産性を高める技術開発、及び、開発品種や開発技術に係る知的財産権保護の徹底などを図る。</p> <p>具体的には、新たに造成される諫早湾干拓農地において、農地リース方式により、環境への配慮・食の安全安心などの一貫した方針に基づき、法人形態などでの大規模な営農を行う。また、環境にやさしい農業技術の研究開発を行い、環境保全型農業の普及を図るとともに、これらの手法をモデルとして、新たな時代に相応しい農業の経営体の確立を推進し、国内外に発信する。さらに、自然干陸地や調整池、潮受堤防等の地域資源を有効利用することにより、環境学習や交流拠点としての活用など環境をテーマとした販わいの場を創出し、地域振興の拠点としての幅広い活用を図っていく。</p> <p>また、東アジア諸国への市場アクセスを改善するため、税関体制の強化、港湾・鉄道・高速道路等域内の高速大量輸送ネットワークの確立、国際的な市場調査・販路開拓等を行うことのできる人材育成など、物流拡大のための戦略を構築する必要がある。</p>	<p>・第2部第2章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
九州	長崎県	1)	<p>中国・韓国との新漁業協定が発効したにもかかわらず、日中暫定措置水域等の海域においては、水産資源状態の悪化が認められるとともに、外国漁船との競合が生じている。東シナ海を始め世界有数の豊かな漁場である我が国近海において、水産資源の持続的利用を可能とするためには、早期に排他的経済水域の境界を画定するとともに、関係各国による資源管理機構を創設し、国際的な水産資源管理をさらに推進する必要がある。また、排他的経済水域内における水産資源の保護培養のために、国策として漁場整備を積極的に推進することや、国境監視などに貢献している我が国漁業者の操業が安全かつ持続的に行われるよう、違法操業を行う外国漁船に対する海上保安庁及び水産庁による取り締まりについても、一層拡充強化する必要がある。</p> <p>さらに、再生産可能な水産資源の維持保全のためには、重要な漁場であるとともに海洋生物の産卵・生育の場であり、藻場・干潟等による水質浄化機能など多面的な機能を有する沿岸海域において、良好な漁場環境を積極的に保全創出するとともに、栽培漁業や資源管理等の水産振興策をさらに推進する必要がある。</p>	<p>・排他的経済水域の境界の画定については、第1部3章4節(3)及び第2部第6章第5節に主旨を反映。</p> <p>・水産資源の管理、取り締まり、漁場環境の保全については、第2部2章3節(4)に主旨を反映。</p>

九州	長崎県	1)	<p>各地域の地理的条件、地域独特の歴史・文化・自然環境、地域独自の知的財産・オンリーワン技術等を活用しつつ、地域の差別化を図るための支援等を行うことにより、独創的な産業を戦略的に育成し、将来有望な産業の集積を図る。</p> <p>また、地域の企業などで培われ蓄積された、高いレベルの省エネ・環境保全等の技術をベースに、国際的な新たな時代の要請、特に経済成長著しい東アジア地域で今後ニーズが高まると予想される環境保全や省エネ・新エネルギー・医療関連分野などの産業振興を図る。</p> <p>具体的には、地域の企業を持つ世界的なレベルの技術をベースにした新エネルギー産業の一大集積地の形成、地域の医療機関における感染症研究など世界に誇れる研究成果を活用した創薬産業の集積による医工連携拠点の形成、及び、地域の新鮮・豊富な魚介類の高度鮮度保持技術開発や高付加価値の農水産加工品開発のための水工・農工連携の取組等を積極的に推進する。</p>	<p>・地域独自の産業戦略については、第1部第3章第1節(1)、第2部第1章第3節(2)、第2部第2章第2節(1)(2)に記述。</p>
九州	長崎県	2)	<p>単に住民の生活維持にとどまらず、離島・半島及び中山間地域の自立と持続的発展に向けた条件同一化(イコールフットイング)の観点から、基礎的生活環境基盤としての医療や福祉などの整備はもとより、地域における産業振興に向けた交通・情報インフラ整備等の流通ルートの確保、及び、大きなハンディキャップとなっている物流・人流コストの軽減等を図る。特に、時間的・金銭的制約のない国道という交通網が整備されている陸域に比べ、離島においては、通常交通手段である海路でさえ時間的制約と金銭的負担が生じる。この過度の金銭的負担を解消し、陸域と競争条件を同一化するため、例えば離島における物流・人流コストを軽減するいわば「海の国道」のような考え方が検討されるべきである。</p> <p>また、医師の都市偏在と地域医療に従事する医師の不足は、住民の安全・安心な生活環境にとって深刻な問題であり、離島・へき地における医師確保対策を支援する全国的なシステムの構築は急務である。</p> <p>さらに、従来の公共事業に依存した産業構造を転換し、離島・半島及び中山間地域が自立していくため、離島の農林水産業における輸送費等の高コストに鑑みた「離島直接支払い制度」などにより主産業の農林水産業の活性化を図るとともに、特色ある産業あるいは特定機能拠点等を離島地域に戦略的に配置する。例えば、健康増進を兼ねた滞在型観光の振興、先進的栽培漁業の推進、芸術文化拠点の設置などは、有効な方策であると考えられる。こうした離島における産業再生策については、離島地域に着目した優遇措置の充実などが必要である。</p>	<p>・離島地域、半島地域における産業・生活基盤等の改善については、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p> <p>・中山間地域の振興については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p>

九州	長崎県	2)	1	<p>離島・半島及び中山間地域は、都市部において失われてきている美しい景観や独自の地域文化が今なお多く残されており、これらは、近年の「もの」の充足よりも「こころの豊かさ」を求める傾向にある社会において、かけがえのない財産となるものであるとともに、美しく多様性に富んだ国土の形成に寄与するものである。また、災害防除などの国土保全、漁業活動による海域保全、及び自然環境の保全等の観点からも重要な地域である。しかし、こうした地域においては過疎化が進み、耕作放棄地をはじめとする未利用地・低利用地が増加しているため、地域の自然環境等への影響に配慮しつつ、観光産業との連携など、農作物生産や漁業生産以外にも多面的な機能に着目した活用策により、広域的・計画的な土地利用及び海域の有効利用策を推進する必要がある。</p> <p>また、中山間地域等における森林は、林業資源の生産活動の場となるだけでなく、二酸化炭素の吸収、水資源の涵養、土壌流出の防止、大気保全、沿岸海域への栄養の供給など多面的な機能を有する。しかし、近年の木材価格の低迷を背景として、管理放棄された森林が目立つようになり、土砂災害等の拡大要因となっている。このため、特に台風災害の多い地方などにおいて、早急に森林整備を行う必要がある。</p>	<p>・離島、半島地域等への対応については、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p> <p>・森林整備については、第2部第6章第3節に主旨を反映。</p>
九州	長崎県	2)		<p>離島・半島及び中山間地域は、多様で特色ある自然条件、歴史的資源や文化的資源等を活かし、国民の価値観の多様化等に対応した新たなライフスタイルを実現する貴重な場であるが、急速な過疎化により地域の担い手が減り、コミュニティの維持が困難な地域も増加している。農山漁村・中山間地域等においては、地域の活力を取り戻し、国土の荒廃を防止するため、都市と農山漁村との交流や二地域居住策などが進められているが、国境離島・外洋離島等は、都市部から遠く離れており、このような交流が思うように進まない現状がある。</p> <p>このため、離島など都市部から離れた地域においては、二地域居住から一歩進んだ都市部からの移住(Uターン等)を促進することにより、Uターン者との協働による地場産業の振興、交流人口の拡大及びコミュニティの形成を図ると同時に、都市住民に対して自然や伝統文化に親しむことのできるライフスタイルの提供を図る。具体的には、地域の受入れ体制の整備充実、情報発信、住居整備や住居取得支援、Uターン者が地域コミュニティになじむためのフォローアップ体制の整備、地方における地域住民の意識醸成などが必要である。また、都市部からの新たな住民の受入れを促進させることにより新たな産業を生み出し、地域振興の担い手である若者の流出防止につなげる施策も必要である。</p> <p>なお、国策として都市部から地方への移住、特に団塊世代の移住を促進するにあたっては、状況によっては生じるであろう自治体負担の問題や対応策についても、今後検討すべきである。</p>	<p>・第2部第1章第4節(3)、第5節に主旨を反映。</p>

九州	長崎県	2)	<p>我が国の領土の外縁は離島であり、国境離島及び外洋離島は、排他的経済水域の保全、海洋エネルギー・海底資源などの権益確保、海運の確保、海域の安全保障など、我が国の領域保全に不可欠である。また、日本海、東シナ海などの離島及び沿岸地域は、海を隔ててアジアなどの諸外国と近接しており、密航、密輸等を防止する国境監視、自然災害等の際の避難船等受入れ、地球環境保全の取組などの国際協力等の機能を有するほか、大陸とのつながりに基づく豊かな伝統的文化・歴史・自然的遺産を活用した外国人観光客の受入れなど国際交流の舞台としての役割も担っている。</p> <p>しかし、国境・外洋離島は同時に、離島の持つ特徴である環海性・隔絶性・狭小性から生じる経済的な競争不利条件が最も色濃く出る地域でもあるため、急激な人口減少によりこのまま地域が荒廃すれば、上記のような機能・役割が失われるばかりか、国土の空白地帯が生じ国境周辺における住民の目がなくなることにより実質的な国境監視機能が十分に働かず、不法入国の可能性が増すなど我が国の領域保全、ひいては国防にまで影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、国境離島及び外洋離島については、離島一般の振興策とは異なる、その地域特性に応じた政策を講じるべきであり、10年の時限立法である「離島振興法」の特例として、“国境・外洋離島の振興のための特別法”の検討を行うべきである。</p> <p>国境離島・外洋離島及び沿岸域等については、その果たすべき国家的・国民的役割に関する国民の認知度向上と合意形成を早急に図り、国民の理解と支持のもと、こうした国境周辺地域を保全・維持するための、住民の生活の営みや農林漁業が持続できるような方策を講じることが緊急に必要である。</p> <p>具体的な施策としては、例えば、沖合漁場(大規模魚礁等)の整備や未利用漁場の開発、未利用資源の有効利用等の水産振興策のほか、海洋エネルギー・海底資源等の調査・活用、自然災害等の際の緊急避難受入れ体制の整備、海洋環境保全のための国際協力・研究開発、漂流・漂着ごみ対策、外国人観光客受入れ体制の整備、物流・人流コストの軽減策、優遇税制、離島振興債など、国境・外洋離島に限った、または手厚い振興策を講じる。</p> <p>なお、上記のような種々の振興策を積極的に講じるとともに、これまでの永年にわたる離島地域の非常に厳しい状況に鑑み、将来的には、例えば離島の農業者や建設業者、入植者等を募って企業形態で耕作・営林を行うような“現代の防人”制度の導入の検討なども視野に入れておく必要がある。</p>	<p>・排他的経済水域の保全等の観点からの国境・外洋離島、沿岸地域の重要性は十分認識しており、これらの地域の振興策について可能な範囲で第1部第3章第4節(3)、第2部第1章第5節、第6章第5節に記述。</p> <p>・「新たな公」の担い手の偏在については、第1部第3章第5節(1)に主旨を反映。</p>
----	-----	----	--	---

九州	長崎県	3)	<p>近年、中国や韓国を中心とした東アジア地域からの訪日観光客は増加傾向にあり、今後さらに観光交流の活発化が見込まれる。</p> <p>このため、まず、国内の各地域における独自の歴史・文化・自然を「本物」として育てる視点でこれらの地域資源を磨き上げ、活用し、価値を発信することによって、観光交流のための魅力的なコンテンツづくりや拠点づくりを進める。例えば、顕著な普遍的価値を持つ文化財について世界遺産への登録を目指す取組や、東アジアとの交流に重点を置いた考古学研究の拠点づくりなどを積極的に推進する。</p> <p>また、ビジット・ジャパン・キャンペーンをさらに進め、特にアジア諸国からの観光客に対するおもてなしを具体化し、利便性を高める施策を講じるとともに、ビザ発給の利便性向上、入国管理手続のスピードアップによりアジアとのシームレス化を進めるとともに、観光地における外国語標記の整備拡大や通訳ガイドの育成活用により、観光客等が訪問しやすく活動しやすい環境を整備する。</p> <p>さらに、2008年北京五輪、2010年上海万博を契機として、観光面でのアジアを最重要地域と位置づけ、上海万博における各地域の魅力を発信するためのパビリオン設置を足がかりに、我が国とアジア諸国における都市間・地域間の交流を一層促進するなど、我が国の国際観光のさらなる推進を図る。</p> <p>同時に、国内向けの施策とし、国民一人ひとりがアジアを知り、興味・関心を抱くような施策、アジア各国の新鮮な情報を国内に発信する事業などを推進する。</p>	<p>・地域資源を生かした観光振興、国際観光振興については、第2部第3章第2節(1)(3)に記述。</p>
九州	長崎県	3)	<p>地域ブロックにおいて、東アジア諸国との「日帰りビジネス圏」「貨物翌日配達圏」等の形成を促進し、アジアとの物的・人的交流を一層拡大させるためには、国際航空路・航路の充実が必要である。このため、各空港・港湾の機能の充実、利用の促進、及び、各施設を広域的かつ効率的に連続させるネットワーク等、アジアに開かれたゲートウェイ機能の強化を図る。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>

九州	長崎県	3)	<p>行政エリアの拡大に対応して、地域を一体化し、各地域が持つポテンシャルを最大限に活かしながら自立した経済圏を形成していくためには、まず、地域ブロックにおける広域的かつ戦略的な交通ネットワーク整備構想を策定する必要がある。そのうえで、各都市間を連絡し、地域ブロック内外の連携を強化することのできる高速交通ネットワークを整備することが不可欠である。</p> <p>特に鉄道は、環境負荷が小さいことや経済合理性、円滑な旅客輸送等の観点から、今後とも最も重要な交通体系であり、中でも大量・高速輸送の柱になる整備新幹線(九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)等)は最優先に早期完成に向けて取り組む必要がある。</p> <p>また、道路ネットワークについては、高規格幹線道路(九州横断自動車道、西九州自動車道)の早期整備や、地域ブロックにおける地域連携軸構想(九州西岸軸構想(島原・天草・長島架橋建設))等を推進する。</p> <p>さらに、各地域、特に半島地域をはじめとする条件不利地域の地理的ハンディキャップを補い、自立を促進するために必要な最低限のインフラとして、地域高規格道路(島原道路、西彼杵道路、東彼杵道路、有明海沿岸道路等)の整備を推進する。</p>	<p>・ブロック内外の交流・連携を促進する交通体系の形成については、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・半島地域等の交通基盤の整備については、第2部第1章第5節に記述。</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
九州	熊本県	1	<p>地方においては依然として国土基盤の骨格となる交通体系等社会インフラ整備は不十分な状況にあり、このことが地域間の交流・連携や自立的な発展の支障となる懸念がある。したがって、特に中山間地や離島・島しょ部等社会資本整備が遅れている地域への配慮を行う必要がある。</p>	<p>・第2部第1章第5節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
九州	熊本県	2	<p>都市部と地方(特に中山間地域等)においては、「新たな公」となり得る担い手の数や能力に大きな格差があるという点に十分に留意する必要がある。</p> <p>また、特に人口減少・高齢化の進展等による地域活力の低下のため、多様な民間主体の発意・活動(民間活力)を重視した自助努力による地域づくりという視点と同時に、今後の少子高齢化を見据えた場合、きめ細かな「自助・共助・公助」をバランス良く組み込んだ支え合う地域づくりのシステムという視点が必要である。</p>	<p>・「新たな公」の担い手の偏在については、第1部第3章第5節(1)に主旨を反映。</p> <p>・支えあう地域づくりについて、第1部第3章第5節(2)、第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。</p>
九州	熊本県	3	<p>「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」の実現のためには、国民一人一人の人権を尊重し、そこに暮らす人々が快適で安全な生活をおくるための環境を整えることが不可欠であるが、そのためには「年齢や性別、障害の有無に関わらず、全ての人が暮らしやすい社会の実現」というユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が必要であり、この理念を今後の国土形成の指針とすべきである。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>

九州	熊本県	4	<p>美しく暮らしやすい農山漁村を形成するためには、その景観面の美しさだけでなく、農山漁村が有する資源全般を維持・回復する取組の推進が必要である。</p> <p>また、農山漁村には、四季折々の伝統行事や日々の営みに基づく農耕文化、恵まれた農林水産物を食材とする風土に根付いた伝統料理が生まれるなど、長い年月を経て受け継がれてきた「食文化」があることを認識する必要がある。</p>	<p>・地域資源の保全向上の推進については、第2部第1章第3節、同(1)に主旨を反映。</p> <p>・食文化については、第2部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
九州	熊本県	5	<p>近年、被害が甚大化する傾向にある自然災害への備えを充実させる必要があるが、今後の防災施設整備に対する投資力を考慮した場合、森林や農地による保水力など多面的な機能を発揮させるために農山漁村の維持・保全が必要であることは言うまでもないが、同時に環境問題への対応や良好な景観の形成等に取り組む好機であるとも考えられる。よって、災害対策を検討するにあたっては、農山漁村の持つ多面的なポテンシャル(潜在能力)についても検討し、より充実・強化するための取組が必要である。</p>	<p>・第2部第1章第3節(1)、同(2)、同(3)に主旨を反映。</p>
九州	熊本県	6	<p>重要性の高まる日本海と太平洋の両海洋の活用に向けた広域的な取組の推進を図るため、各広域ブロック内においても、日本海側と太平洋側をつなぐ高速道路等のインフラを積極的に整備する必要がある。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>(ブロック内の交流と連携を促進する交通体系の形成については、第2部第4章において検討中)</p>
九州	熊本県	7	<p>シームレスアジアの実現のため、日本海側の港湾整備を重点的に進めることが必要である。その際、スーパー中枢港湾以外の港湾についても、今後の需要の増加を見越した港湾整備を行っていくことが必要である。また、アジアとの交流人口が今後急激に増加することを考慮すれば、一空港に路線を集中させるだけでなく、既存空港を活用した路線の分散についても推進する必要がある。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>

九州	熊本県	8	<p>全国レベルで東京への一極集中が進む一方、広域ブロック内でも一極集中が進む傾向が見られるため、広域ブロック内における一極集中についても注意が必要であり、全国的な「一極一軸型の国土構造の是正」と同時に、広域ブロック内でも一極集中を回避する必要がある。</p>	<p>・広域ブロック内における地域のあり方については、第1部第2章第1節及び第3部第2章第1節において記述。</p> <p>・なお、各広域ブロックが自立的に発展するため、各ブロックの独自の発想と戦略性のもと、各ブロックにおいてブロック内の都市・地域構造を踏まえた地域整備及び都市・地域間の連携方策を考える必要があるものと考えており、そのあり方については、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
九州	熊本県	9	<p>広域ブロック内における一極集中を回避し、各ブロックが多様性・自立性を確保するため、ブロック内の主要都市圏がそれぞれの機能を維持・強化しつつ、お互いに高速道路等により緊密につながった「ネットワーク型地域構造」を構築する必要がある。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
九州	熊本県	10	<p>今後の人口減少社会においては、都道府県の内部においても、人口減少が比較的緩やかな地域(都市圏など)と人口減少が著しい地域(中山間地域など)が生じることは避けられない。各地域の中核となる都市圏(ネットワーク型地域構造の中で、ネットワークの要となる都市圏等)が中心となり、周辺の人口減少地域との連携を図り、生活に必要なサービスの供給や交流人口の増加等を促進することが必要である。そのため、中核となる都市圏とそこに依存する周辺地域との間のインフラ整備(情報通信基盤、道路網、公共交通体系、資金調達システム等)を進める必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第2節、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

九州	熊本県	11	<p>人口減少に対応した国土を形成するため、「持続可能な地域の形成」はきわめて重要であるが、中でも、集落の衰退や消滅も懸念されている農山漁村等については、早急な対応が必要である。</p> <p>今後の地域づくりに当たっては、「定住人口」のほか、「二地域居住人口」、「交流人口」、「情報交流人口」という新しい人口の視点をもって人材の蓄積を図ることが重要であるが、農山漁村の魅力は、生産活動と生活が一体となって創り出されている以上、定住人口の確保が最も重要であり、交流人口や情報交流人口も、定住人口があって初めて意味をなすものであることを認識すべきである。</p> <p>また、生産活動や地域文化の担い手であり、集落の魅力を醸し出す担い手である生活者が今後も慣れ親しんだ集落に住み続けられるための施策と、集落に住む若年者や移住してきた者に対して地域文化や生活習慣を伝承するなど、生活者を育成するための施策が必要である。</p>	<p>・農山漁村における定住については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・集落に住み続けられる施策及び集落での地域文化等の伝承については、第1部第3章第5節(2)及び第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。</p>
九州	大分県	1	<p>東アジアと各広域ブロックの人の交流や物流を拡大するためには、空港・港湾の戦略的整備と24時間化などによる機能強化や荷役作業のスピード化、陸海空一体となったスピーディかつ低廉なネットワークの構築、ITSの導入による安全で効率的な物流システムの構築、CIQ機能の充実や輸出入手続きの簡素化など物流コストと物流時間を意識したハード・ソフト両面の環境整備を図り、国際物流における競争力を高めることが必要である。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
九州	大分県	2	<p>これから本格的な人口減少・高齢化社会を迎えるに当たって、中山間地域等が安心して暮らせる地域として存続するためには、定住人口とともに、二地域居住による人材の確保が不可欠である。この二地域居住による人材を確保するため、二地域居住モデル地域を選定して、地域内での生活道路、他地域と連結する道路や中心都市へのアクセス道路等の整備やその他の支援を行うことにより、地域の特色を活かした二地域居住の促進を図る必要がある。</p>	<p>・二地域居住の促進については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節(2)、第2部第1章第4節(3)に主旨を反映。</p> <p>・ブロック内における交通体系の形成については、第2部第1章第2節(2)で記述。(第2部第4章においても検討中)</p>
九州	大分県	3	<p>高速道路等の物流ネットワークに、新しい情報通信技術を活用した道路交通システムを国土基盤整備として戦略的に導入することは、物流における定時安定性を高め、経済活動の活性化につながるものである。例えば、2005年日本国際博覧会(愛・地球博)において会場内交通手段の一つとして実行された、ITS(高度道路交通システム)の一種であるIMTS(インテリジェント マルチモード トランジット システム)のような技術を導入することにより、車両の自動走行が可能となり、交通渋滞や気象条件等に左右されることなく信頼性のある交通システムが構築されることとなる。</p>	<p>(第2部第4章において検討中)</p>

九州	大分県	4		各広域ブロックが、アジア各国との地域間競争を勝ち抜き、自立のかつ一体的に発展するためには、その先導的役割を担う高規格幹線道路や地域高規格道路などの循環型高速交通ネットワークを国家戦略として早期に構築することが重要である。	・第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)
九州	大分県	5		国土軸構想は、自立的に発展した各広域ブロックを広域的につなぎ、また、東アジア全体に広がる超広域ネットワークの一翼を担う交流・連携軸として、その実現に向けた検討を進める。	・第1部第2章第1節に主旨を反映。
九州	宮崎県	1	1	災害時などにおける生命・財産の保全や地域間ネットワークの構築など広域的な観点からの社会資本整備は不可欠である。 このため、高速道路や鉄道網、情報通信基盤など、都市と比べて遅れのみえる地方のインフラ整備について重点的に実施する。	・第1部第4章第1節、第2部第1章第5節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)
九州	宮崎県	1	2	また、地方においては依然として厳しい雇用情勢にあることから、産業振興や雇用の場の確保に向けた取組みに係る支援策を拡充する。	・第2部第2章第2節(4)に主旨を反映。
九州	宮崎県	2	1	頻発化、激甚化する風水害や大地震に備え、治山、治水、道路防災、海岸保全対策の充実や防災基盤の整備を図る。 特に水害については、上流域の森林の荒廃等も影響していると考えられることから、広く国民参加のもとに国土保全対策を進める。	・防災基盤の整備については、第2部第5章の柱書き及び第1節に主旨を反映。 ・国土保全対策の推進については、第2部第6章第3節に主旨を反映。
九州	宮崎県	2	2	また、地方においては、医師不足が深刻な状況にあることから、医師の確保を国家的課題として捉え、医療体制の整備を進める。	・第2部第1章第1節(3)、同第2節(1)に主旨を反映。
九州	宮崎県	3		地域固有の多様で豊かな自然環境や歴史文化は、環境問題への対応としても、また、外国からもその美しさや希少性を高く評価される国としての資産であり、これを保全し、再生していくことが重要である。 このため、農山漁村が有する多様な資源を活用した都市住民との交流や新たな就業機会の創出など、農山漁村の活力再生に取り組む。	・第2部第1章第3節(1)、同(2)、同(3)に主旨を反映。

九州	鹿児島県		<p>広域ブロックが独自の発展を遂げ、それが我が国全体の発展にも寄与するという、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現するには、広域ブロックの有する資源を最大限生かすとともに、社会資本の整備水準の状況や、人口、気候、風土、地勢などの社会的条件・自然的条件などを踏まえ、地域間競争の時代に対応した基礎的な環境を整備する必要がある。</p> <p>今後の社会基盤整備に当たっては、人口と産業の大都市圏への過度の集中による弊害と地域間格差の是正という観点から、これまでの地理的条件や自然的条件を克服するため、地方圏における空港、港湾、道路などの基礎的な社会資本の充実を図り、地域の知恵と工夫を生かした「個性ある地域の発展」を目指す。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第4章第1節、第2部第1章第5節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
九州	鹿児島県		<p>人口減少社会を迎える中で、均衡ある国土の形成を図るため、特に、産業基盤の脆弱な地域にあっては、拠点となる空港、港湾を整備するとともに、交通網の骨格となる高規格幹線道路や、これらの道路と一体となって広域的な高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路、インターチェンジや空港・港湾等の交通拠点へアクセスする道路の整備について重点的に実施する。</p> <p>また、そうした地域の雇用の場の確保を重点的に図るため、企業立地促進についての支援の仕組みづくりを図るとともに、高度情報化の進展に対応し、ブロードバンド通信基盤など、情報インフラ等の整備を促進する。</p>	<p>・空港・港湾へのアクセス機能強化等を図る幹線道路ネットワークの形成については、第2部第1章第2節等に主旨を反映。</p> <p>・企業立地支援については、第2部第2章第2節に主旨を反映。</p> <p>(情報インフラの整備については、第2部第4章において検討中)</p>
九州	鹿児島県		<p>近年の国際化・高度情報化の進展に伴い、個人の生活行動や県民の社会経済活動がますます広域化・多様化してきている。</p> <p>人・物・情報等の活発な交流により、県域や市町村域を越えて、経済、文化、観光など様々な分野で広域的な交流・連携を促進し、多様な地域連携(軸)や都市と農山漁村との一体的な交流圏の形成を図る。</p> <p>こうした取組により、それぞれの地域が有する資源や魅力を共有し、機能を相互に補完する一体的な交流圏の形成を図り、日常生活の利便性の向上や産業の振興のための共通課題の解決、地域資源の相互活用による新たな商品づくり、スケールメリットを生かした経済活動の新たな展開等を促進する。</p>	<p>・第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>地域住民の積極的な参加の下、地域が自らの選択と責任で地域づくりを行うためには、その基礎として、地域づくりに必要な事業が進められるよう権限や財源を地方公共団体が有していることが不可欠である。また、地方分権が進むことにより、広域ブロックにおいても、域内の各地域が多様な地域特性を發揮し、持続的な成長を遂げることになり、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成につながっていく。</p> <p>地方分権を積極的に進め、地域づくりや住民サービスに関する諸権限及び財源の移譲等を行うことにより、地方公共団体が主体となって基盤整備等を行うことができるよう諸環境の整備を図る。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p>

九州	鹿児島県		<p>アジア経済は、高成長を続けている中国経済を牽引役として、引き続き成長の道を歩んでいる。中国・東アジアへのゲートウェイに位置するなどの地理的優位性を有している環東シナ海の地域については、我が国のアジア戦略の最前線として位置付け、産業交流基盤の整備など様々な機能の充実を図る。</p> <p>アジアの巨大な人口、特に東アジア沿岸部で期待される市場に対して、我が国の良質な農林水産物や加工食品等を安定的に供給する体制の構築を図る。</p> <p>また、アジアを中心とする産業構造の変化を踏まえて、自動車関連産業などをはじめとする、地域での官民による戦略的な産業振興を支援する体制整備を図る。</p> <p>優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かしたスローライフ型の体験・滞在型観光を展開するとともに、外国人観光客の増加を図るため、査証手続きの改善や地方のCIQ体制の充実を図るほか、新幹線など高速交通網を活用した広域観光ルートの形成などに取り組み、アジア地域などの人々を対象とする国際観光の展開を図る。</p>	<p>・産業基盤整備については、第1部第3章第2節(2)、第2部第2章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・東アジアとの交流・連携を支える交通ネットワークの形成、及び対アジア物流の機能強化については、第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・国際観光振興については、第2部第3章第2節(1)(2)(3)に主旨を反映。</p> <p>・農林水産物の輸出については、第2部第2章第3節(1)(2)に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>農業については、食料自給率が長期的に低下傾向にある中で、将来にわたる食料の安定供給の確保は重要な課題であることから、若年層をはじめとする新規就農者の確保及び小規模農家が多い地域における「担い手」の確保・育成、さらには経営力の向上対策を柱に、我が国農業の将来にわたる発展に資する施策を推進する。</p> <p>また、国内外での家畜伝染病の発生や、WTO、EPA・FTA交渉などは、我が国の農業に多大な影響を与える可能性があることから、我が国の農業の状況に十分配慮した施策・交渉を推進するとともに、我が国の農業が危機的局面に陥ることがないようにセーフティーネットの構築を図る。</p> <p>林業・木材産業については、低コスト林業を推進し、高品質で定時・定量・定価格の供給体制を構築することにより、林業・木材産業の振興に努めるとともに、森林の持つ多面的な機能に対する国民のニーズに応えられる健全で多様な森林の整備を図る。</p> <p>水産業については、広大な漁場を活用した資源管理型漁業や栽培漁業、養殖漁業等のつくり育てる漁業の推進、競争力のある流通加工体制の整備、地域特産魚のブランド化と販路拡大、漁港・漁場の整備などにより、消費者のニーズに対応した安心・安全な水産物の安定供給体制の整備を図る。また、地域特産物の新たな産地づくり、新たな市場を海外に求める攻めの農林水産物を推進するほか、食品産業・観光産業との連携強化など、付加価値の高い農林水産物を実現する。</p> <p>さらに、豊かな食文化と農林水産物を生かした食育・地産地消を推進するとともに、エコファーマーの育成などの環境に配慮した安心・安全な生産活動やバイオマスの利活用等にも取り組む。</p>	<p>・第2部第2章第3節、同(1)、同(2)、同(3)、同(4)に主旨を反映。</p>

九州	鹿児島県		<p>離島地域は、自然的・社会的に厳しい条件下にあり、過疎化、高齢化が進行し、産業基盤や生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。このため、港湾・空港・道路の整備や定期航路・航空路の維持・改善、ブロードバンドや地上デジタルテレビ放送などの情報インフラ等の整備による島外との交通通信ネットワークの形成を図る。</p> <p>さらに、医療施設・設備の整備、医師の確保、救急患者搬送の円滑化、遠隔医療支援等による保健医療供給体制の整備、少子高齢化に対応した福祉の充実を図る。</p> <p>半島地域においては、生活環境及び産業基盤の整備や交通通信体系など様々な面で未だに多くの課題を抱えている現状にあることから、半島循環道路や港湾等の社会資本整備を図るなど、半島住民の生活利便性の向上に努める。</p> <p>中山間地域においては、人口の減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在しており、農用地や森林の荒廃、高齢者をはじめとする住民の生活への影響など様々な問題が発生していることから、地域の特性を生かした多様な地域産業の振興、山村・都市交流の促進とこれを支える豊かな自然環境の保全、地域の担い手の確保等、総合的な地域振興対策を推進する。</p> <p>近年の規制緩和政策等により、これまで守られてきた地方の公共交通体系が大幅にストラを余儀なくされており、特に、離島・辺地を有する地域においては、バス路線の運行の維持等、地域における公共交通の確保が大きな課題となっている。このため、過疎地域の住民や高齢者・通学生などのいわゆる交通弱者の交通手段が確保されるよう、過疎地域の実情に即したナショナルミニマムとしての公共交通の安定的な維持・存続を図る。</p>	<p>・離島地域及び半島地域については、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p> <p>・中山間地域の振興については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・山村と都市との交流については、第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・地域の担い手確保については、第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。</p> <p>・地域における公共交通の確保については、第2部第1章第5節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
九州	鹿児島県		<p>離島地域は、排他的経済水域を含む国土の保全・管理上の重要な拠点であるなど、国家的権益の保全機能を有していることから、その役割が適正に果たされるよう地域の振興を図る必要がある。</p> <p>離島地域においては、温暖な気候や広大な海域などの特性を生かして、農林水産業や地場産業の振興、海洋資源の開発・利用などを行うとともに、体験・滞在型観光などにより、島内外との交流・連携を促進する。交流人口の拡大を促進し、人・物・情報等が活発に行き交う活力ある地域社会の形成を図る。</p>	<p>・第2部第1章第5節に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>地球温暖化の問題など、地球規模での環境保全が求められる中、地域の特性を生かした太陽光・風力・地熱等、環境負荷の少ない資源・エネルギーの導入が必要である。</p> <p>温泉については、浴用・湯治用のほか、医療や福祉の分野での活用、さらには、飲料用や地熱発電によるエネルギー供給など、多岐にわたって利用されていることから、こうした温泉の多面的な活用による地域振興を促進する。</p>	<p>・エネルギー政策については、第2部第2章第4節に主旨を反映。</p> <p>・温泉については、第2部第3章第2節(2)に記述。</p>

九州	鹿児島県	9		また、海洋に囲まれた我が国の特性を生かし、ウォーターフロントの整備を推進し、その一層の利活用を促進することにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図る。	・第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(1)に主旨を反映。
九州	鹿児島県	3		特徴ある多様な自然を有する地域については、人と自然が共生する地域づくりの取組を支援するとともに、貴重な生物資源の保全を図る。	・第2部第7章第2節(1)及び(2)に主旨を反映。
九州	鹿児島県	10		我が国は、四方を海に囲まれた「海洋国家」であり、海から様々な恩恵を受けているが、一方では、周辺海域において海洋権益をめぐる緊張関係が見られることから、国際的ルールに則り厳正かつ適切に対応し、海洋秩序の維持に努める。 排他的経済水域及び大陸棚の開発・利用及び保全のため、これらの海洋空間の管理に関する総合的な計画を策定し、必要な管理体制を構築する。 また、海洋環境や海洋生態系の保護・保全に配慮しながら、水産資源、海底鉱物資源、海水資源などの調査・研究を進めるとともに、海洋資源の持続可能な開発・利用を推進する。	・第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節に主旨を反映。
九州	鹿児島県			宇宙開発については、国際社会における自律性確保、経済社会への広範な波及効果やフロンティアとしての宇宙への挑戦を通じた国の矜持への貢献など多くの意義をあわせ持ち、科学技術創造立国を掲げる我が国にとって国の持続的発展の基盤となる基幹技術として重要である。国家プロジェクトとしてその着実な推進を図る必要があることから、宇宙開発の環境づくりを推進するため、宇宙開発に対する地域住民の理解と関心を深めるとともに、ロケット打上げ関連の道路、空港、港湾の整備や打上げ関係者の滞在環境の改善などを行う。また、農業、水産業、気象、防災などの分野での衛星利用の推進など、宇宙開発利用の推進を図る。	・第2部第2章第1節(2)に主旨を反映。

九州	鹿児島県		<p>これからの地域間競争の時代の中で、それぞれの地域が持続的な発展をしていくためには、文化財の保存・活用や地域の資源・特性を生かした産業の振興などにより、地域のアイデンティティを形成し、情報発信に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>このため、地域の個性ある新たな文化の創造を通して地域の活性化を図るとともに、各地の文化遺産や伝統文化を次世代に継承し、積極的な活用を図る。</p> <p>例えば、九州における「九州近代化産業遺産の保存・活用」の取組など、産業遺産を再評価することにより新たな価値の発現やアイデンティティの育成が期待される例もあり、そうした文化財の保存と活用に資する産学官による新たな枠組みの確立を図る。</p> <p>また、伝統的工艺品産業については、需要の低迷、技術者の高齢化や後継者不足など多くの課題を抱えている。このような状況を踏まえ、伝統的工艺品の需要開拓や後継者育成など事業者の意欲的な取組を適切に支援するとともに、蓄積された技術を活かした異なる業種や市場への進出、事業領域の拡大を支援することにより、地域の中小企業集積の活性化を図り、地域経済の自立的発展の基盤を強化する。</p>	<p>・文化の創造・活用については、第2部第3章第1節に主旨を反映。</p> <p>・伝統産業については、第2部第2章第2節(2)に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>これからの人口減少社会においては、地域社会の多様な主体が、相互に特性や役割を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力するという共生・協働の考え方が重要である。</p> <p>地域のさまざまな問題解決や行政サービスの提供などの場面において、行政のみではなく、地域の自治会、ボランティア、NPO等地域社会の様々な構成員がともに協力し、支え合うことにより、地域住民が生涯を通じて安心して暮らしていける活力ある「共生・協働の地域社会」づくりの取組を進める。</p>	<p>・第1部第3章第5節(1)、第2部第8章第3節(2)に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>多くの活火山を有するとともに、台風が常襲する地域にあっては、特に災害情報提供体制の整備、地域における防災対策の強化や災害時支援体制の整備など、効果的な防災対策の強化を図る。</p> <p>また、災害に強いまちづくりを実現するため、建築物の防災対策の強化、安全な住環境づくりを図るとともに、河川、砂防、治山、農地、海岸等の防災・保全対策を推進する。</p> <p>さらに、安全で信頼性の高い道路、鉄道、港湾・漁港の整備や、海上交通ネットワークの整備を促進し、災害に強い交通基盤の整備を図る。</p>	<p>・第2部第5章に主旨を反映。</p>

九州	鹿児島県		<p>急速なモータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの多様化や中心市街地における道路、駐車場等の都市基盤施設の整備が遅れている中、大型小売店の郊外展開が進み、中心市街地の空洞化が進行していることから、各種支援制度を活用しながら中心市街地に都市機能を集積する取組を促進する。</p> <p>併せて、少子・高齢化等に対応して、高齢者や障害者に配慮した安全で快適なまちづくりを推進する。また、地域の伝統・文化・歴史・自然等を生かした個性ある魅力的なまちづくりという観点から、都市景観の形成など地域の創意と工夫を生かした取組を支援する。</p>	<p>・集約型都市構造への転換については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・高齢者等への配慮(バリアフリー)については、第2部第1章第1節(2)に主旨を反映。</p> <p>・良好な景観の形成については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第1節(2)、同第7章第3節(2)に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>少子・高齢化が進行し、保健・医療・福祉に対するニーズがますます増大・多様化する中で、豊かで暮らしよい国土を形成していくために、地域の医療、保健、福祉、介護の各種サービスを充実するとともに、サービス供給体制の整備を促進し、生まれてから長寿を全うするまで、離島・へき地も含め、どの地域に住んでいても安心して暮らせる社会づくりを進める。</p> <p>例えば、奄美群島には、長寿者が多く、合計特殊出生率が高いといった長寿・子宝の特性があり、その要因を分析・検証した成果を生かし、今後、我が国の少子・高齢化に対応した地域社会づくりのモデルとなるような取組を促進する。</p>	<p>・医療、福祉等のサービス体制については、第2部第1章第1節(3)に主旨を反映。</p> <p>・離島地域等への対応については、第2部第1章第5節に主旨を反映。</p>
九州	鹿児島県		<p>地球温暖化など地球規模の環境問題が生じている中で、資源やエネルギーの消費の抑制や循環的利用の徹底、新エネルギーの導入促進や緑化推進など、地球的視野に立って、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な国土の形成を図る。</p> <p>また、近年における廃棄物の増大や多様化に伴い、廃棄物を適正かつ迅速に処理することは、環境保全上重要な課題となっている。</p> <p>一般廃棄物については、減量化・リサイクル化を推進するとともに、リサイクル関連施設の整備を推進する。</p> <p>特に、市町村の廃棄物処理施設の整備については、市町村の経費負担が大きいことなどから、財政基盤の脆弱な市町村を抱える地域においては、施設整備に係る支援制度の拡充を図る。</p> <p>離島地域においては、家電や自動車のリサイクルに係る収集運搬経費が著しく高額となっていることから、地域住民の負担が過重にならないよう支援措置を講ずる。</p> <p>産業廃棄物については、減量化・リサイクル化を推進するとともに、不法投棄対策の強化を促進する。</p> <p>特に、公的関与による産業廃棄物処理施設については、地域産業の振興等を図る上で不可欠な施設であり、早期整備が図れるよう施設整備に係る支援制度を拡充する。</p>	<p>・第2部第7章第1節(2)に記述。</p>

九州	鹿児島県	18	<p>近年、環東シナ海においては、漂流・漂着ゴミの問題が生じている。これらの中には、外国由来と思われるものも多く、これは、急速な経済発展を遂げる東アジアの事情も一因との指摘もある。環境、景観、漁業操業、海岸保全機能等に悪影響を与えているこの問題の解決に向けて、漂流・漂着するごみの処理にかかる財政支援措置の創設や処理体制の確立、漂流・漂着するごみ削減のための国際協力体制の構築など、これらの問題等について十分に検討・対応する。</p>	<p>・第1部第3章第1節(2)、第4節(3)及び第2部第6章第5節に主旨を反映。</p>
九州	北九州市	1	<p>東アジアの繁栄が我が国の成長につながるとの認識のもと、同地域に地理的にも近く、交流の歴史もある黄海や日本海に面した地域の社会基盤を強化するなど、東アジアを意識する国土構造に転換を図っていく必要がある。</p> <p>特に、東アジアとの水平分業が進む中、競争・連携機能の強化を図ることは重要である。国際競争力を確保するため、我が国に優位性のある高度・高付加価値な技術・製品を生み出すための研究開発機能と生産機能を一体化した戦略的なモノづくり拠点、及びこれら製品等を、迅速で安価、かつ確実に東アジア等に運ぶため、24時間の稼働が可能な物流拠点等を、黄海や日本海に面した地域に整備することが不可欠である。</p> <p>また、東アジアとの交流・連携を進めるためには、我が国とアジア諸国の双方で時間を問わず移動できることが重要である。このため、24時間稼働する交通基盤の整備等も必要である。</p> <p>現在、青森から山口までは太平洋・瀬戸内海側を、また、九州内では西九州軸を動脈として高速道路等の整備が行われている。一方で、太平洋側は、大規模地震の発生可能性の高いとされる地域でもあり、危機管理の面からも、日本海側及び東九州軸に、第二の国家的な動脈としての高速道路等を早急に整備する必要がある。</p> <p>黄海及び日本海に面した地域における東アジアとの競争・連携に向けた機能の強化は、一極一軸型の国土構造の是正、我が国全体としてのリダンダンシーの確保、リスク分散にとっても重要である。</p>	<p>・第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、地域の個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

九州	北九州市	2	<p>アジアへの玄関口(ゲートウェイ) 九州と東アジアとの間は、地理的に近接しているだけでなく、交流の歴史も長いことから心理的距離も近い。さらに、近年では環境協力、技術協力などの実績もある。 また、産業活動を支える研究開発、交通・物流等の基盤整備も進んでいることから、シームレスアジアの実現を最前線で支える我が国の玄関口となることを期待する。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・なお、本計画は、各ブロックが自立的に発展する圏域の形成をめざし、各ブロックの自主性を重んじつつ、広域地方計画協議会等の場を通じて特色ある広域地方計画の策定に取り組むことを期待するものである。このため、本計画においては、各ブロックの役割をあらかじめ定めるのではなく、本計画に続く広域地方計画の策定に資するための検討の視点などを示すこととしている。</p>
九州	北九州市	2	<p>次世代産業の拠点 東アジアとの水平分業が進む中、北部九州を中心に今後とも主要産業である自動車、IT等の産業技術・人材が集積している。一方で、技術的優位性の確保等の観点から、高度な技術を中心とした製造業の日本回帰の受け皿となりうる地域でもある。これらから、九州地域が我が国における次世代産業の拠点となることを期待する。</p>	<p>・広域ブロックにおける次世代産業の拠点形成に向けた基本的な施策については、第2部第2章に記述。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
九州	北九州市	2	<p>持続可能な地域づくりのモデル 九州には、今後アジアにおいて求められる公害対策やリサイクル、廃棄物処理などの環境分野をはじめ、アジアに貢献できる技術・経験の蓄積がある。また、太陽光や風力発電等の設置も進み、自然エネルギーやバイオマスの利活用の可能性も大きいことから、持続可能な地域づくりの先進モデル地域となることを期待する。</p>	<p>・第2部第7章第1節に主旨を反映。</p> <p>・なお、個別地域における取組については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

九州	北九州市	3	<p>広域地方計画づくりにおいては、各広域ブロックの自立とブロック相互の連携に向け、次のような視点に留意して、議論、検討を進めることが望ましい。</p> <p>水及びエネルギーの供給、資源の循環利用、廃棄物処理など住民の日常生活に直結する分野については、域内完結を原則とし、その実現に向けた仕組みを整備すること。</p> <p>他方、アジアとの競争力確保が必要となる、製造、物流、観光などの産業に関する分野については、近接ブロックとの連携を図ることにより、計画の相乗効果の創出を目指すこと。特に、ブロック間の接点については、ブロック相互の玄関口として捉え、社会基盤の共同整備、相互利用を推進するなどの相互連携を図ること。</p>	<p>・広域ブロックを超えた連携・交流については、第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p> <p>・なお、エネルギー供給、資源の循環利用等、必ずしも広域ブロック内で完結することが望ましいとは限らない分野もあると考えられる。</p> <p>・また、個別地域の役割については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>
九州	北九州市	4	<p>東アジアとの競争・連携を進めていくためには、公害対策・廃棄物処理などの環境問題、少子高齢社会への対応、急激な市街化への対応など東アジアと我が国の共通課題を解決するためのパートナーシップの強化、環境産業やモノづくりなどの我が国に優位性のある分野への集中投資が必要である。</p> <p>環境や福祉などの共通課題解決に必要な技術や経験、人的ネットワークは、地方公共団体に蓄積されている。また、環境産業やモノづくりなど我が国が優位な分野についても、地方に技術や人材を有している。これらの地方の能力を戦略的な要素として活用することが国際的な共存や競争力の強化につながる。</p> <p>東アジアとの競争・連携を進めていくためには、地方の能力を有効に活用することが不可欠であることから、環境産業やモノづくりなど我が国が優位な分野を中心に、地方におけるアジアに貢献できる人材や、戦略分野を牽引できる人材を継続的に育成することに加え、これに対する国レベルでの支援が求められる。</p>	<p>・我が国の共通課題を解決するためのパートナーシップの強化については、第1部第3章第1節(2)に記述。</p> <p>・優位性のある分野への集中投資については、第1部第3章第1節(1)に記述。</p> <p>・労働力の確保、人材の育成については、第2部第2章第2節(4)に記述。</p>
九州	北九州市	5	<p>本格的な人口減少時代の到来等の時代の潮流の中、社会基盤への負荷が本格化することから、新たな社会基盤の整備を最小限に抑え、既存の基盤を活用することが必要である。</p> <p>東アジアをはじめとするグローバルな競争・連携に対応するためには、今まで以上の迅速性が求められる。このため、新たな基盤完成までの間、既存の社会基盤を最大限活用することとし、その機能を強化することが必要である。</p>	<p>・第1部第4章第1節に主旨を反映。</p>

九州	北九州市	6	<p>21世紀は、環境の世紀ともいわれており、我が国の国際社会の重要な一員としての地位を確保していくためには、国土基盤の形成にあたっての環境配慮は必要不可欠である。</p> <p>市民生活、製造や物流などの産業活動など、あらゆる活動における環境配慮の実現を支えるため、国土基盤の形成全般にわたり、資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を通じて環境に配慮する「ライフサイクルアセスメント」の視点を取り入れ、既存ストックの活用や長寿命化、資源の循環利用、モデルシフトの推進などによる環境負荷の低減を図る。</p> <p>資源の枯渇、廃棄物最終処分場の逼迫などの問題が地球規模で深刻化する中、我が国が環境先進国家として世界から認められるためには、「もったいない」に代表される3Rの実践を先導していく必要がある。</p> <p>リサイクルや廃棄物処理などに関しては、まず、市民生活に身近な地方自治体で責任もって実践・処理し、それが困難な場合は隣接自治体との間で、さらに難しい場合は、広域ブロック、国全体、国際社会での解決を図るといふ、「補完性の原則」を確立することが重要である。</p>	<p>第2部第7章第1節(2)に主旨を反映。</p>
九州	福岡市	(1)	<p>経済のグローバル化の進展、東アジアの急速な経済成長と産業構造高度化の中で、東アジア規模での生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化している。我が国の貿易相手も、1980年代には輸出先の6割弱を占めた欧米が2005年には4割弱にまで減少し、2003年からはアジア地域が欧米を上回るに至っている。このようなことから、我が国としても、世界各国との協調を図りつつ、特にアジアとの関係の深化を図り、アジア規模での市場経済圏も視野に入れた経済連携協定(EPA)の締結推進など共通の政策課題に取り組むことによって、我が国及び国内各地域の成長力・競争力強化と相対的な地位の確保につなげていく必要がある。また、アジアの成長に伴い今後同地域のエネルギー需要の急速な伸びが予想されるなど、環境問題、資源・エネルギー問題、人口の高齢化等のアジア共通の問題が顕在化しつつあるが、これらの問題の解決には我が国の技術や経験を通じて貢献できる可能性があることから、アジア諸国との連携を必然のことと捉え、これに積極的に関与することでアジアの繁栄に寄与することが必要である。</p> <p>さらに、アジアの中での我が国の存在感を確保し高めていくためには、我が国の経済力のみならず、知力、文化力、情報力等のソフトパワーを高める必要がある。そのためには、教育・研究の振興を図るとともに、日本が有する魅力を見聞し体感してもらうための情報発信力を強化することが必要である。</p>	<p>第1部第1章第1節(1)の脚注において東アジアの範囲を明確化。</p>
九州	福岡市	(2)	<p>「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれの広域ブロックとアジアと交流・連携を進め、アジアの人々の文化・生活を豊かにする人的交流、情報交流拠点として、更にはアジアへの文化・生活創造発信拠点として、広域ブロックにおける国境を越えた日常生活レベルでの交流圏が形成されることで、極東ロシアから南東アジアへの達する約7,000kmに及び「アジア交流帯」とも言うべき一大交流圏域の形成を構想していく。</p>	<p>第1部第3章第1節(3)に主旨を反映。</p>

九州	福岡市	(3)	<p>産業、エネルギー、環境等の技術力や文化等における強みを有する我が国が東アジアの一体的、持続的な経済発展の先導や、これにともなう人的交流の拡大に対応するためには、アジアゲートウェイ構想の一環として、アジアと世界を結ぶ国際交通拠点の機能を我が国としても引き続き担っていく必要がある。また、我が国の広域ブロックとアジアの近隣諸国を直接結ぶ国際交通拠点(広域ブロックゲートウェイ)の機能を拡大し、海空にわたる総合的で重層的なアジア交通ネットワークを戦略的に形成していく必要があり、我が国の国際交通・情報通信ネットワークの強化、近隣諸国との間のクロスボーダーイシュー(国境通過問題)の解決が喫緊の課題であると考えられる。</p> <p>世界で最も活発な観光交流の拡大が見込まれるアジア圏に位置している我が国では、外国人旅行者の訪日を促進するための「ビジットジャパンキャンペーン」や、日中韓観光大臣会合による観光交流推進のための取組みなどが進められている。さらには、近年クルーズ需要が高まりを見せているなど、アジア近隣諸国相互の交流拡大が見込まれており、人的交流がますます活発になってくることから、これら人的交流を支えるための交通基盤を充実・強化することが必要であり、その拠点となる空港・港湾の役割がより重要となってくる。</p>	<p>・第1部第3章第1節、第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
九州	福岡市	(4)	<p>なお、各般の交流・連携を円滑に進めるためにも、公共施設等においては英語のみならずアジアの言語による表示など居住・滞在環境の整備などのソフト面にも配慮した取組や入国管理はじめ、国内外から優秀な人材を集めるための制度面での整備を進めることが重要である。</p>	<p>・第1部第3章第1節(1)(2)、第2部第2章第1節(2)に主旨を反映。</p>

九州	福岡市	(5)	<p>大都市圏及び大都市圏に準ずる都市圏(3大都市圏に加え、福岡市・北九州市からなる北部九州都市圏等を含むことを想定する。以下同じ。)については、市町村区域を超えて連担している人口、産業、国土基盤の集積を活用し、アジア諸都市との機能集積の競争も視野に入れながら都市基盤整備を戦略的に進める必要がある。</p> <p>具体的には、高度経済成長期の負の遺産の解消に加え、ゆとりある生活空間の再整備、交通混雑の緩和、物流体系の充実等、国際競争力のある産業が伸びることのできる環境を整えていく必要がある。その際、大都市圏及び大都市圏に準ずる都市圏の主要都市は、世界に対する日本の顔であることもあり、今後の都市整備に当たっては、都市機能の陳腐化を招かないよう、不断の更新に努めるとともに、にぎわいや魅力を高める都市機能の集積、景観やユニバーサルデザインへの十分な配慮や、観光、産業や大規模な行事のために世界中から多数の人を招来することが可能となることを念頭においた整備を進めることが望ましい。また、人口、財産、高度中枢機能の集積を踏まえた災害への対応等が必要である。</p> <p>近年では人口の都心回帰及び郊外部の人口減少が見られる。大都市圏及び大都市圏に準ずる都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外部において、条件の悪い住宅地で空き家・空き地が増加するおそれがあるため、広域的な土地利用の再構築を推進する必要がある。また、環境面では、ヒートアイランド現象への対応のほか、自然環境の保全・再生・創出、ゴミゼロ型都市への再構築、沿道等における良好な大気環境の確保、海面処分場の確保等の対応が必要である。</p> <p>なお、今後、都市基盤の維持更新費用が急増していくことを念頭に置きつつ、都市基盤の質を高める視点をこれまで以上に持つべきことや、関係地方公共団体間の協調が重要であることに留意すべきである。</p>	<p>第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
九州	福岡市	(6)	<p>特に、維持更新投資の増加等により国土基盤への投資環境が厳しくなることが予想される中で、新しい国土像を目指して広域地方計画が描く地域のあるべき姿やそれらへと至る道筋を的確に見据えつつ、次の世代にも求められる国土基盤を戦略的に形成していくことが必要である。そのためには、国家戦略や自立のための地域戦略を実現するための投資、地域での対応が求められる問題解決型の投資、安全で安心な国民生活を維持する上で必要な投資、といった複数の視点に優先順位をつけ投資を重点化することが必要であり、これに則った社会資本整備重点計画を策定していくことが求められる。</p> <p>国は、国際交通ゲートウェイや国土の骨格を成す国土幹線交通・情報通信網、国土保全対策上重要な森林の整備・保全、全国的な危機管理ネットワークの形成、海上交通の安全・安定確保、国家の成長の源となるイノベーションやそれを支える人材育成、グローバル化に向けた農林水産業の競争力強化、地球温暖化対策や循環型社会の形成等国家の持続的発展のための戦略的投資に優先順位をつけ、集中した取り組みを進めるべきである。</p>	<p>第3部第2章第1節 に主旨を反映。</p> <p>各ブロック内での具体的な国土基盤投資については、広域地方計画に基づき、各広域ブロックの地域戦略に沿って重点的、選択的に投入されることになる。</p>

沖縄	沖縄県	- 1	<p>「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれの広域ブロックとアジアとの交流・連携を進め、極東ロシアから東南アジアへ達する約7,000kmに及ぶ「東アジア交流帯」とも言うべき一大交流圏域の形成を構想していく。そのためにも、極東ロシアから東南アジアまでを含む東アジアの繁栄が我が国の成長につながるとの認識の下、重要性の高まる日本海、東シナ海と太平洋の周辺海洋の活用に向けた広域的な取り組みの推進等、東アジアを意識する国土構造に転換を図っていく必要がある。</p>	<p>・第1部第1章第1節(1)の脚注において東アジアの範囲を明確化。</p> <p>・東シナ海については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
沖縄	沖縄県	- 2	<p>各広域ブロックにおいては、自立的に発展していくために直接海外と競争・連携する視点を持ちつつ、内在する地域資源を最大限活用し、国際競争力のある新商品・新技術・新サービスを提供し続け、新しい価値を世界に発信していくことが重要である。そのためには、大都市をはじめ都市に集積した人口、産業、研究開発拠点の活用や関係施設の整備などにより知的・産業クラスターを強化するとともに、研究から市場へ、市場から研究へと双方向の繋がり強化など科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みを活性化すること等により国際競争力を強化する必要がある。これにより、燃料電池や次世代知能ロボット、映画・アニメ・デジタル化されたアーカイブ等コンテンツなどの先端産業の他、バイオ、生命システム、リサイクルや各種サービスなどの新しい産業の分野の成長につなげていくべきである。</p>	<p>・第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第1節(1)に主旨を反映。</p>
zz	沖縄県	- 3	<p>大規模な地震及びこれによる津波、世界的に多発する集中豪雨、ゼロメートル地帯等における高潮等により、これまでにない多様で激甚な災害のリスクの増加や災害の広域化・複合化・長期化が懸念されている。また、人口減少や高齢化によって、地縁型のコミュニティが弱体化する一方で、経済のグローバル化により外国人住民がさらに増加することも予想され、放置される国土の増大ともあいまって、社会の防災力が低下しつつある。</p> <p>このため、災害時要援護者に対しても安全で安心した生活が保障される災害に強いしなやかな国土の形成が求められている。</p> <p>その際、災害時においても救援・避難活動や情報伝達に途絶が生じない強靱で、ユニバーサルデザインやディザスターリカバリーにも配慮した交通・情報通信ネットワークの確保も重要となる。</p>	<p>・第2部第5章第1節(3)に主旨を反映。</p>
沖縄	沖縄県	- 4	<p>災害に強いしなやかな国土の形成に当たっては、災害の素因となる地震やこれによる津波、噴火、台風、豪雨、豪雪、高潮等の様々な自然の外力から国民の生命と財産を護る「防災」を強化するに当たり、万一災害が生じた場合にあっては、被害を最小限に食い止める「減災」の考え方の具体化が急務となっている。</p>	<p>・第2部第5章第2節(2)に主旨を反映。</p>

沖縄	沖縄県	- 5	人と自然の共生を確保していくためには、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・サンゴ礁・干潟・藻場等を有機的に繋ぐ生態系のネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成を通じ自然の保全・再生を図ることが重要である。	・第1部第3章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 6	我が国周辺海域は、約447万平方kmに及び世界有数の領海及び排他的経済水域面積と約35,000kmに及び海岸線延長を有するなど広大で、各種資源にも恵まれている。そのため、大陸棚及び排他的経済水域の境界画定や国境離島の保全・管理など国家的権益の問題に対しては、国際的ルールに則り厳正かつ適切に対応するとともに、安全、環境、防災等に関する国際的な協調・協力等について推進する必要がある。	・第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 7	本格的な人口減少時代の到来等の時代の潮流を踏まえつつ、社会経済への負荷が本格化するまでの期間を一刻も無駄にすることなく、一極一軸型の国土構造を是正し多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の着実な形成を図っていく必要がある。このためには、これまでの国土基盤の蓄積を活かすとともに、地理的・自然的・社会的な不利性を抱えた地域に配慮しつつ、地域特性を踏まえた更なる国土基盤投資を重点的、効率的に推進していくことを通じて、安定した経済成長と地域の活力の向上、また安全で美しい国土の再構築に資するよう国土基盤を質的に向上させていくことが重要である。	・国土基盤投資の方向性については、第1部第4章第1節に主旨を反映。 ・条件不利地域への国の支援については、第1部第2章第3節、第2部第1章第5節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 8	国は、国際交通ゲートウェイや国土の骨格を成す国土幹線交通・情報通信網、国土保全対策上重要な森林の整備・保全、国家的権益上重要な国境離島の保全、全国的な危機管理ネットワークの形成、海上交通の安全・安定確保、国家の成長の源となるイノベーションやそれを支える人材育成、グローバル化に向けた農林水産業の競争力強化、地球温暖化対策や循環型社会の形成等国家の持続的発展のための戦略的投資に主眼を据えるべきである。	・第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 1 - 1	沖縄は、我が国の南西端に位置し、東西1,000km、南北400kmに及び広大な海域に散在する大小160の島しょから成っており、その海岸線は2,026kmに達する。 また、沖縄から東京と同距離内にソウル、上海、台北、香港、マニラ等の主要都市が位置する地理的条件は、我が国とアジア・太平洋地域等との相互依存関係が一段と強まり、各種の交流が一層進む中、交通通信等のネットワーク構築等により、大いなる優位性へと転ずる可能性を示している。	・第3部第1章第4節に主旨を反映。

沖縄	沖縄県	- 1 - 2	沖縄の自然環境や歴史及び文化的特性は、我が国の中でも独特のものがある。広大な海域に囲まれた亜熱帯海洋性気候の島しょ地域という自然的環境の下で、かつて琉球王国として、中国、東南アジア諸国等との交易・交流を通じて形成された琉球文化に、戦後米国からの影響等も加わり、国際色豊かな文化、生活様式を育んできた。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 1 - 3	沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の約75%が集中している現状がある。狭小な県土の中での高密度の米軍施設・区域の存在は、土地利用上大きな制約となっている上、水域及び空域の利用について制限があるなど、県民生活をはじめ沖縄の振興に様々な影響を及ぼしている。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 2 - 1	独特の地域特性を持つ沖縄は、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成に向けて、九州など他の広域ブロックとの様々な分野での幅広い連携と交流に加え、アジア・太平洋地域との連携と交流を深める必要がある。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 2 - 2	沖縄独特の自然環境や歴史、文化等魅力ある地域特性を生かし、国際的な海洋性リゾート地の形成や国民の総合的な健康保養の場の形成、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の体験・滞在型観光の推進、さらにはコンベンション拠点の形成など、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図ることが重要である。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 2 - 3	アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた「国際性」と「柔軟性」を持つ世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核に他大学、公的研究機関及び民間企業・研究所の集積と一体となった知的クラスターの形成に取り組むことが重要である。さらに、この知的クラスターの形成を通じて、付加価値の高い新しい産業活動の創出を図り、活力のある沖縄経済の発展を追究する。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 2 - 4	アジア・太平洋地域の発展に寄与する交流拠点の形成に向けて、空港、港湾、道路等の諸基盤や駐留軍用地跡地の利用等による高次の都市機能を整備するとともに、航空・航路ネットワークの拡充など各種の条件整備を進める必要がある。	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖縄	沖縄県	- 2 - 5	沖縄の地域特性を活かした施策を推進することにより、我が国から東南アジア諸国等へと向かう南方ルートとの交流・連携ネットワークが強化され、「シームレスアジアの実現」の一翼を担うこととなる。	第3部第1章第4節に主旨を反映。

沖繩	沖繩県	3 - 1	<p>沖繩は、我が国唯一の亜熱帯・海洋性気候の島しょ地域という独特の自然的、地理的環境の下、年間を通して温暖で、貴重な動植物が生息・生育する緑豊かな島しょ県である。また、周辺海域を黒潮が北上し、サンゴ礁に囲まれた海岸線には白い砂浜が広がり、青い空と相まって世界有数の海岸景観を誇っている。</p> <p>こうした沖繩の特徴を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会を実現するため、先導的な取組を推進するとともに、地域の特性に応じ、豊かな自然環境、地域環境の保全・創造を図る必要がある。</p>	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖繩	沖繩県	3 - 2	<p>沖繩の周辺海域が有する海洋環境等は、貴重な国民の財産であることから、陸域と一体となった海域の保全を図るとともに、海洋資源や海洋空間の多面的、総合的な利活用を促進する。</p>	第1部第3章第4節(3)、第2部第6章第5節(1)及び第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖繩	沖繩県	3 - 3	<p>沖繩の尖閣諸島、与那国島、大東諸島など、海域に点在する国境離島については、我が国の大陸棚及び排他的経済水域を保全する上で重要な役割を有しており、特に有人離島については、今後とも定住条件の整備を進める必要がある。</p>	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖繩	沖繩県	3 - 4	<p>沖繩における、それぞれの離島の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図ることが重要である。また、交通基盤や情報通信基盤の整備、保健医療の確保、福祉の向上、教育・文化の振興などを図り、豊かな自然環境を生かした快適で潤いのある生活空間を創造し、地域間格差の是正や若者の定住促進及び交流人口の増加を図る必要がある。</p>	第3部第1章第4節に主旨を反映。
沖繩	沖繩県	3 - 5	<p>沖繩の地域特性を反映した取り組みを推進することは、我が国の特に国境離島や島しょ群及びそれを取り囲む海域の総合的な利用・保全の先導的事例として注目すべきものとなり、「美しい国土の管理と継承」、引いては国家的権益の保全に大きく寄与することとなる。</p>	第3部第1章第4節に主旨を反映。

<p>青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県</p>	<p>1</p>	<p>・多軸型国土構造の形成 東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口、諸機能が集中することにより、様々な課題を抱えている一極一軸型の国土構造を是正するため、広域ブロックの形成とその自立促進と併せて、自然、文化条件等の共通性を有し、人、物、情報の密度の高い交流が行われる新たな国土軸を形成することにより、多軸型、多極型の国土構造への転換を目指す。</p>	<p>・第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
<p>青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県</p>	<p>2</p>	<p>・日本海国土軸の形成 中国をはじめとする東アジアが急速に台頭する中で、環日本海地域を形成する東アジア諸国との交流・連携を強化していくことが、我が国の発展につながる。日本海側の港湾においてはコンテナ貨物等の物流量が大きく伸びており、空港においても国際定期路線が増加するなど、日本海沿岸地域と対岸諸国との交流基盤が整備されつつある。これらを踏まえ、これからの国土づくりにおいては、重要性の高まる日本海沿岸地域の振興に向けて広域的な取組みを推進していくことが必要であり、そのために、高速交通・通信体系等の国土基盤を整備し、日本海国土軸の形成を進める。</p>	<p>・日本海側の振興も含む国土基盤の整備促進については、第1部第3章第1節に主旨を反映。 ・国土軸構想については、第1部第2章第1節に主旨を反映。</p>
<p>青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県</p>	<p>3</p>	<p>・日本海沿岸地域における社会資本整備・活用 東アジア諸国との交流・連携を強化する上で重要性の高まる日本海沿岸地域において、日本海沿岸地域相互間及び日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域を結ぶ新幹線の建設や幹線鉄道の高速度化、高規格幹線道路未整備区間の整備促進など、高速交通体系の形成を図るほか、東アジアとの交流・連携の基盤となる空港、港湾等の整備・活用を促進する。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

<p>埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市</p>	<p>1</p>	<p>無し((首都機能の移転に関する)記述を盛り込まないこととする提案であるため)</p>	<p>・首都機能移転については、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところである。このため、新たな国土形成計画において、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を記述している。</p>
<p>山梨・静岡・神奈川県三県広域問題協議会</p>	<p>1</p>	<p>富士箱根伊豆地域など、広域ブロックに跨る国際観光エリアの持つ魅力をさらに高め、その魅力を世界に向けて発信するため、関係自治体等の連携・協力による誘客宣伝活動や観光関連施設の整備などの取り組みを推進し、外国人観光客の一層の誘致を図る。 また、観光客の利便性を向上させるとともに、安全・安心を確保するため、空港や道路網の整備、景観形成、防災対策などを一層推進する。</p>	<p>・第2部第3章第2節(1)(3)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>1</p>	<p>東京一極集中に対する問題意識のもと、様々な取組がなされてきたが、その成果が十分に出ないまま、1990年代後半を境に首都圏への人口の転入超過が再び加速するなど、人・モノ・金・情報の東京への一極集中はますます進んでいる。 東京一極集中は、災害等のリスクへの脆弱性、価値観の画一化、地域間格差の拡大などを招き、地域の個性や活力等を奪うと共に、将来にわたる様々な変化に対する柔軟性を損ない、国土の健全な発展を阻害している。 こうした弊害を排除し、自立的に発展できる圏域形成を進め、日本国土全体を活性化していくためには、首都圏に拮抗する大都市圏形成に向けての戦略的投資を行うほか、長期的には首都機能移転などにより、現在の一極集中型の国土構造・システムを抜本的に是正する。</p>	<p>・第1部第1章第3節及び同第2章第1節に主旨を反映。</p>

福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	2		<p>自立的に発展する圏域を形成するためには、地域のことは地域が決定し、その責任を地域が担う「自己責任・自己決定の原則」が確立された地域主権の社会を実現することが不可欠である。そのため、国と地方の役割分担を明確にしながら地方への権限と税財源の移譲を大幅に拡大するとともに、国による過剰な関与や規制を撤廃して地方の自主性と自立性が確保できるよう地方分権改革をさらに進めていく。</p>	<p>・第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・なお、具体的な国と地方との役割分担の見直し等については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところ。</p>
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	3 - 1		<p>国民生活の基本は安全・安心であり、災害に強い国土構造のための基盤づくりを官民の様々な主体により共同して推進する必要がある。特に東南海・南海地震等数十年内に相当の確率で発生が想定される巨大地震や津波など大規模な災害に対しては、国がその対策を主導し、推進する。</p>	<p>・第2部第5章第1節及び第2部第5章第2節に主旨を反映。</p>
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	3 - 2		<p>大都市圏は、府県域を超えて連なっている人口、産業、文化、国土基盤等の膨大な集積を活用し、日本の活力エンジンとして我が国全体の発展を牽引する役割を担う地域である。そのために、成長著しいアジア諸国をはじめとする各国との国際競争力向上に直結する大都市圏におけるプロジェクトについては戦略的かつ重点的に進める。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>

福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	3 - 3		半島地域など地理的条件等に制約された地域や過疎地域においては、いまだに社会資本整備が十分ではなく、地域生活を維持していくために必要となる基礎的な社会資本が不足している。このような地域においては、国土政策として、地域コミュニティの維持、地域特有の文化資源の継承等に不可欠である基礎的社会資本の整備を行う。	・半島地域、過疎地域等の支援については、第2部第1章第5節に主旨を反映。
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	3 - 4		高度成長期に建設された大量の社会基盤施設については、今後集中的に老朽化の時期を迎える。これらを放置すると国土の持続的な発展を阻害する恐れがあり、施設の機能確保、リニューアルを促進し、支援する方策を講じる。	・国土基盤ストックのマネジメントについては、第1部第4章第1節に主旨を反映。
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	4		政治・行政・経済の中核機能(首都中核機能)が集中する首都圏が、大規模な災害・テロ等により大きな被害を受けた場合においても、当該機能を継続・確保しうる仕組みを構築しておくことは、国家の危機管理の観点から重要かつ喫緊の課題である。首都圏と同時被災の可能性が小さく、既存ストックの集積のある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えるべきである。	・中核機能のバックアップ体制等については、第1部第3章第3節(2)に主旨を反映。

<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>5</p>	<p>1</p>	<p>(1) アジアとの交流連携の推進 アジア諸地域との真の国際化を達成するにあたっては、経済交流のみならず、学術・文化など多面的な交流が重要であり、また、地域と地域、人と人など多層的な交流の拡大も望まれる。このような多様な交流の深化・拡大によって、アジアと我が国の相互理解と信頼関係がより一層培われ、お互いの強みを伸ばしながら、Win-Win の関係を築いていくことが可能となる。 近年、両地域間の観光交流は促進されつつあるが、今後は、留学生をはじめ研究者・研修生の受け入れなど、人材育成・人材交流を加速していく。 また、アジア諸地域と共に発展していくうえでも、アジア社会が抱える課題の解決を通じて、日本がアジアに積極的に貢献していくことが重要である。アジアでいち早く産業都市化を進めてきた日本が先駆的に克服してきた大気汚染・水質汚濁等に対する経験や環境技術、地震、台風・津波等に対する防災技術等を活かしてアジアの発展に貢献する。</p>	<p>・第1部第3章第1節(2)、第2部第3章第1節(3)、第2部第3章第2節(3)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>5</p>	<p>2</p>	<p>(2) 物流インフラの機能整備 経済、文化等のグローバル化、特にアジア経済との結びつきが一層進展していく中で、日本がアジアと共に経済発展していくためには、国際的な人・モノの動き、特にアジア地域の一体化と企業の国際競争力の強化が必要であり、アジアのゲートウェイとしての施設を整備するなど、以下のような物流インフラの機能整備を行う。 空港、港湾、高速道路、鉄道、通信などの広域的インフラの戦略的、重点的な整備 国際港湾や空港のフィーダーネットワーク強化と、これらの拠点を結ぶ道路・鉄道の有機的なネットワークの整備 国際拠点空港について、国際競争力強化のための航空ネットワークの充実及び着陸料の引下げ 物流コストの低減、地域間連携の促進等に向けた有料道路料金制度の弾力化 重要性の高まっている日本海側の港湾整備や日本海側を結ぶ高速道路網、日本海側と太平洋側を結ぶ道路、鉄道、空港など、環日本海ネットワークを構築する交通体系の整備 多頻度・少量輸送、ジャストインタイム輸送等物流に対するニーズの高度化・多様化にともなう物流・通関機能の充実強化 産業の国際競争力や各広域ブロックの連携・活性化を強化するための製造と物流の機能統合 共同配送や鉄道輸送への転換によるモーダルシフトの推進</p>	<p>・第1部第3章第1節、第2部第7章第1節(1)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>

福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	6	1	(1)日本文化の発信 世界に誇る美しい国土を形成し、次世代に継承していくためには、文化や景観を重視した国土の再生、創造を図ることが重要である。このため、世界遺産をはじめとした文化遺産の保存や活用のための方策を明確化するとともに、歴史都市の創生や新たな文化資源の創出に向けた方策について取り組む。 また、東京一極集中による日本の文化の同質化が懸念される中で、特に優れた文化や伝統芸能、貴重な文化財などの文化資源を有する地域において、こうした優れた「文化力」を有効活用して、日本文化の国内外への発信と国際文化交流の推進、文化財の保存・利活用・防災等の推進などを図るため、拠点機能の整備・充実を行う。	・第2部第3章第1節に主旨を反映。
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	6	2	(2)観光の振興 歴史文化資源の活用はもとより、芸術文化やエンターテインメント、スポーツなどの多様な文化が楽しめる機会や場を創出するとともに、人と自然が調和した日本の原風景や歴史的な町並み景観などを保全することにより、魅力的な地域づくりを進め、国際観光客の誘致等国際的、広域的な観光を振興する。	・第2部第3章第2節(3)に主旨を反映。
福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市	7		中山間地域がその美しい姿や機能を維持・回復しながら、多様な魅力、有形無形の価値のもとに地域が互いに切磋琢磨し、自立的で持続可能な地域を形成するために、中山間地域等の集落が有する国土保全機能を維持していくとともに、それぞれに個性的な地域社会が活力を持って維持、発展していく必要がある。そのためには都市住民が農山漁村に滞在し、自然や人との交流を楽しむグリーンツーリズムや二地域居住などがあるが、今後、これらを含め多自然居住の促進など中山間地域と都市が交流を進め、相互補完することができる総合的な地域活性化施策を実施する。 また、それらの地域に暮らす人たちの生活を成り立たせるとともに、地域資源を活かした戦略を実施するための基盤整備が必要不可欠であるが、地理的制約等から、いまだ交通基盤等の社会資本整備が充分でない地域が存在しており、それら地域における地域コミュニティの維持、地域特有の文化資源の継承等のためにも基礎的な社会資本の整備を図る。	・中山間地域の役割については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。 ・都市・農山漁村の交流については、第2部第1章第3節(3)に主旨を反映。 ・二地域居住等の促進については、第1部第3章第2節(4)、第2部第1章第4節に主旨を反映。 ・地理的条件の厳しい地域における社会資本の整備については、第2部第1章第5節に主旨を反映。

<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>(1) 流域圏における自然環境の保全・再生 流域圏は、水や物質の循環系と生態系のまとまりであるとともに、社会経済活動を支える単位であり、美しい国土づくりのための基礎となるべきものである。 流域圏においては、古来、豊かな自然の中で多くの都市が発展し、自然と都市が共生・繁栄してきたが、人口や産業の集中により環境負荷が増大し、流域圏の環境は大きく変化してきている。そこで、流域圏の自然生態系ネットワークの回復や水循環系の再構築、市街地の水辺の復権、水文化や原風景の継承のために、歴史・文化を活かしながら自然と人・都市とが共生する流域圏を一体的に再生していく。 (2) 海洋・沿岸域の総合的な利用・保全 太平洋沿岸や日本海沿岸の保全はもちろん、瀬戸内海・大阪湾などの閉鎖性海域において生物多様性を確保し、水産資源の回復等豊かな海として再生を図るため、制度的枠組み等を整備する。</p>	<p>・流域圏については、第2部第6章第1節に主旨を反映。 ・沿岸域の総合的な利用と保全については、第1部第3章第4節(3)及び第2部第6章第5節(2)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>8</p>	<p>2</p>	<p>(3) 失われた自然・生態系の回復・創造 これまでの経済活動等の人の営みにより失われた自然や生態系を再び取り戻すため、積極的に自然の保全・再生プロジェクトを推進していくことが重要である。 このため、産業構造が変化する中で土地利用の転換が必要な大都市圏の臨海地域や既成市街地において、都市景観の創造やヒートアイランドなどの都市環境問題に対応するため都市における新たな緑の環境の創出を推進する。 また、生態系の回復と保全の取組を総合的に展開するとともに、維持管理が困難になっている森林や農地等の増加にともなう災害の発生を防止するなど国土保全機能を強化する。 (4) 環境、景観の保全 京都議定書が発効した今、温室効果ガスの削減目標達成に向けた社会の仕組づくり、CO2の排出抑制のための公共交通機関の利用促進や自然エネルギー導入促進、森林吸収源対策などに取り組む。 また、日本の原風景ともいえる農山漁村をはじめとする景観も保全する。</p>	<p>・失われた自然・生態系の回復・創造については、第2部第7章第2節(1)に主旨を反映。 ・環境、景観の保全については、第2部第7章第1節(1)及び第3節(2)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>9</p>	<p>1</p>	<p>(1) 高度成長期に整備された都市基盤施設のリニューアル 高度成長期に建設された都市基盤施設の多くは、供用後40年を超え、逐次著しい老朽化の時期を迎えつつある。このような施設を放置すれば、管理レベルの低下による事故等が発生するだけでなく、様々な場面で円滑な都市活動に支障が生じ、復旧に巨額な費用が必要となるなど、国土の持続的な発展の阻害要因となるおそれがある。これら都市基盤施設の機能確保、リニューアルに向けて支援し、促進する方策を講じる必要がある。 また、様々な機能が集積している都市が被災すれば、その社会的・経済的影響が大きいことから、都市部における基幹的なライフライン等の堅牢化が重要である。</p>	<p>・国土基盤ストックのマネジメントについては、第1部第4章第1節に主旨を反映。 ・災害に強いインフラの整備については、第2部第5章第1節(1)及び第2節(1)に主旨を反映。</p>

<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>9</p>	<p>2</p>	<p>(2)居住エリアの再構築 集約型の都市構造を構築するために、職住近接による利便性の高い生活を実現できる都心居住を促進する。そのため都心型住宅の供給を図る一方、安全・安心な住環境の形成、生活利便性の立地を進めるなど、都心エリアの再構築を行う。 また、高度成長期に大都市近郊で開発されたニュータウンは、現在、人口の減少、高齢化の進展、住宅や公共公益施設等の老朽化など様々な課題を抱えている。こうしたニュータウンの再生に向けては、新しいまちづくりのモデルとして、多様な世代の人々が生活し、働き、憩う、ユニバーサルデザインの複合機能都市へと転換できるよう、地域と住民を支援する制度を整える。 さらに、郊外部の住宅地についても、居住者層の高齢化や空家・空地の発生等により居住・生活環境の悪化が懸念されるものがあり、こうした地域においては、居住環境の維持・向上を図るために地域住民を主体とした安定的かつ継続的な取組を支援することが重要である。</p>	<p>・第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)(2)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>10</p>		<p>我が国の国際競争力を高めるために、我が国を代表する中小企業のものづくり基盤技術とも融合させながら、付加価値の高いバイオ・ICT・ロボットなどの次世代テクノロジー産業や防犯・防災・健康・エコロジーなどの安全・安心産業、バイオテクノロジーを導入しアグリリソースの高度利用を図る次世代農林水産業等の発展、育成を図るとともに、地球温暖化対策に貢献するなど環境に配慮したエネルギーの研究開発を推進する。 そのためには、ベンチャービジネスや新産業を育成するコーディネーターの養成などによる民間の発意・ビジネスマインドの誘導・サポート、地域の伝統産業(農林水産業を含む)や中小企業の高い技術力の蓄積を生かす施策の推進、企業と大学・研究機関が産学連携して、産業イノベーションを育む人材ネットワークの形成、中枢港湾・国際空港に隣接した地域において国際競争力のある産業の集積促進などを行う。</p>	<p>・ については第2部第2章第1節(1)、同第2節(1)に主旨を反映。 ・ ビジネス支援については第2部第2章第2節(3)に主旨を反映。 ・ 集積拠点の形成については、第1部第3章第1節(1)に主旨を反映。</p>
<p>福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市</p>	<p>11</p>		<p>広域ブロック圏が、自立・協働して発展するとともに、社会経済のグローバル化、ボーダレス化の進展による世界レベルの地域間競争に対応するために、戦略性を持って広域ブロックが有する特色を相互に活かせるような交流・連携を推進する必要がある。 これまで国土軸構想のもとに、この基盤づくりに取り組んできたが、今後も東アジア地域をも視野に入れた広域ブロック間での人・モノ・情報の動きがより活発になるよう交流・連携を支える基盤整備や仕組みづくりを推進していかなければならない。 このため、国においては基幹的な高速道路や新幹線などの広域ブロックをまたがる交通網を整備するほか、積極的に広域ブロック間の調整を進める仕組みをととのえる。 また、広域ブロックが連携して、防災・減災、地球温暖化や産業廃棄物の不法投棄などの環境問題といった行政課題にも取り組むことができるように支援する。</p>	<p>・第1部第4章第1節及び第3部第1章第2節(3)に主旨を反映。</p>

<p>鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</p>	<p>1</p>	<p>中山間地域は、食料の供給や水源のかん養、国土・自然環境の保全、安らぎや癒しの場などを提供する地域としてのみならず、日本の伝統文化が息づく地域であり、人々の暮らしがこれを支えてきた。わが国が真に豊かな国としてあり続けるためには、中山間地域の存在意義を明確にし、国民共有の価値観を創出したうえで、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築するため、地域が主体的に行う以下の点を踏まえた国の総合的な対策を図る必要がある。</p> <p>地域の自主的な問題解決能力を高めるため、地縁組織の再構築などによる「新たな公」の充実 土地所有者の都市部移転などに伴う農地・山林など国土の管理の空洞化に対応 企業、NPO、個人などが、新たに生産活動等を展開するために規制緩和やサポート体制整備 福祉・医療や教育などの生活を支える基盤条件としての地域交通システムの確立並びに情報通信システムの整備</p>	<p>・中山間地域の役割については、第2部第1章第3節(1)に主旨を反映。</p> <p>・「新たな公」の充実については、第2部第8章第1節に主旨を反映。</p> <p>・農地・山林など国土管理の空洞化への対応については、第1部第3章第5節(2)、第2部第6章第6節及び第2部第8章第3節(4)に主旨を反映。</p> <p>・多様な主体の活動を支える体制については、第2部第8章第1節及び第3節(3)に主旨を反映。</p> <p>・規制緩和については、第1部第2章第3節に主旨を反映。</p> <p>・交通システムについては、第1部第3章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章において検討中)</p> <p>・情報通信システムについては、第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章において検討中)</p>
<p>鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</p>	<p>2</p>	<p>人口減少下においても地域住民に一定の行政サービスや生活関連サービス、雇用の場を提供していくために、広域的な生活圏の形成を目指す必要があり、複数の市町村の連携とともにその中心となる地方中小都市の機能を維持・強化する必要がある。</p>	<p>・複数市町村の連携については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(1)に主旨を反映。</p> <p>・都市の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>

鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	3	<p>グローバルな地域間競争の激化や本格的な地方分権時代を迎える中で、ブロック単位の広域経済圏など、自立した広域ブロックの形成を計画のねらいと戦略的取組の柱として、積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>その中で、地方中枢・中核都市圏や地方中心・中小都市圏のそれぞれの機能に応じた整備、産業集積の充実と新たな形成、県境を越えた広域的なネットワークの強化やブロック内格差の改善に向けた高速道路網・鉄道網などの広域的な交通・物流ネットワークの基盤整備を推進する必要がある。</p>	<p>・第2部第1章第2節に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p>
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	4	<p>経済、文化、学術などの活動範囲が、県境をはるかに越えて世界へ急速に広がり、世界規模での地域間競争が激化する中、広域ブロックが、自立した圏域を形成していくためには、東アジアを核として、アジア・太平洋地域など世界各地との関係を強化しながら、広域国際交流圏を形成し、ブロックレベルで国際経済や文化の連携・交流を推進していく必要がある。</p> <p>そのためには、ブロック内の空港・港湾の海外に向けた機能の強化を図るとともに、国際的に魅力ある立地環境の創出や国際的な連携や交流を通じて世界に貢献し、誇り得る地域づくりを促進する必要がある。</p>	<p>・空港・港湾機能等の強化については、第1部第3章第1節、第2部第3章第2節(1)に主旨を反映。 (第2部第4章においても検討中)</p> <p>・国際文化交流については、第2部第3章第1節(3)に主旨を反映。</p>
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	5	<p>市町村合併の進展や国における地方分権改革推進法の制定など、国、地方を通じて行政の枠組みの抜本的な見直しが進められており、分権改革が進展している。</p> <p>また、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況にあり、このような状況は今後も深まると予想されることから、今後の社会資本整備の重点化・効率化の考え方に大きく影響するものである。</p> <p>新時代における国土計画の策定にあたっては、このような時代の潮流と国土政策上の課題を認識する必要がある。</p>	<p>・分権改革の進展に係る認識については、第1部第1章第3節(2)、第1部第2章第3節、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第2節に主旨を反映。</p> <p>・厳しい財政状況については、第1部第1章第1節(1)に主旨を反映。</p>
広島県・広島市	1	<p>広域ブロックの自立的発展のためには、国際・広域交流機能、都市型産業機能、文化発信機能などの様々な都市機能を有し、ブロックの発展を牽引していく拠点都市圏の役割が特に重要である。そのため、三大都市圏や札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市圏などを、各ブロックを代表する拠点都市圏として位置付け、これら都市圏における高次都市機能の一層の強化を図る必要がある。</p>	<p>・都市の拠点性の向上については、第1部第3章第2節(1)、第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p> <p>・なお、広域ブロックにおける都市の機能については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待される。</p>

福岡県、北九州市、福岡市	1	<p>「成長するアジア」との新しい交流圏の形成 「成長するアジア」と我が国の連携を深めていくためには欧米を向いていた太平洋ベルト地帯を中心とする国土構造を、アジアを向いた国土構造へ改編すること(アジアとの交流圏の形成)により実現される。 これまで我が国においては、東京をはじめとする大都市圏に国際交流機能が集中してきた。しかし、中国の成長による上海の世界都市化により、我が国における東京牽引型の国際化モデルにも改編の必要性が迫られている。例えば、近年、日本海側の港湾の貨物取扱量が相対的に増加していることをはじめ、アジアと海を隔て対面する地域が国際交流の窓口としての機能を高めている。 また、アジア連携の時代には、生活レベルで空間と時間を共有し、気安く頻繁に交流を図ることが重要であるが、アジアと海を隔て対面する都市の間では、海・陸双方の安価で短時間な交通アクセスを備え、交流が活発化している例も見られる。 つまり、地域における交流実績やアジアのニーズ・課題に対応した交流シーズを有することはもちろん、地理的に近く、東シナ海、黄海や日本海を活用できるという条件を有する複数の地域が、それぞれに国際交流機能を担うことで、「成長するアジア」との新しい交流圏の拠点となり、我が国とアジアとの連携を先導していくことが必要である。</p>	<p>・アジアと各広域ブロックとの交流については、第1部第2章第1節及び第1部第3章第1節に記述。</p>
福岡県、北九州市、福岡市	2	<p>アジアとの連携型国土の実現に寄与するため、今後もアジアからのニーズが増大する都市・環境問題について、国連機関をはじめとする関連機関を集約・強化するとともに、知的センターを設置するなど、アジアの玄関口となる地域に都市・環境問題に関する研究・開発・国際交流拠点を形成する必要がある。</p>	<p>・交流・連携を支える研究・交流拠点の充実については、第1部第3章第1節(2)に記述。</p>
福岡県、北九州市、福岡市	3	<p>地域が自立した経済圏となっていくためには、知的基盤と高度な技術を活用しながら、拠点都市が地域ブロックの成長の極となる産業集積拠点を形成する必要がある。</p>	<p>・第2部第1章第2節(2)に主旨を反映。</p>
福岡県、北九州市、福岡市	4	<p>企業の多様なニーズに対応する高度な物流サービスを提供可能な条件を備え、対アジア物流の準国内輸送化、アジアとの貨物翌日配達圏を実現するため、地理的特性や交流実績等を活かしハード・ソフト両面から機能強化を図り、戦略的な物流拠点を形成する必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節に主旨を反映。(第2部第4章においても検討中)</p>
福岡県、北九州市、福岡市	5	<p>アジアとの競争・連携における個々の戦略分野のみならず、アジアの発展に関する総合的な知の拠点としての学術集積拠点を、アジアの玄関口となる地域に形成する必要がある。</p>	<p>・交流・連携を支える研究・交流拠点の充実については、第1部第3章第1節(2)に記述。</p>
福岡県、北九州市、福岡市	6	<p>アジアの人々の文化・生活を豊かにする人的交流、情報交流拠点として、更にはアジアへの文化、生活創造発信拠点として国境を越えた生活・文化圏形成を推進する必要がある。</p>	<p>・第1部第3章第1節(2)に主旨を反映。</p>